平成19年（第４回）山鹿市議会12月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	12月　4日	火	開会・提案理由説明	
2	12月　5日	水	休会	
3	12月　6日	木	発言通告締切（正午まで）	
4	12月　7日	金	休会	
5	12月　8日	(土)		
6	12月　9日	(日)		
7	12月　10日	月	質疑・一般質問	
8	12月　11日	火	質疑・一般質問・委員会付託	
9	12月　12日	水	本会議なし	経済観光
１０	12月　13日	木		文教厚生
１１	12月　14日	金		建設環境
１２	12月　15日	(土)	休会	
１３	12月　16日	(日)		
１４	12月　17日	月	本会議なし	総務
１５	12月　18日	火		議会運営
１６	12月　19日	水	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成19年（第４回）山鹿市議会12月定例会

目　次

第１号（12月４日）

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 3
３．出席議員 …… 3
４．説明のため出席した者 …… 4
５．事務局職員出席者 …… 5
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6
７．日程第２　会期の決定 …… 6
８．日程第３　議案第87号～議案第96号
　　報告第14号～報告第16号 …… 6
９．提案理由の説明 …… 7
（１）議案第87号（西田総務部長） …… 7
（２）議案第88号（西田総務部長） …… 8
（３）議案第89号（西田総務部長） …… 9
（４）議案第90号（藏原農林部長） …… 10
（５）議案第91号（杉焼副市長） …… 11
（６）議案第92号（杉焼副市長） …… 11
（７）議案第93号（杉焼副市長） …… 11
（８）議案第94号（杉焼副市長） …… 11
（９）議案第95号（杉焼副市長） …… 11
(10) 議案第96号（杉焼副市長） …… 11
(11) 報告第14号（八木田教育部長） …… 12
(12) 報告第15号（藏原農林部長） …… 12
(13) 報告第16号（藏原農林部長） …… 13
10. 散　会 …… 13

第２号（12月10日）

１．議事日程 …… 17
２．本日の会議に付した事件 …… 18
３．出席議員 …… 18

４．説明のため出席した者 …… 19
５．事務局職員出席者 …… 20
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 21
（１）永田紘二議員第１問目一般質問（１回目） …… 21
〇藏原農林部長答弁 …… 22
（２）永田紘二議員第１問目一般質問（２回目） …… 24
〇藏原農林部長答弁 …… 25
（３）永田紘二議員第２問目一般質問（１回目） …… 26
〇中嶋市長答弁 …… 29
（４）永田紘二議員第３問目一般質問（１回目） …… 30
〇八木田教育部長答弁 …… 30
（５）永田紘二議員第３問目一般質問（２回目） …… 32
（６）森川昭彦議員第１回目一般質問 …… 34
〇本郷病院長答弁 …… 36
〇中嶋市長答弁 …… 38
〇西田総務部長答弁 …… 38
〇藏原農林部長答弁 …… 39
〇三森総務部次長答弁 …… 40
（７）原　徹議員第１問目一般質問（１回目） …… 41
〇中嶋市長答弁 …… 42
（８）原　徹議員第１問目一般質問（２回目） …… 43
〇中嶋市長答弁 …… 45
（９）原　徹議員第１問目一般質問（３回目） …… 46
〇中嶋市長答弁 …… 47
(10) 原　徹議員第２問目～第４問目一般質問（１回目） …… 48
〇藏原農林部長答弁 …… 50
〇池田建設部長答弁 …… 51
〇八木田教育部長答弁 …… 52
(11) 原　徹議員第２問目～第４問目一般質問（２回目） …… 52
〇藏原農林部長答弁 …… 54
〇森市民福祉部長答弁 …… 54
〇池田建設部長答弁 …… 54
〇中嶋市長答弁 …… 55
(12) 原　徹議員第２問目～第４問目一般質問（３回目） …… 55

○藏原農林部長答弁 …… 56
(13) 古荘克郎議員第１回目一般質問 …… 56
○中嶋市長答弁 …… 57
(14) 古荘克郎議員第２回目一般質問 …… 58
○中嶋市長答弁 …… 59
(15) 古荘克郎議員第３回目一般質問 …… 62
○中嶋市長答弁 …… 62
(16) 森　久雄議員第１回目一般質問 …… 63
○杉燒副市長答弁 …… 65
(17) 森　久雄議員第２回目一般質問 …… 69
○杉燒副市長答弁 …… 70
(18) 藤原　豊議員第１回目一般質問 …… 72
○三森総務部次長答弁 …… 73
○池田建設部長答弁 …… 74
(19) 藤原　豊議員第２回目一般質問 …… 75
○三森総務部次長答弁 …… 76
○池田建設部長答弁 …… 77
○藏原農林部長答弁 …… 77
(20) 藤原　豊議員第３回目一般質問 …… 78
○西田総務部長答弁 …… 79
(21) 島田節男議員第１問目一般質問（１回目） …… 79
○中嶋市長答弁 …… 81
(22) 島田節男議員第１問目一般質問（２回目） …… 82
○中嶋市長答弁 …… 84
(23) 島田節男議員第１問目一般質問（３回目） …… 85
○中嶋市長答弁 …… 86
○西田総務部長答弁 …… 88
○中嶋市長答弁 …… 88
(24) 島田節男議員第２問目一般質問（１回目） …… 89
○三森総務部次長答弁 …… 89
(25) 島田節男議員第２問目一般質問（２回目） …… 90
○三森総務部次長答弁 …… 91
(26) 島田節男議員第２問目一般質問（３回目） …… 92
○三森総務部次長答弁 …… 92

７．散　会 …… 93

第３号（12月11日）

１．議事日程 …… 97
２．本日の会議に付した事件 …… 98
３．出席議員 …… 98
４．説明のため出席した者 …… 99
５．事務局職員出席者 …… 100
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 101
（１）池田誠一議員第１回目一般質問 …… 101
〇中嶋市長答弁 …… 106
〇星子病院事務部長答弁 …… 107
〇八木田教育部長答弁 …… 108
〇田中教育長答弁 …… 109
（２）池田誠一議員第２回目一般質問 …… 111
〇田中教育長答弁 …… 113
（３）丸山寛治議員第１問目一般質問（１回目） …… 114
〇西田総務部長答弁 …… 114
（４）丸山寛治議員第１問目一般質問（２回目） …… 115
〇西田総務部長答弁 …… 115
（５）丸山寛治議員第２問目一般質問（１回目） …… 116
〇中嶋市長答弁 …… 117
（６）丸山寛治議員第２問目一般質問（２回目） …… 117
（７）吉本政幸議員第１回目一般質問 …… 118
〇藏原農林部長答弁 …… 120
（８）吉本政幸議員第２回目一般質問 …… 122
〇藏原農林部長答弁 …… 124
（９）吉本政幸議員第３回目一般質問 …… 125
〇藏原農林部長答弁 …… 126
(10) 家入憲隆議員第１回目一般質問 …… 127
〇熊野環境部長答弁 …… 128
〇池田建設部長答弁 …… 128
(11) 家入憲隆議員第２回目一般質問 …… 129
〇熊野環境部長答弁 …… 131

○池田建設部長答弁 …… 132
○杉焼副市長答弁 …… 133
(12) 家入憲隆議員第３回目一般質問 …… 134
○中嶋市長答弁 …… 134
(13) 丸山康昭議員第１回目一般質問 …… 135
○杉焼副市長答弁 …… 137
(14) 丸山康昭議員第２回目一般質問 …… 138
(15) 北原昭三議員第１回目一般質問 …… 139
○森市民福祉部長答弁 …… 141
○福田商工観光部長答弁 …… 142
○熊野環境部長答弁 …… 142
(16) 北原昭三議員第２回目一般質問 …… 143
○福田商工観光部長答弁 …… 145
○熊野環境部長答弁 …… 145
(17) 川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 146
○三森総務部次長答弁 …… 147
(18) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 150
○三森総務部次長答弁 …… 150
○西田総務部長答弁 …… 151
(19) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 152
○田中教育長答弁 …… 153
(20) 川野　功議員第２問目一般質問（２回目） …… 154
○田中教育長答弁 …… 156
(21) 川野　功議員第３問目一般質問（１回目） …… 158
○福田商工観光部長答弁 …… 158
(22) 川野　功議員第３問目一般質問（２回目） …… 159
○中嶋市長答弁 …… 160
(23) 立山　隆議員第１回目一般質問 …… 161
○熊野環境部長答弁 …… 162
(24) 立山　隆議員第２回目一般質問 …… 163
７．日程第２　委員会付託 …… 163
８．散　会 …… 163

第４号（12月19日）

１．議事日程 …… 167
２．本日の会議に付した事件 …… 167
３．出席議員 …… 168
４．説明のため出席した者 …… 169
５．事務局職員出席者 …… 170
６．日程第１　議案第87号～議案第96号
請願第７号
陳情第20号～陳情第21号 …… 171
７．各常任委員長の報告 …… 171
（１）経済観光常任委員長報告 …… 171
（２）文教厚生常任委員長報告 …… 172
（３）建設環境常任委員長報告 …… 173
（４）総務常任委員長報告 …… 174
８．質　疑 …… 175
９．討　論 …… 175
（１）原　　徹議員討論 …… 175
10．採　決 …… 178
11．日程第２　議員提出議案第４号 …… 179
12．提案理由の説明 …… 179
（１）議員提出議案第４号（寺崎勇児議員） …… 179
13．質　疑 …… 181
14．討　論 …… 181
15．採　決 …… 181
16．日程第３　議員提出議案第５号 …… 181
17．提案理由の説明 …… 182
（１）議員提出議案第５号（太田黒鐵郎議員） …… 182
18．質　疑 …… 182
19．討　論 …… 182
20．採　決 …… 182
21．日程追加　日程第４　議案第97号～議案第106号
意見書案第３号～意見書案第４号 …… 183
（１）議案第97号（西田総務部長） …… 184
（２）議案第98号（西田総務部長） …… 185

（３）議案第99号（森市民福祉部長） …… 185
（４）議案第100号（熊野環境部長） …… 186
（５）議案第101号（黒田市民福祉部次長） …… 186
（６）議案第102号（黒田市民福祉部次長） …… 186
（７）議案第103号（池田水道局長） …… 187
（８）議案第104号（池田水道局長） …… 187
（９）議案第105号（星子病院事務部長） …… 187
(10) 議案第106号（熊野環境部長） …… 188
(11) 意見書案第３号（職員朗読） …… 188
(12) 意見書案第４号（職員朗読） …… 190
22. 質　疑 …… 191
23. 討　論 …… 192
24. 採　決 …… 192
25. 閉　会 …… 193

１２月４日（火曜日）

平成19年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成19年12月４日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　議案第87号　山鹿市個人情報保護条例
議案第88号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
議案第90号　字の区域変更について
議案第91号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第92号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第93号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第94号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第95号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第96号　教育委員会委員の任命について
報告第14号　専決処分の報告について
報告第15号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第16号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番　平井光臣君
２番　北原昭三君
３番　芹川正美君
４番　藤原　豊君
５番　立山秀木君
６番　立山　隆君
７番　原　徹君
８番　平井邦廣君
９番　吉本政幸君

10番　池田誠一君
11番　堀　茂幸君
12番　永田紘二君
13番　森川昭彦君
14番　川野　功君
15番　古荘克郎君
16番　島田節男君
17番　森　芳顕君
18番　家入憲隆君
19番　横手啓介君
20番　高野誠二君
21番　藤原　弘君
22番　森　久雄君
23番　西牟田　長君
24番　太田黒鐵郎君
25番　丸山寛治君
26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長　中嶋憲正君
副市長　杉焼義文君
教育長　田中　宏君
総務部長　西田秀行君
市民福祉部長　森　和芳君
農林部長　藏原榮一君
商工観光部長　福田憲之君
建設部長　池田永実君
環境部長　熊野次男君
病院事務部長　星子四郎君
教育部長　八木田達博君

総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
商工観光部次長	北井孝範君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	池田幸一君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
福祉課長	富田辰郎君
農林企画課長	戸次由夫君
農林整備課長	斉藤憲二君
商工課長	永田義文君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（高野誠二君）

ただいまから平成19年（第４回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において立山秀木議員、立山　隆議員を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

○

日程第３　議案第87号～議案第96号

報告第14号～報告第16号

○議長（高野誠二君）

日程第３、議案第87号から報告第16号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第87号　山鹿市個人情報保護条例

議案第88号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）

議案第90号　字の区域変更について

議案第91号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第92号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第93号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第94号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第95号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第96号　教育委員会委員の任命について

報告第14号　専決処分の報告について

報告第15号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について

報告第16号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第87号　山鹿市個人情報保護条例について、ご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する本市の制度といたしましては、今日まで電算組織に記録される個人情報のみを対象としておりましたが、近年の高度情報通信社会の進展や個人情報の保護に対する意識の高まりを背景に制定されました個人情報保護関連法律の趣旨を踏まえ、保護する個人情報の範囲を、紙面等を含めたペーパーですが、市が保有するすべての個人情報へと拡大し、現在の16条から構成されます山鹿市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例の全部を見直し、６章58条から構成される山鹿市個人情報保護条例へと改正するものでございます。内容についてご説明いたします。

まず、条例名を山鹿市個人情報保護条例といたしております。第１章　総則として第１条は個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、自己に関する個人情報の開示を求めること、及び開示を受けた自己に関する個人情報に関して、訂正及び利用停止を求めることをこの条例上の権利として保障し、個人の権利利益を保護するという目的規定でございます。以下、第２条定義を規定し、第５条市民の責務規定までの５条により構成いたしております。

２ページ下段でございますが、第２章　実施機関における個人情報の取扱いとして、第６条は取り扱う個人情報の対象者、収集先等を市民等に対し明らかにするとともに、自己情報を検索する際の利用に資するため、届け出に関する必要事項を定めております。以下、第７条　情報収集の制限から、第13条　外部委託等に関する措置規定までの８条により構成いたしております。

第３章第１節　個人情報の開示といたしまして、第14条第１項は開示請求できるものの範囲を広く何人もと認め、第２項は法定代理人の開示請求を規定しております。第15条は開示請求の手続、第16条は開示情報に該当しない場合の開示義務を規定し、以下第17条　個人情報の部分開示から第27条　開示手続の特例の規定まで14

条により構成いたしております。

次に、10ページの上段になりますが、第３章第２節　個人情報の訂正といたしまして、第28条は開示を受けた自己情報に事実の誤りがあった場合に、訂正請求できるものの範囲を規定するとともに、法定代理人の訂正請求権を規定しております。第29条は訂正請求の手続、第30条は訂正義務を規定し、以下第31条　訂正請求に対する決定等から、第35条　第三者に対する意見書提出の付与等に関する規定まで８条により構成いたしております。

11ページ下段になりますが、第３章第３節　個人情報の利用停止としまして、第36条は開示を受けた自己情報について本条例に違反して取り扱われた場合の自己情報を利用停止請求できるものの範囲を規定するとともに、法定代理人の利用停止請求権を規定しております。

第37条は利用停止請求の手続、第38条は利用停止義務を、第39条には利用停止請求に対する決定等、及び第三者に対する意見書提出の付与等を規定するなど４条により構成いたしております。

次に、13ページの上段でございます。第３章第４節として、第40条は開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てがあった場合の手続などを規定するとともに、以下第43条まで請求者の救済措置などに関する事項を規定するなど４条により構成いたしております。

次は、14ページ上段になります。第３章第５節として、第44条は他の法令等の規定により、自己に関する個人情報について開示又は訂正等に関する規定が定められている場合には、他の法令等の規定を優先して適用するなど、本条例と他の法令等との調整措置を規定したものであります。第４章第45条から48条までは個人情報の保護に関する事項について、調査、審議する山鹿市個人情報保護審査会の設置根拠規定、審査会の組織、委員の任命、任期、服務、不服申立てに係る審査会の調査権限、意見陳述の機会の付与等を規定いたしております。

15ページの中段になりますが、第５章は雑則として、第50条は出資法人の個人情報保護の努力義務を規定し、第52条は条例の運用状況の公表に関する事項を規定いたしております。第６章第54条から58条までは罰則を規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は平成20年４月１日から施行するものであります。

続きまして、議案第88号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本案は地方税法施行令の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたため提案するものであります。

65歳から74歳までの前期高齢者を対象に、国保税を年金から天引きする特別徴収制度について定めるものであります。国民健康保険における特別徴収対象者は、世

帯内の国保被保険者全員が65歳以上、75歳未満の世帯主で、一つ目に年額18万円以上の年金を受給していること。二つ目に国保税と介護保険料の合算額が年金額の２分の１を超えないこと。この二つを共に満たすものを特別徴収の対象とするというものでございます。改正の内容について、ご説明いたします。

１ページをお願いします。前段５行は特別徴収に係る条の追加による条項の整備であり、第12条の次に特別徴収に係る規定を７条追加するものであります。第13条第１項は当該年度の初日において、国保税の納税義務者が老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の世帯である場合には、国保税を特別徴収によって徴収するという規定です。第２項は４月２日から８月１日までの間に、特別徴収対象被保険者となった場合は、特別徴収により徴収することができるという規定です。第14条は老齢等年金給付の支払をする者を特別徴収義務者とするものであります。

２ページをお願いします。第15条は、年金保険者は特別徴収した支払回数割保険税額を翌月の10日までに市に納入しなければならないとするものです。第16条は、国保被保険者が資格を喪失した場合は、年金保険者に通知するとともに、年金保険者は徴収を中止し、徴収の実績を市長に通知しなければならないとするものです。第17条第１項は既に特別徴収対象被保険者であった者については、９月までは前年度の最後に徴収された支払回数割保険税額を徴収するというものであります。第２項は所得の変動があった場合など、支払回数割保険税額に相当する額が適当でないときは、６月から９月までは所得の状況により勘案した額を徴収することができるとするものであります。

第18条は新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収について定めたものです。前年度の国保税額を支払回数で除した額を徴収するというものであります。１号から３号は、それぞれの期間に特別徴収対象年金給付が行われる場合の仮徴収の期間を定めたものであります。

次に、２ページから３ページにかけてでございます。第19条第１項は、国保税を特別徴収することができなくなった場合は普通徴収に切り替え徴収するという規定です。第２項は年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が徴収すべき額を超えた場合において未納がある場合は、それに充当するというものであります。第10条は文言の整理を行うとともに、同条を第11条とし、新たに第10条を追加し、徴収の方法を特別徴収、普通徴収と規定したものであります。附則の改正はこれまでのそれぞれの号に引用する条項の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年４月１日から施行するものでございます。以下、適用区分及び経過措置を定めております。

続きまして、議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）につい

て、ご説明申し上げます。

１ページをお願いします。今回の補正予算は歳入歳出予算の補正であります。第１条歳入歳出予算の補正は、総額に924万円を追加するものでございます。

９ページをお願いいたします。補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明をいたしたいと思います。まず３歳出、（款）民生費、（目）障害者福祉費の補正額60万9000円は、障害者の地域交流や自己啓発などの社会参加を支援するものであります。地域活動支援センターにおけるパソコン教室等の開催に係る整備を行います。なお、当事業は熊本県からの指定事業でございます。

続きまして、（款）衛生費、（目）環境対策費の補正額60万円は、市営水道給水区域外の小規模水道施設給水区域内における正常な飲料水の供給並びに公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るものでございます。

10ページをお願いします。（款）農林水産業費、（目）農業振興施設費の補正額350万円は、特産工芸村の地盤沈下に係る改修補強工事を行うものであります。

続きまして、（款）教育費、（目）中学校管理費の補正額453万1000円は、市内各中学校の全国大会等への出場を支援するものであります。

以上、説明終わります。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

議案第90号　字の区域変更について、ご説明申し上げます。県営事業により施行しています経営体育成基盤整備事業の区画整備事業に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

区域等につきましては、１ページに記載のとおりでございます。２ページをお願いいたします。字界変更位置図を添付しておりますが、黒の実線で囲んだ区域が当該事業区域であり、山鹿市山鹿及び中並びに古閑地区に位置しております。変更をお願いする区域は①から④の番号で示しております４カ所でございます。３ページから６ページにかけまして、字界変更図の詳細を添付しておりますが、それぞれの図面の黒い３点実線並びに２点実線が変更前の大字、小字界でこの区域を赤の３点実線並びに２点実線のとおりに変更するものでございます。変更を必要とする区域は、１ページに記載しております14筆の全部と７筆の一部及びこれらの区域に隣接します道路、水路である公有地の全部でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

議案第91号、第92号、第93号、第94号、第95号につきましては、山鹿市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。関連をいたしておりますので、まとめてご説明申し上げます。

次の者を山鹿市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第３項の規定よって、議会の同意を求めるものでございます。

現在、本市におきましては５名の委員さん方にご就任をいただいておりますが、任期満了が平成20年３月１日であり、本議会に提案をするものであります。

議案第91号につきましては、住所　山鹿市中792番地６。氏名　中山俊治。昭和21年８月６日生まれでございます。

提案理由といたしまして、木村實委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

議案第92号では、住所　山鹿市鹿北町岩野5296番地３。氏名　古川憲一。昭和17年11月28日生まれでございます。

提案理由といたしまして、同氏の任期満了に伴い、再選任しようとするものでございます。

議案第93号では、住所　山鹿市菊鹿町上内田474番地。氏名　松本英亮。昭和11年７月６日生まれでございます。

提案理由といたしまして、同氏の任期満了に伴い、再選任しようとするものでございます。

議案第94号では、住所　山鹿市鹿本町小柳480番地１。氏名　小原國男。昭和12年１月13日生まれでございます。

提案理由といたしまして、同氏の任期満了に伴い、再選任しようとするものでございます。

次に議案第95号では、住所　山鹿市鹿央町広3554番地。氏名　佐野木主税。昭和17年11月10日生まれでございます。

提案理由といたしまして、平川征児委員の任期満了に伴い、選任しようとするものでございます。

それぞれに次ページに略歴を記載いたしております。ご参照いただき、同意賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第96号についてご説明を申し上げます。議案第96号　教育委員会

委員の任命について。

次の者を山鹿市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定より、議会の同意を求めるものでございます。

住所　山鹿市菊鹿町木野2451番地。氏名　木村ゆみ子。昭和25年７月31日生まれでございます。

提案理由といたしまして、同氏の任期満了が、平成20年３月１日であり、それに伴い、再任命しようとするものでございます。

次ページに略歴を記載しておりますので、ご参照いただき、よろしく同意賜りますよう、お願いを申し上げ説明といたします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

報告第14号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

２ページをお願いいたします。事故発生日時は平成18年10月26日、午前10時10分頃です。相手方は、東京都港区六本木六丁目10番１号、株式会社コムスン　代表取締役　樋口公一氏でございます。

事故の概要は県道津留鹿本線三玉小学校入口交差点付近において、後進しようとした市車両が、後方の相手方車両に接触したものでございます。損害賠償の額９万9054円、和解事項といたしまして、山鹿市は賠償金を支払い、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないものとするものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

報告第15号と報告第16号の２件について、ご報告申し上げます。これらは、現在、市が出資しております法人のうち、幸の国木材工業株式会社、株式会社菊鹿フラワーバンクにつきまして、地方自治法第221条第３項の法人に該当しますので、同法第243条の３第２項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

まず、報告第15号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告でございます。３ページをお願いいたします。平成18年度第20期の事業報告書でございますが、概

要につきましては、記載のとおりでございます。

幸の国木材工業は、平成18年度に創立20周年の節目を迎え、あらゆる経費の削減、生産性の向上を目指して事業活動の改善に取り組んでおります。特に、以前からの懸案事項でありました大量の在庫を整理、償却し、適正在庫水準を確保し、経営の健全化に努めております。

４ページは貸借対照表でございます。

５ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、今期の決算としましては、先ほど申し上げましたとおり、在庫の整理、償却の影響で、営業損失が発生いたしましたが、最終的には、一番下でございますが、当期純利益126万1763円を確保しております。

６ページから７ページは、損益計算書のうち販売費及び一般管理費の内訳、それから製造原価の内訳報告でございます。８ページは株主資本等変動計算書で、貸借対照表の純資産の部の各項目の変動状況を示す計算書類となりますが、当期純利益の126万1763円は、すべて次期へ繰り越しております。10ページから13ページまでは、次期の事業及び予算計画でございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第16号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告でございます。

３ページをお願いいたします。平成18年度の事業報告書でございますが、概要につきましては、記載のとおりでございます。

厳しい経営環境の中で、イベント等の開催による集客及び売上の向上と経費の削減など経営努力を行い、特に平成18年度におきましては、長期借入金を完済し、経営の健全化を図っております。

４ページは貸借対照表でございます。

５ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算としては、最終的には、６ページの一番下でございますが、当期純利益といたしまして44万2395円を確保いたしております。

７ページは株主資本等変動計算書でございますが、当期純利益の44万2395円はすべて次期へ繰り越しております。

９ページから11ページまでは、次期の事業計画書及び予算計画でございますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、出資法人の経営状況の報告を終わります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時28分　散会

～～～

１２月１０日（月曜日）

平成19年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成19年12月10日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．永田　紘二

一般質問

（１）山鹿市農業政策について

①品目横断的経営安定対策

②農地・水・環境保全向上対策

（２）山鹿市小児医療対策について

（３）方保田東原遺跡の今後の管理について

２．森川　昭彦

一般質問

（１）自治体病院の経営形態について

①新臨床研修制度（スーパーローテート）

②勤務医の待遇改善、労働環境の改善について

③魅力ある自治体病院への転換方策

（２）指定管理者制度について

①指定管理者制度移行による経費節減とサービス向上の成果

②第三セクターの今後

③公社の今後の運営

３．原　徹

一般質問

（１）乳幼児医療費の完全無料化（窓口払いなし）の施行について（市長）

（２）地域改善（同和）事業農林業近代化施設管理規則について

（３）市の公園管理について

（４）方保田東原遺跡指定用地の買収について

４．古荘　克郎

一般質問

（１）新庁舎建設の件について

５．森　久雄

一般質問

（１）合併協定項目の調整状況について

６．藤原　豊

一般質問

（１）辺地共聴施設について

（２）市役所組織の本庁方式移行について

7. 島田　節男

一般質問

（１）新庁舎の事務所位置について

（２）総合計画の実現に向けての取り組みについて

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君

19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
病院長	本郷弘昭君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
商工観光部次長	北井孝範君
水道局長	池田幸一君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
福祉課長	富田辰郎君
いきがい推進課長	奥村正文君
健康増進課長	黒田睦男君

子育て支援課長	前田泰秀君
人権啓発課長	中野　力君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
観光課長	寺崎泰和君
住宅課長	有働郁夫君
病院管理課長	田上信博君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。永田紘二議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

おはようございます。12番議員の永田でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を３点させていただきます。１問目は山鹿市の農業政策について、２問目は山鹿市の小児医療対策について、３問目は方保田東原遺跡の今後の管理についてということでお尋ねをしていきたいと思います。一問一答でお願いを申し上げます。

まず、山鹿市の農業政策についてお伺いをいたします。１回目に品目横断、２回目に農地・水・環境についてお尋ねをします。回答次第では３回目をやっていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

この政策は国の大きな農業政策の改革でありまして、平成17年３月に、国の新たな食料・農業・農村基本計画において制度化をされ、10月に提示されたものであります。皆さんご案内のとおりでありまして、平成18年１月の農業新聞の１面に、この改革の表が出ました。早速、説明会等も執行部でされていきましたけれども、３月に市長に、私も一般質問をしております。内容はこういうことでありまして、142集落あり、972人の世話役を通じて集落組織を確立していきたい。担い手の問題、それから集落営農が非常に大きな問題であるというお答えがありました。集落組織を確立することが非常に大事なことかなという理解をしていたわけであります。この制度は平成19年度から始まります。一部平成18年度から始まっておりましたけれども、平成19年６月議会には森川議員からもこの問題については一般質問がなされておりました。９月には芹川議員がご質問をされました。途中経過というについての報告の依頼がありましたけれども、142集落の中の20しか集落はできてないというご報告がありました。14％しか設立がされてないというのが現状かなということであります。平成19年度も、もうあと３カ月しかありません。平成20年度のこの事業に対しての事業計画、予算等も含まれていると思いますけれども、改めて、再度

お伺いをしたいと思います。まず品目横断的経営安定事業の現状、今後の取り組みについてお尋ねをしますけれども、事業内容は当然であります。平成19年度の取り組みの現状、そして問題点が発生しているとすれば、それにどういう対応されてきているかということであります。

２点目には法人化という言葉が出てきますけれども、これを含めて今後の取り組みについて、当然法人化、設立への取り組みなり、特に中山間地域に問題、課題が集積しているようでありますから、そこら辺の取り組みをどうされているのかということをお尋ねをします。

それからもう一つ、私が一番気にかかっておりますのは、国が制度をころころ変えてきますけれども、集落営農組合の設立が20組合されていると聞いておりますが、私も３、４カ所一緒に行きました。そうしたら、当然国に対して営農集落組合を設立する場合には、規約の制定をされておりました。規約案が出されておりました。これには、法人化計画というのを明記されてまして、５年先には法人に移行しなさい、今の営農集落を法人化に移行しなさいという規定というか、縛りというのが出されていますが、今年も見てみますと、麦などはほとんど手取りが少ない、ほとんど収益性がないというような表現もされてますけど、この３品目で、大豆、麦、米の集落組合で、本当に法人に移行したときに生き残れるのかなあというような気がします。そういうものに対して行政として今どういう指導をされているのか、将来どういう見方をされているのか、その辺をお尋ねして１回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

永田議員の一般質問、品目横断的経営安定対策事業についてお答えいたします。平成19年度より始まっております品目横断的経営安定対策事業につきましては、９月議会で答弁申し上げましたが、担い手を中心とする農業構造改革が比較的遅れていると言われている土地利用型農業の米・麦・大豆などが対象となっています。この施策は、麦・大豆の場合、すべての農家の作付に交付されていた助成金を一定の条件を備えた担い手である認定農業者、地域関係者の合意による集落営農組織へ生産条件から生じる不利を補うため支援を行うものです。

また、米や麦、大豆の場合、同じく担い手へ収入減少による影響を緩和するため支援を行うものです。山鹿市の品目横断的経営安定対策の11月末日の状況につきましては、平成19年産の麦・米・大豆で認定農業者88名、集落営農組織20地区の加入がなされております。各作物の11月末の平成19年産加入面積の実績につきましては、

麦456ヘクタール、大豆83ヘクタール、水稲415ヘクタールを作付されております。また、11月末日の平成20年産麦の加入面積は462ヘクタールで、平成19年産と比較して100％強の作付となっております。加入の状況につきましては、麦の場合、認定農業者、集落営農組織ですが、大豆の場合、個別的な自己消費等の小規模栽培農家により多く生産されており、認定農業者、集落営農組織は限られた中で加入されております。米の場合、個別の所得補償ではないため、加入率は伸びておりません。この対策は、国の新たな食料・農業・農村基本計画のもとの農政改革の大きな柱として進められていますが、課題も多く出ています。

例えば、麦・大豆の場合、昨年より交付金が減少したとの不満が出ております。米の場合、減収額の９割について生産者と国による拠出の範囲内で支援するものですが、農家にとって米の場合、極端な減収は考えられませんので、それほどのメリットを感じておられず、加入に対し積極的に取り組まれていません。

また、支援を受けられる担い手となるためには、個人や法人として農業をしようとする場合、認定農業者になって、原則として４ヘクタール以上の耕作農地を確保する必要があります。集落営農組織の場合、原則２０ヘクタール以上の耕作農地を確保する必要がありますが、ともに中山間地域の状況に応じた面積要件の特例措置がございます。しかし、このような要件から加入できない場合が出ております。さらに、事務手続きが煩雑化しているため、農家に戸惑いもあるようでございます。なお、集落営農組織設立の取り組みにつきましては、熊本県、ＪＡ鹿本、市一体となって重点地区を設け、地元座談会、組織経営の指導、研修会などを行い推進しておりますが、先ほど申しましたように、限られた設立状況でございます。このような問題を解決するためには、麦・大豆の生産コストに見合う交付金措置、土地条件の厳しい地域や小規模経営など市町村の意見をもって本対策に加入できる措置、申請事務の簡素化と助成金の仮払い制度創設を図っていただくように、ＪＡ鹿本と市一体となって、熊本県、国へ要望をしているところでございます。

集落営農組織の法人化に向けた取り組みにつきましては、土地利用型作物の米・麦・大豆を基本とした農業生産法人設立へ向けて、集落の合意形成の中で既存組織を存続させるケース、または地域全体が法人化するケースが考えられますので、モデル地域を選定し推進していきたいと思っております。

また担い手育成は、最重要施策に位置づけておりますので、地域農業をどのように守っていくのか、集落の中で検討し、リーダー育成・確保や機械装備の合理化、労働力の省力化を進めていくことが不可欠となっております。

特に、中山間地域及びリーダー不足地域におきましては、例えばＪＡ等が中心となった農業生産法人等の設立を行い、農作業の受託、農産物の生産、加工品の生産

などにより地域農業が守れないか、熊本県、ＪＡ鹿本、市一体となって検討を進めていきたいと思います。

今後の品目横断的経営安定対策事業への取り組みについては、地元の要望に対し、国において事業の見直し等も検討されているようですので、変更等の通知があれば、関係する農家の皆さんへ、本事業の必要性とあわせて説明を行い推進していきたいと思います。

最後に、議員より心配していただいております法人化設立につきましては、組織の充実化を目指した経営強化が必要になりますので、関係機関と一体となって地域の実情にあった指導推進をしていきたいと思います。以上、お答えといたします。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

先ほどのご答弁の中、非常にいま農家は、農業農村をとりまく環境が厳しい状況下になっております。さっきＪＡの話も出ましたけども、地域末端、本当にＪＡの力が必要であるなら、もう少しＪＡとのコミュニケーションを取ってもらって、動いていただけるような指導もお願いをしたいと思います。

２回目にですね、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いをします。内容は、先ほどの質問と本来は一本に質問したかったのですが、わかりやすいように別々に分けてみました。当然平成19年度から始まっております。事業の概要であります。本年度予算計上されてますけれども、どれぐらいの金額が出てるのか、当初２億円ぐらいの事業の中で４分の１が市の負担ということで、5000万円弱の費用が要るのかなということがありました。恐らく4000万円から5000万円の間の予算の中で、もうほぼ出て要ると思います。どういう経過であるのかお尋ねをしたいわけであります。特に、まだ事業費をもらっていないというところがありますので、そこら辺もちょっと踏まえてもらえればと思います。その中で、私がお尋ねしたいのは、当然、従来農業予算を執行されていて、２億円の事業の中の４分の１、5000万円を農業予算として市が計上した場合に、今まで従来の農業施策が減っていないかなと5000万円別枠でやられて、従来の事業で減ったものはないのかという問題、それから新しい事業を5000万円持ち出したときに、ほかの事業、中山間地事業の直接払い等の話

もありますけども、そういうやつもこの事業の中に組み込まれている予算があるのではないかなという疑問を持っているわけであります。そういう中で、第３四半期終わりつつありますが、問題点、課題、それぞれ出てきていると思います。それを対応しながら、平成20年度に向けて、これも５年で打ちきりですから、とりあえず平成20年度に向けてどういう方向付けで進んでいかれるのか、それについてお尋ねをします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

一般質問の２回目、農地・水・環境保全向上対策事業についてお答えいたします。この事業は、農業の持続的発展と多面的機能の健全な保全を図るため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立とあわせて、農業農村の基盤となります農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持、増進することを目的としたものでございます。このような中、農地、農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきている状況でございます。その対策として農業者だけでなく、非農業者も取り込んだ地域の農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する事業でございます。

お尋ねの１点目でございますが、平成19年度の予算状況につきましては、当初予算では組織数115地区、対象面積5088.9ヘクタールの支援金額に対する４分の1の市負担金4899万5000円、及び事業推進費として196万円を計上したものでございます。現時点におきましては、組織数119地区、対象面積4261.9ヘクタール、支援金額１億6731万4000円、これに係ります市負担金は支援金額の４分の１、4182万8000円及び事業推進費として279万7000円が確定しているものでございます。なお地元への支援金は、６月に50％、11月に20％が支払われておりまして、12月末にも20％の支払が予定されているところでございます。

次に、平成18年度より減額あるいは組み替えした予算はないかということでございますが、本事業では施設の維持保全活動の中で、機械の借り上げ、原材料の購入ができる事業でございますので、平成18年度までの機械借り上げ料、原材料の予算より、平成19年度におきましては、2700万円の減額となっているところです。しかしながら、本事業の支援金としては、国8365万7000円、県4182万8000円、市の負担

金として4182万8000円、合計１億6731万4000円が支援されることになっておりますので、地元の皆さんの創意工夫により、支援金の有意義な使用をしていただきまして、事業推進を図っていただきたいと考えております。その他の予算につきましては、事業計画に沿った予算の増減でございますので、組み替えによるものではございません。

次に現状の課題についてでございますが、本事業は基礎部分といたしまして、資源の適切な保全管理のために用排水路、農道等の点検、水路の泥上げ、草刈り、農道への砂利の補充、誘導部分といたしまして、農地・水・環境保全向上のために、施設の長寿命化などの用排水路、堰等の点検、保守管理、補修、農村環境向上のために生態系、景観保全などの生き物調査、水路、道路沿いに花の植えつけ、以上のようなことを活動組織で活動計画を作成し、実施されているものでございます。

特に地元では、農村環境向上のための活動計画、活動内容に苦慮されている現状でございます。市としましては、このような問題に対しまして、他地域の先進的な事例等を県及び熊本県農地・水・環境保全向上対策地域協議会より情報をいただき、地元と協議を行い進めております。また、地元役員さんより事務処理が煩雑であるとの意見も聞いておりますので、国・県並びに熊本県農地・水・環境保全向上対策地域協議会に事務の簡素化を要望していきたいと考えております。

最後に、平成20年度の予算の方針についてということでございますが、本事業は平成19年度から平成23年度までの５カ年間の事業でございますので、平成20年度の予算は、先ほど申し上げました平成19年度の確定額、組織数、対象面積を基本に予算編成に努めてまいりたいと考えております。他の事業の予算に関しましても事業計画にのっとりますとともに、地元の要望等も十分お聞きしながら予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

農業政策につきまして、いろいろご答弁をいただきました。平成20年度に向かっての方向もわかりますが、長期ビジョンの中で、農村、農地、農家を守るために、皆さん方のご努力をお願いしておきます。

２問目をお尋ねします。山鹿市小児医療対策についてということで出しております。これにつきましては、当然病院事業等の問題、医師不足の問題等、後ほどもたくさんの議員からご質問があります。所管委員会から外れた範囲内でですね、ご質問をしていきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

近年、もう皆さん方ご案内のとおり、平成16年度に新医療臨床研修制度の実施がなされました。これにつきまして、医師がほとんど都会に流れ込んだ、流出したということが発生しまして、地方の医療スタッフが不足するという地域医療の崩壊につながるような現象が始まりました。当山鹿市におきましても地域によってはこういう表現はどうかわかりませんが、無医村地域という表現をしましたけど、医者のいない地域が今後出てくるだろうと、従来は医療とか年金は社会保障の基本でありまして、国策として重要な責務であったわけでありますけど、地方分権時代に移りまして、医療問題は保健福祉政策と一本化したものであります。国や県の政策、対策に積極的に行政が参画をして、山鹿市総合計画に掲げる地域とともに支え合う暮らしづくり、基本構想の実現に向けて取り組まれているものだと思います。

さらに、先般山鹿市総合保健福祉計画、次世代育成計画におきましても、医療環境の整備が必要であると掲げられているものであります。地域医療を行政がどのように取り組むべきなのか。例えば、小中学校と幼稚園には教育委員会が、保育行政に関しましては子育て支援課が、養護老人ホームにつきましてはいきがい推進課が、社会保健福祉計画の総合福祉計画の柱は福祉課ということで、それぞれが政策、企画、推進に携わっておられるわけであります。医療政策は県や国任せではなく、地方分権時代にあたっては、市町村地域政策が必要であるという理解をするわけであります。

医師不足の問題につきましては、市長みずから取り組んでこられております。市民の視点、価値観をしっかりとらまえて行動されていると思っております。ただし、市長部局に基本的な政策窓口等が見当たりません。組織を横断した取り組みが必要と今感じているところであります。

山鹿市の医療政策の充実は、当然市民の皆さん方の願いであります。市立病院、民間医療機関、老人保健施設、介護施設の連携、医師会、歯科医師会、薬剤師会、行政の共同による施策の推進を図る必要があると思うわけであります。市民の保健医療、福祉に対する安心してできる政策が行政に求められていると思います。ますます少子高齢化が加速をされます。医師が高齢化をしていきます。また、少子化によって医師になる人が少なくなれば、医師不足が発生するわけでありまして、今後しっかりとした行政課題をとらまえながら、地域医療を確保し、保健福祉政策の推進に当たり、行政責任等を認識していただきたいなあという考えから、本来の山鹿

市の小児医療についてお尋ねをしていきたいわけであります。

まずは、特に危機感があります小児科、それから産科であります。国の施策、厚生労働省の方針は、医療施設の拠点化、医師の集約化、24時間対応の充実した施設を展開することによって、減少する医師の確保、過重労働を改善するとともに、安心して医療サービスが受けられる環境を整備するという計画が推進されているようでありまして、これを踏まえまして熊本県におきましても、平成19年３月、私の手持ち資料でそれぞれの立場の中で、どれくらいの人が参画されているかわかりませんが、熊本県小児医療体制ビジョンが示されました。平成19年３月です。一部を紹介します。まず、小児医療圏の設定をしたいということで、医療圏を４カ所に分けると。県北、県央、県南、天草の４カ所に拠点を分けたい。県北の場合、鹿本郡市、山鹿、植木、それから玉名、有明、これを県北域としております。菊池市は県央の中に含まれているようでありますけれども、そういう４カ所に分けて、その内容はどういうことであるかと申しますと、県北、極端に言いますと、鹿本地区、有明地区に小児医療重点化施設を指定したい。それから、小児医療強化施設を指定したい。重点施設と強化施設を設定して、重点化施設には６人から10人ぐらいの小児科医師を派遣をしたいと。それから強化施設につきましては、３人から５人ぐらいの小児科医を配置したいというようなビジョンが示され、私はそういう理解をして、今ここで質問をしているわけでありまして、さらに平成19年７月、このビジョンに踏まえて、県北、県南地域で説明会があっております。恐らく山鹿からも誰か出席されていると思いますが、地域医療体制検討会の設置をしたいという打ち合わせがされております。

その中に、こういうスケジュール表が出ておりまして、まず８月から10月までにはそれぞれのブロックで打合会、会議をしようじゃないか。それから11月には、それをみんなとりまとめようと。12月には地域小児医療体制検討協議会、これはまだ仮称でありますけども、設定をしたいということが示されております。そして、平成20年２月には保健医療推進協議会で、そういうまとめたやつを提案しようじゃないかというスケジュールが示されました。特に、検討協議会の構成メンバーには、例えば医師会長さん、病院長さん、県議、それから市町村長も構成委員に入れたいという話があっています。当然、中嶋市長にはこういう話があっているからぜひとも手を挙げて参画をしていただきたいという気がしておるわけでありますけども、このような計画が国なり、県なりで示されております。山鹿市におきましても、例えば、こういう事態の中での所管課がどこなのかというのがよくわかりません。昨年から小児医療に関しまして、みずから行動を起こしておられます市長にお伺いをしたいと思います。

まず、２点に絞ってお伺いをします。まず１点は全国的に小児科の医師不足が問題となっております。国はこうした問題に対する方針を先ほど示したように示してありますし、県においてもこれを受けて小児科医療体制に整備をする計画の検討を開始しております。こうした流れについて山鹿市としては、どの程度把握をされて、どれくらい介入されているのかなあというのを１点お尋ねしたい。

もう１点は、こうした状況の中で、市としてどのような対策を取ろうとされているのか。また、これを取るためには、問題点があるとすればどういう問題点があるのか。この２点をですね、よろしければ、中嶋市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。ただいまの永田議員の一般質問、山鹿市の小児医療対策についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、全国的に小児科医が不足し、山鹿市におきましても同様の状況にあることに大変苦慮いたしておりまして、市立病院の医師の確保等につきましては、いろいろな方策をとっておるところでございます。お尋ねの１点目、熊本県の小児医療問題に対する対策等について把握している点でございますが、平成17年12月に厚生労働省等から小児科における医療資源の集約化、重点化の推進を図るよう都道府県に通知がなされ、熊本県では、これを受けて平成18年度に熊本県小児医療体制検討会議を設置し、本県の小児医療体制及び体制の具体的な整備についての基本的な考え方がまとめられております。これをもとに、具体的な医療体制の整備に向けての検討が本年度から開始されたところであり、ここで検討された内容が現在策定中の熊本県第５次保健医療計画の中の小児医療体制の部分に盛り込まれる予定と伺っております。

次に、２点目のこのような流れに対し、市としてどのような対応策をとっているのか、また問題はあるのかとのお尋ねでございますが、このような状況のもと、山鹿市の小児医療体制について市民福祉部の健康増進課、子育て支援課と市立病院の管理課、医事課とで随時会議を開催しているところでございます。市民が安心して医療サービスを受けられ、安心して生活していただくためには、地域医療の体制を整備、充実していく必要がありますので、全庁的な検討体制を整えていきたいと考えております。

次に、県の対策についての問題でございますが、県が検討されている小児医療体制を整備した場合に、国、県からの支援がどの程度受けられるかなど、今の時点で

明らかになっていない点が多くございます。市民の安心のため、地域医療体制の充実に向けて積極的に取り組んでいきたいと思いますので、議員の皆様のご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

市長のご答弁、ありがとうございました。小児医療体制、特に市立病院も踏まえてでありますけれども、小児科医師の不足につきましては、全庁的に取り組みをしていきたいということであります。ぜひとも、これは我々議員も一緒でありますけども、市挙げて取り組んでいく課題という理解をしておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

３問目の質問に移りたいと思います。方保田東原遺跡の今後の管理についてということでお伺いをいたします。これにつきましては、６月議会でも十二分に質問をしました。非常に地域におきます不安感、問題点、たくさん出ておりましたので質問をしました。その中で、地権者に対しましてご説明をされたはずであります。その内容がどういうものであったのか、そして従来予算化するまで、平成19年度の予算がゼロでありましたので、予算化するまでの庁内の横の連携等が、どういう形で今後進めていかれているのかなあということをお尋ねしたいし、また20年度に向かって将来的に、じゃあ、この東原遺跡に対してどういう形で進んでいかれるのかなあということをお尋ねしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

永田議員の１点目、地権者説明会の内容とその後の対応についてお答え申し上げます。

方保田東原遺跡の保存につきましては、区長さん初め地元の方々と連絡を取り合いながら、ご相談をしてまいったところでございますけれども、７月初旬には４回に分けて出土文化財管理センターにおきまして、地権者説明会を開催いたしました。

そこで、資産税解釈の錯誤についてのお詫びを申し上げ、経済状況の変化に伴い方保田東原遺跡の保護の方針を転換したことをご説明申し上げた次第でございます。具体的な内容は６月議会でご答弁を申し上げた内容で、保存に至る手順の説明、それから遺跡活用の推進、市民参加型の計画立案等についてでございました。会の中では、早期の用地の買い上げ、それから指定区域の見直し、税の問題、あるいは庁内連携等さまざまな意見や要望等が出されました。これらにつきましては、記録を残して内部で課題の検討を重ねてきたところでございます。

なお、説明会の記録につきましては、区長さんにもお届けをしているところでございます。多くのご要望、ご意見をいただきましたので、その後も計画等に対する理解をさらに深めていただきたいということで、９月には住宅地を中心に戸別にご訪問し、40世帯の地権者の皆様にご説明を行ってきたところでございます。

続きまして、２点目の庁内の検討会についてでございますけれども、担当部局だけでの計画ではなくて、市全体の課題として取り組むべきであるとの観点から、関係10課によります検討会を立ち上げ、５月から９月までに計５回開催し、検討したところでございます。委員の中には、方保田東原遺跡の重要性を改めて知ったという方もおりましたけれども、遺跡の活用と整備の方法などについて活発な議論を交わしていただき、10月に報告書をとりまとめていただいたところでございます。その後、庁内検討会の報告書をもとに、整備基本計画案をまとめ、政策調整会議で報告し、なお指摘された部分について最終的な修正をしているところでございます。

次に、３点目の平成20年度に向けた動きと遺跡の価値についてお答え申し上げます。方保田東原遺跡の保護につきましては、遺跡の価値や重要性の周知を図るとともに、整備基本計画を策定いたしたことは、ただいま申し上げたとおりです。

そこで保存に至る手順として、まず第１に、遺跡保存には３年から５年の間で発掘調査を実施し、その成果に基づいて整備計画を策定し、整備を実施できればと考えているところでございます。

第２に、現在の歴史公園を生かすための方策、第３に住民の生活関係については保存管理計画を策定して、利便性の向上のための規制緩和策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、庁内検討会による保存活用の方策を継続して検討し、発掘調査の際には、市民の参加を呼びかけて、市民参加型の保存に努めてまいりたいと考えております。また、あわせて早急に市民の皆様の応援団の立ち上げができればというふうに考えております。

最後に、遺跡の価値、重要性についてでございますけれども、現在、博物館で方保田東原遺跡発掘調査35周年記念の特別企画展「掘った、出た、方保田東原、邪馬

台国のあったころ」を開催中でございます。方保田東原遺跡は邪馬台国のあったころの我が国の一つの原始国家でございまして、一つの国であったろうというふうに考えられますけれども、例えば権力者の象徴でございます青銅器、特に鏡については、吉野ヶ里遺跡と遜色のない数が出ております。吉野ヶ里遺跡が37万平方メートルを調査して、13点の青銅器が出ております。方保田東原遺跡では１万5000平方メートルの調査面積に対しまして、同じく13点の鏡が出土しております。もし同じ面積を掘った場合は、まだまだ出てくる可能性が高いということが容易に理解できますし、今後の調査の成果が大いに期待できるということを物語っております。

実は、邪馬台国に関しましては、昭和50年代に、邪馬台国山鹿説を唱えていた学者がおいでになります。明治大学の鈴木教授は、月刊「歴史と旅」という雑誌の邪馬台国特集号で、邪馬台国は熊本県の山鹿市にあったと明言されております。当時は、方保田東原遺跡の規模がまだ未確定でございましたけれども、今になってみますと、山鹿説であれば方保田東原遺跡に相当するのではという大きな夢が膨らんでいるところでございます。

いずれにいたしましても、方保田東原遺跡は、いわゆる拠点集落としての規模と内容が大変優れているところから、国の史跡として高い評価を受けているものでございます。山鹿市民としても、他に誇るべき財産であろうと思っております。今後ともその価値、重要性を理解していただく努力をしてまいりたいと考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

ご答弁は、要りませんけれども。東原遺跡の重要性、価値、十二分にわかりました。しかし、東原を取り巻く地権者の皆さん方の不安というのは、いまだかって解けておりません。さっき35周年という話がありましたけど、35年も前から、農地も売れない、宅地にもされない、家も建てられない、家のあるところは、その改造もできないというのが現状でありまして、それに指定を８ヘクタール今回広げたわけでありますけれども、その時にお願いして、地権者説明会をしていただきました。先ほど内容等にお話ありましたけれども、全く何の話があって、何をしたのかとか

見えませんでした。これは後ほどですね、この範囲内しか言えないのかなという理解をしますが、まずは地権者説明会のときに、78名ですから、最初に問題が出たのが、この大事な説明会に何で幹部が出席してないのか。担当課長の範囲内かということでありまして、それで皆さん方は意見集約をして、それを十二分に検討をしてもらいたい。そのためには、議事録を取ってくれと、一番に出ました。というのは、やっぱり市が今まで「買い上げるよ、買い上げるよ。」と言って来て全然できてないという、それに対する不満、それから農地の制限、宅地の制限等を踏まえた地権者の皆さん方の苦しみだったと思います。特に、用地の指定をする前には、５年か10年ぐらいではもう用地は全部買収しますよと。これはこの前も６月のとき、僕は説明をしました。固定資産税は、ただにしますと。しかし、これは間違っていましたからという説明が今ありました。間違っただけで済むのかなという理解をしました。内部で税務課あたりの検討会等もしたのかなという気がします。それから、宅地を移転するときは、家を建てる、移転するときは、それはお手伝いしますよと。買収もしますよというお話もあってました。そして、今経済の変化で、内容を変更しましたという話がありました。その内容変更というのは買収が非常に難しいということだったわけであります。だから、買収ができないなら指定を取り外してくれと。もう私たちは指定してもらっていた方が困っているという話が出ました。それも打ち合わせはしたそうですけど、どういうふうになったのか、答弁はありませんでした。

それから、先ほど住宅街を40軒説明をして回った、納得していただいた。78名の地権者です。40名の住宅地の人だけ説明して納得してもらっても、それは納得してもらったという報告にならないと思います。それも十二分に検討してもらいたい。それから、今後は78名、88ヘクタールの土地を持っている地権者の皆さん方が、将来、じゃあ、東原遺跡はどうなるのだろうか、５年かかるのだろうか、10年かかるのだろうか、20年かかるのだろうかと心配をされています。それはビジョンを組んで示してやるべきだと思います。

特に80％の補助金が今出ますという話になっていますけども、その80％の国の補助金が何年続くのかと、来年もやるのか、再来年もやるのかという話になる。それには、私たちは例えば極端に言えば、用地取得特別会計でもつくりながらでも地権者の負託にこたえるような戦略を内部で検討してもらいたいなあと、そういう思いを報告しながら質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

以上で永田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫く休憩いたします。

午前10時49分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時00分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により森川昭彦議員の発言を許します。森川議員。

［13番　森川昭彦君　登壇］

○13番（森川昭彦君）

議席番号13番、森川でございます。議長に提出いたしました発言通告に従いまして、２点について一般質問をいたします。

まず、自治体病院山鹿市立病院の経営形態についてお尋ねいたします。山鹿市立病院は長期間にわたります、病院長、そして関係者の努力、環境整備で、全面改築の運びとなりました。地域の中核病院、そして救急医療施設として市民の期待も大変大きいものがございます。既に議会での承認、そして着工ということになりましたが、ゼネコン業界の指名停止や営業停止等で着工が若干遅れております。これは発注者、病院の責任ではございませんが、業界状況等をよく見極めながら、計画どおりの発注、完成を期待いたしております。今日はお忙しい中、病院長がご出席でありますから、医師不足、医師の待遇改善、今後の市立病院の見通し等につきまして３点ほど質問いたします。10年、15年前までは全国的にお医者さんが多すぎる、医師余り現象というふうに言われておりました。しかし、現在では自治体、公立病院を中心に、医師不足で、そのことで閉院やむなしの病院が続出いたしております。山鹿市立病院においても医師不足で、医師の定数に満たない状況であり、医師の獲得に大変苦慮されているとお聞きいたしております。医療ジャーナルという本を読みましたところ、この中で、現在の自治体病院の医師不足の大きな原因は2004年に始まった新臨床研修制度、スーパーローテート、この制度が引き金となって人材、いわゆるお医者さんの流動化が始まったということであります。このことで、研修医がどっと人気のある民間病院に集中し、慌てた大学の医局は自治体の病院に派遣をしていた医師たちを引き揚げた。そして、医師を紹介する業者までが急増したというふうに書いてございます。新臨床研修制度、スーパーローテートとはどのような制度なのか、また医療の業界でこのことについての改善の動きはないのか。山鹿市立病院においても、大きな影響があったのか、お尋ねいたします。

２番目、勤務医の待遇改善、労働環境改善についてお尋ねいたします。先日、この山鹿の出身で当市と同じぐらいの規模の自治体病院に勤務しておられます若い医師の方とお話をしました。大変過酷な労働環境にあるそうでございます。32時間の

勤務はざらで、38時間の勤務に及ぶこともありまして、医師としての使命感、そして気力に、体力、精神状態がついていけない。そのようなことでありました。また一人で当直するのも大変な不安があるということでございました。地方公務員法で縛られておりますが、優秀な医師を招致するには、医師の待遇改善、そして労働環境の改善が急務ではなかろうかと思います。病院改築は行政一体の医療政策でもありますから、官舎の整備、院内保育所の設置等は一般会計、企業会計の枠を超えての支援も必要になってくるかと思います。改築は山鹿市の長期的な医療体制を確立させる大事業でございます。環境整備も他に引けをとらないように、後顧の憂いのないような対策が望まれますが、いかがでしょうか。前段は病院長、そして後段は市長の答弁をお願いいたします。

３番目、魅力ある自治体病院、新しい革袋には新しい酒を入れるという例えがございますが、改築後、医療施設等が充実し、環境整備ができたならば、山鹿市立病院において、医師の確保はできるのでしょうか。改築後の山鹿市立病院での医師の定数は何名とお考えでしょうか。以上、お尋ねをいたします。

２点目、指定管理者制度についてお尋ねいたします。平成15年９月、自治法の改正によりまして、公の施設は直営、若しくは指定管理者制度で行うということとなりました。山鹿市においても平成18年４月より、指定管理者制度に多くの施設が移行されました。熊本県においても、同時期に指定管理者制度に42の施設が移行いたしました。先般の新聞誌上でその評価が掲載されておりました。１年間の評価は、財政効果が８億5000万円、サービス面の向上ということでも良好だという結果が出たそうでございます。先般、大阪の箕面市、そして兵庫県赤穂市を調査いたしました。

赤穂市につきましては、既に多くの議員の皆さんも視察をされておりますが、大規模な総合体育施設がございます。そしてその管理は、指定管理者制度が発足の前から、財産法人の公園管理組合が管理しておるということでありまして、直営よりもより効率的な運営がされておるということであります。

箕面市におきましては、34の施設で6700万円の財政的効果があったと、１年間ででございます。市民アンケートでも、サービス面でも大変向上したという結果が出たそうでございます。山鹿市におきましては、公募型ではありませんので、財政効果が非常にわかりづらいかとも思いますが、効果があったもの、そして逆効果であると判断されたもの、サービス向上面につきましても、１年間の総括をされていると思います。そのことについてお尋ねいたします。

指定管理者制度と関連がございますので、第三セクター、そして公社についてお尋ねいたします。この20年来、全国の自治体で多くの第三セクターが設立をされま

した。しかし、近年その50％近くが税制等で大変優遇されながらも、赤字運営、そして破綻と厳しい状況にございます。そして、そのことが自治体の大きな負担となっております。確かに、地域の産業振興等には大きな役割を果たしてきたことと思いますが、国、県、そして地方自治体の財政難を考えますと、１日も早く自立、独立した経営体制の確立が必要であろうかと思います。指定管理者制度の導入の目的の一つには、この第三セクターの自立経営で、行政を身軽にするという大きな思いがございます。昨今、また第三セクターを設立して、新しい事業という声がちらりと聞こえてまいりましたが、そのような時代逆行の構想はないものであると信じます。早い時期に、それぞれの第三セクターが自立し、施設の修理、営繕等も自前でできるような体制をつくること、そのためにも行政からの役員就任を早くなくして、行政依存体質を解消していただきたい。そのように思います。第三セクターの定義、当市の第三セクターの形態、そして今後どのような方向付けをしていかれるのか、以上３点についてお尋ねいたします。

３番目、地域振興公社の現在の主な業務内容は、指定管理者制度の受け皿としての管理業務であると思います。平成21年からは指定管理者が公募制になると聞いておりますが、山鹿市においては、都市部のように、公募すれば応募者が群がってくるというような魅力のある施設は数が少ないと思います。しかしながら、例えば八千代座でございます。八千代座は経営のやり方によっては、企業や事業者にとって、大変魅力のある施設であろうかと思います。しかしながら、八千代座は建設をされた先達の思い、市民文化の拠点としての役割、そして国の重要文化財でもございます。営利のみで運営をされるならば、市民の思い、そして初期の目的を失ってしまいます。この残された１年で、公募に十分対応できる、競争に勝つことのできる力を公社なり、地元の団体が付けることができるような指導、努力を行政もしていかなければならないと思います。今後の公社運営についてお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。本郷病院長。

［病院長　本郷弘昭君　登壇］

○病院長（本郷弘昭君）

議員お尋ねの１点目、新医師臨床研修制度と当院に対する影響、またこの制度の改善の動きについてお答えいたします。我が国における医師の研修制度は、昭和21年に制定されたインターン制度が始まりでございます。この制度は昭和43年に廃止され、その後医師資格を取得した上で、２年間の研修を積むことが努力義務になりましたが、あくまでも努力義務であったため、臨床の研修を受けなくても診療することが可能でございました。大学の医局においては、医師資格を取得した医師に対

して、研修医として２年間程度研修させるのが一般的でございましたが、研修内容は専門領域に偏りがちでございました。したがって、今日医療の専門化が進む一方で、幅広い臨床能力の習得が求められる中、平成16年４月に新医師臨床研修制度、すなわちスーパーローテートがスタートしたところでございます。この新医師臨床研修制度の趣旨は医師としての人格を養成し、将来専門とする分野にかかわらず医師としての社会的役割を認識しつつ、負傷及び疾病等の一般的な診療に対応できるよう、基本的な診療能力である態度、技能、知識を身につけることでございます。研修期間は医師資格取得後２年以上と定められており、この間、内科、外科以外に麻酔、救急、小児科、産婦人科など幅広い診療科をローテートし、研修を受けることとなっております。研修先は大学附属病院、または厚生労働大臣が指定する病院となっております。この制度では研修医が大都市の病院で研修を受けられるようになったため、大学病院自体が医師不足に陥り、派遣先から医師を呼び戻した結果、地方の公立病院等で医師不足が発生しております。当院においても、この影響を大きく受けているところでございます。

なお、このような状況下での医療業界の改善の動きでございますが、全国の自治体病院の1000余が加盟しています全国自治体病院協議会では、地方６団体と合同で政府に対し、医師確保に関する要望書を提出いたしております。内容としましては、医学部入学定員の枠拡大や、自治医科大学の定員を10％増員すること等、５項目にわたり要望書が提出されているところでございます。

また、日本医師会におかれましては、結婚や出産で医療現場を離れた女性医師の復帰を支援するため、女性医師バンクを創設し、登録の受け付けを開始されております。

次に２点目のご質問、勤務医の待遇改善及び労働環境の改善についてお答えいたします。議員お示しのとおり、勤務医は全国的に厳しい労働環境下で勤務いたしております。特に、救急病院にあっては、宿直勤務の後、翌日の外来診療を行いますため、長時間の労働になっております。当院におきましても、医師不足のため、大変厳しい勤務体制となっており、その中にあって少しでも医師の待遇改善、労働環境の改善ができるよう努力いたしているところでございます。具体的には、本年４月から医師の宿日直手当を見直し、給与面の改善を図っております。また、宿日直の回数を減らすため、月に１回、土曜日から日曜日にかけて他大学病院から医師の派遣をいただいているところでございます。いずれにいたしましても、労働環境の改善は医師の確保が喫緊の課題でございます。待遇改善につきましては、本庁と十分協議しながら進めてまいりたいと存じます。

３点目のご質問、魅力ある自治体病院についてお答えします。自治体病院の使命

は民間病院や行政機関と連携し、市民の安心安全な暮らしに貢献し、地域医療の発展に寄与することと認識いたしております。このたびの改築は、この使命を果たすための投資であり、優秀な医療スタッフを確保する受け皿となるためでもございます。なお、平成22年度の新病院オープン時の医師の数は21名を予定いたしております。今後とも、基本計画に基づき、地域中核病院としての役割を果たすため、一生懸命努力いたす所存でございますので、ご支援とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森川議員お尋ねの勤務医の待遇改善及び労働環境の改善について、お答えいたします。

議員におかれましては、平素から市立病院に対し、ご指導とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。市立病院が優秀な医師を確保し、地域医療の中心的役割を担うためには、医師の勤務環境の整備は必要であると認識いたしております。最近では、新卒医師の３割を女性が占めており、院内保育所の設置は特に重要と考えております。医師確保の条件は、病院内の施設、設備の充実だけでなく、安心して働ける環境づくりも大事でございます。このたびの改築の目的は、議員ご指摘のとおり、市民への安定した医療サービスの提供でございます。この目的のため、医師の勤務環境整備には一生懸命努力してまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

指定管理者制度移行による経費節減、サービス向上の成果についてお答えいたします。ご承知のとおり、平成15年９月の地方自治法改正により、この制度が導入されまして、本市におきましても、平成17年４月に公の施設の指定管理者制度運用指針を定めまして、９月に指定の手続き等に関する条例を制定いたしました。その後、個別の条例改正、選定委員会による選定、指定の議決、協定書の締結という手順を経まして、平成18年４月から28施設に、それから平成19年４月から公募１件を含めまして８施設を導入いたしております。合併前の導入施設を加えますと、現在37の施設で指定管理者制度を活用して、管理運営を行っている状況です。

まず、制度移行に伴いましての経費節減効果といたしましては、公募はわずか１件でございましたので、それほど財政効果が出てはおりませんが、前年の決算と比較しますと、平成18年度実績で300万円、平成19年度では新たに200万円程度の経費節減が見込まれると考えております。全体として500万円程度の経費節減効果を見込んでおります。なお、ご意見のように平成21年度からは、条件が整い次第、できる限り公募による指定管理者をスタートさせる方向で、現在選定方式の準備を進めております。

次に、制度移行に伴うサービス向上という点に関しましては、例を挙げますと、開館時間の延長、開館日の拡大、接遇の向上、それから管理者の意識改革、自主事業の増加等によりまして、利用者の利便性の向上が図られていると考えております。指定管理者制度移行後は、総じて利便性に配慮した弾力的運営がなされておりまして、サービス向上という観点からは移行後の方がまさっているものではないかというふうに判断しております。今後とも民間でできることは民間にという基本方針のもとに行財政改革の推進とも歩調を合わせながら、なお一層制度導入の促進を図り、サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

指定管理者制度の２点目、第三セクターの今後についてお答えいたします。第三セクターの定義につきましては、明確な基準は定められておりませんが、総務省からの第三セクターに関する指針におきまして、地方公共団体が出資または出捐を行っている民法法人及び商法法人と示されております。広義に山鹿市におきましては、幸の国木材工業、菊鹿フラワーバンク、小栗郷、あんずの丘及び鹿本町振興公社の五つの株式会社、そして財団法人山鹿市地域振興公社並びに山鹿市土地開発公社の計７法人がこれに該当することになります。

ご質問の件に関しましては、一般的な見解から、農林部が所管する五つの株式会社についてお答えさせていただきます。

まず、第三セクターの概要等について説明させていただきます。幸の国木材工業につきましては、土地、建物、機械設備をみずから保有し、事業運営を行っており、山鹿市の土地、建物の管理は行っておりません。

また、菊鹿フラワーバンクにつきましても、市の土地、建物の管理は行わず、施設を借用して事業運営を行っております。

また、小栗郷、あんずの丘、鹿本町振興公社の３法人につきましては、地域活性

化及び地域産業の振興等を目的として設立した法人で、平成21年３月31日まで、それぞれの施設の指定管理者として指定しております。

これら五つの法人は、これまで行政機能を補完・代行する役割も果たしながら、初期の設立目的に沿った事業展開を図っております。

また第三セクターは、独立した法人格を有する経営主体であり、自立採算の経営が基本となることから、みずからの責任において、経営改善に努め、自主的、自立的な経営を目指す必要があります。一方、第三セクターの運営につきましては、全国的に景気の低迷等に伴う経営破綻が問題となり、第三セクターに出資している地方公共団体におきましては、その経営への関与のあり方が大きな課題となっております。これまで、国からは、第三セクターの抜本的な見直しを行うことなど、地方公共団体の取り組みを要請されております。幸いにも、本市の第三セクターにつきましては、現在のところ特に経営面での深刻な問題は見られませんが、自立経営に向け直面する環境変化に柔軟に対応する組織体制及び、より効率的な事業運営を確立し、経営体質を強化していく必要があると認識しております。このような中、市としましては、平成18年３月に第１次山鹿市行政改革大綱を策定し、その中で、第三セクターの自立化に向けて取り組んでいくこととしており、適切な対応に努めてまいっております。

具体的には、第三セクターの事業体としての自立化や、競争力のある指定管理者としての事業体改善を図るため、平成18年度におきまして、経営環境、経営力、顧客満足度の視点から、中小企業診断協会熊本県支部に経営診断を委託し、各社の経営上の課題、今後の経営革新及び改善の方向性の提言を受けたところでございます。さらに、今年度は経営診断のフォローアップ及び業務、マネジメント監査業務を委託し、各法人における経営改善に向けた取り組みを支援しております。

また、今年度は山鹿市第三セクターのあり方検討委員会を設置し、第三セクターの自立経営に向けた経営改革を推進するとともに、今後の方向性について検討しているところでございます。市としましては、経営診断等支援業務に係る報告内容を真摯に受けとめつつ、第三セクターに対してさらなる自立経営に向けた経営改善を実施するよう要請するとともに、各法人の設立経緯を踏まえながら、関係者の意見をお聞きした上で、今年度末までには、市としての方針を取りまとめたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

指定管理者制度の３点目、山鹿市地域振興公社の今後の運営についてお答えいたします。財団法人山鹿市地域振興公社につきましては、現在市民会館、八千代座など、山鹿市の７施設を指定管理者制度で受託して管理運営を行っており、公の施設の指定管理者として、より一層の市民サービスの向上と経営改善を図っております。また、市が全額出資した公益法人として地域活性化への貢献であります観光、文化、スポーツ関係の自主事業等も積極的な展開を図っているところでございます。

今後の運営につきましては、市の全額出資の民法第34条の財団法人でございますので、今後ともその性格を生かして運営をしてまいりますが、公の施設の管理運営が、財団の大きな基本事業ですので、制度上公募となりましても、指定管理者として指定されますように、昨年度から中小企業診断協会熊本県支部による経営診断等を受け、その指導や助言をもとに財団法人としての経営改善、経営基盤強化、事業展開における企画力やプロモーション力の強化を図っているところでございます。

また、指定管理者としましては、施設の所管各課と連携を密にしながら、施設管理を行っていくことが重要でございますし、文化、観光などの自主事業を通して、地域活性化に貢献することが求められますので、財団法人としての設立趣旨でありますこれらの事業をさらに強化していきたいと考えております。なお、公社の観光事業の一つとして、当市が連携協定を結んでおります崇城大学と連携したお土産商品の開発販売も現在検討を進めておるところでございます。

○議長（高野誠二君）

森川議員、了解ですか。

○13番（森川昭彦君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で森川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

７番議員、日本共産党の原　徹です。

私は、４問質問いたしますが、まず１問目の乳幼児医療費の完全無料化について、この質問だけは一問一答方式でお願いいたします。

去る10月19日、新日本婦人の会山鹿班の代表６名が市長室を訪れ、市長に乳幼児医療費の完全無料化と対象をさらに小学校３年生までに拡大することを要望いたしました。私も同席しましたが、新日本婦人の会とは、教科書にも登場してきます女性運動家の平塚雷鳥氏や画家の岩崎ちひろ氏などによって、今から45年前の1962年

10月に結成されました。会員は20万人ぐらいだそうでございますが、国連、ＮＧＯにも認証されている全国組織であります。６月議会でも紹介しましたが、今から約40年前の1968年、昭和43年に、新日本婦人の会が乳幼児医療費の無料化を全国に呼びかけて取り組み、現在では全国すべての自治体で補助格差はあるものの、助成が制度化されるようになっております。

先の９月定例会では、3000人を超える賛同署名を添えて、乳幼児医療費の窓口払いなしを求める陳情書が提出されました。3000名を超えるということは、この制度がいかに市民の切実な願いであるかを物語っているわけであります。山鹿市議会は、この市民の切実な声にこたえる立場から、またすべての乳幼児の命を行政が守るという立場から、平成17年９月議会に引き続き、再び全会一致でこの陳情を採択いたしました。市長は本年６月議会で、採択は重く受け止めている。議会の議決は尊重すると答弁されております。ぜひ議会と一緒に市民の切実な願いを実現してやってほしいと願うわけであります。市長の前向きな決断を端的に伺います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の一般質問の１点目にお答えいたします。乳幼児医療費につきましては、現行の制度上、被保険者には一部負担金がございます。その一部負担に対して全額を助成するものでございますので、他の助成制度と同様に申請をしていただき、それに基づき、助成を行っていくことが基本であると考えております。乳幼児の健康を確保するために、乳幼児医療費制度の助成のみならず多くの子育て支援を行っているところでございます。

一方、市民と行政がともにまちづくりを進める中で、お互いの責任をしっかりと果たしていくことは重要なことであると考えております。申請をすることは、子育ての第１義的責任者としての保護者が行わなければならないことと考えております。また、市民からの陳情が議会において全会一致で採択されたことについては重く受け止め、慎重に判断したところでございます。これまでも幾度となく担当課において検討をいたさせましたし、さらに幹部職員の会議におきましても、そのことにつきまして真剣に検討いたした中での判断であるわけであります。山鹿市といたしましては、これまで申し上げましたとおり、現在の償還払い方式で乳幼児医療費の助成を行うこととして支援していきたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

２回目の質問でありますが、４点ほど質問します。市長は、今日はあまり言われませんでしたけども、これまで完全無料化制度は何の手続きもせずに自動的に助成が受けられるという制度ではない。完全無料化は親としての責任感や自覚が希薄になる。こういうふうに市長特有の考えを述べて実施を拒否してこられました。今日もそういうような趣旨のことをちょっと言われましたけども、私は市長のこの考え、市長の行政哲学と言うのでしょうか、二つの点から誤りがあると考えます。窓口払いにすると親の責任や自覚が希薄になる、こういう考えが非常に市長は強いわけでありますが、何を根拠に言われているかよくわかりません。この考え方は山鹿市民を下に見て、市民を信頼しない考え方だと私は思います。病気になった子を病院に連れて行くこと自体、親としての責任感がある証拠ではないでしょうか。親としての自覚がなければ、病院などには連れて行きません。行政の仕事つまり市長の仕事は、親の自覚と責任をさらに支援することではないかと思うわけであります。先日、文教厚生委員会では、菊池市を視察しました。菊池市は、もう既に小学校３年生まで拡大しているわけであります。そして、完全無料化であります。私は、これまで市長が言われたようなことを担当課にお尋ねしてみました。何と言われたかというと、たしかにそういった責任感のない親もいるかもしれません。しかし、市民を信頼しています。このように答えられたわけであります。市長も山鹿市民をもっともっと信頼して行政に当たるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目の誤りは、乳幼児医療費助成制度は何の手続きもせずに、自動的に助成が受けられる制度ではないという考え方が問題だと言うことであります。日本国憲法第25条の１項は、国民の健康で文化的な生活を営む権利を保障し、２項には、国は社会福祉、社会保障の向上と増進に努めなければならないとしてあります。

また、それを受けて、地方自治法第２条には、地方公共団体は住民の安全、健康と福祉を保持すること、このように述べてあるわけであります。今の市長の考え方は日本国憲法と地方自治法から逸脱しているのではないでしょうか。市長には、日本国憲法と地方自治法を常に堅持して、厳しい財政状況の中でも市民の健康と福祉を守る施策を積極的に推進していく責務があるはずであります。子どもをお金がなくて病院に連れて行けない、こういう家庭をなくし、子どもが病気のときは、いつ

でも安心して診察が受けられる、そういう環境をつくってやるのが行政の役目ではないのでしょうか。市長特有の行政哲学を憲法や地方自治法の上に置くことは許されないと考えますが、市長いかがですか。

２点目は、熊本県が出版しております市町村民所得調査、平成18年度版から、山鹿市民の家計所得を調べてみました。家計所得というのは、市民の豊かさを表すものであります。山鹿市民の平均家計所得は262万5000円です。これに対して、隣の菊池市が270万9000円、植木町が272万4000円です。山鹿市は８万円から10万円低くなっております。この点からみても、子どもが病気になってもお金の持ち合わせがないので病院に連れて行けない、こういう家庭が出てくることが推察できるわけであります。

山鹿市の平成18年度決算は、10億8928万円の黒字となっており、また財政調整基金も43億円となっております。乳幼児医療費の完全無料化には、あと800万円から1000万円程度あれば十分実現できると言われております。財政的にも制度化は十分可能であると思いますが、市長の見解を伺います。

３点目は、新日本婦人の会山鹿班の60歳代の女性の方が、市長に要望しておられました。孫が山鹿市と熊本市にいるが、熊本市の孫は至って元気だけども、病院にかかっても窓口払いなしなのでお金の心配が要らない。ところが、山鹿の孫はぜんそく持ちで、病院にかかる回数も多く、いつも治療費の心配をしなければならない。息子夫婦と一緒に住んでいるが、息子夫婦は共稼ぎで、残業、残業で帰ってくるのが遅く、それに給料も安い。経済的にも不安で、孫の医療費をささやかな年金から支援してやらなければならない。熊本市のように早く窓口払いなしを実現してください。このように訴えておられました。私が山鹿市議会で完全無料化を取り上げた平成17年時には、市の段階で実施しているのは６市でした。それから３年間で10市になろうとしております。残りは４市のみであります。市長が言われるように、市長の考え方も違い、市のおかれている状況も違うわけでありますが、しかし、完全無料化制度は多くの自治体で進行し、今では社会の趨勢となっているわけであります。どこの自治体でも、住民の要求がこの制度に非常に強いということだと思います。市民の立場に立って、中嶋市長もこの辺で決断すべきではないでしょうか。

４点目は、総合計画から質問いたします。山鹿市総合計画には、本格的な少子社会を迎え、安心して子どもを産み育てるため、多様な保育ニーズに対応し、次代を担う子ども一人一人が大切にされ、心身ともに健やかに育つように子育て環境の整備を促進しますとあります。すばらしい内容の計画だと私は思います。また市長は、平成18年度施政方針の中で、妊婦や子育て中の親子が安心して生み育てることができる環境づくりを最優先課題として進めますとも述べているわけであります。私は、

市長のこの施政方針にもろ手を挙げて賛成であります。今、子育て中の保護者、あるいは祖父母にとっての最大のニーズは、乳幼児医療費の窓口払いをなくしてほしいということです。このことは3026名の賛同署名を添えた陳情書からも明らかであります。市長、総合計画と市長の施政方針を真摯に推進しようと思うなら、当然完全無料化制度を実現すべきではないでしょうか。市長の見解を求めて、２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の再度の４点の質問にお答えいたします。１点目でございますけども、市民を信頼してないのではないかというご指摘もあったわけでございますけども、決してそういうことではございません。私は、かねて申し上げておりますように、私は６万市民の方をしっかりと信頼しながら市政運営に当たっておるところでございます。私が、いつも申し上げますことは、今日の社会にあって、やはり自助、共助、公助というきちんとした役割分担をすることがぜひ必要であると、そんな思いをいたします。６万市民全体の幸せ、そしてさらに、現在もでございますけども、将来にわたって、山鹿市６万市民を幸せにしていく、その中での判断が一番大事であると、そう思っております。さらに２番目の所得格差についていろいろ周辺の自治体、お話ございましたけども、これをもってこれを変えるものにはならないと私は判断をいたしております。ほかの自治体が窓口払いをなしにする、そういった判断の中で、なぜしないかというお話ございましたけれども、やはり今日の社会、それぞれの自治体が地方分権社会の中にあって、今後どうあるべきか、どうすべきかという検討をしながら判断をして、それに責任を持っていく、そういった時代である。そのことをしっかりと考えながら取り組んでおるところございます。

４点目につきましては、先ほどおっしゃいました憲法や条例や法律等々に逆らうものではないかと、そういったお話ございましたけども、決してそうではございません。この１点だけを見て、そういった判断をすべきではない。現に、６歳までの子どもたち、県は３歳までを無料化しておりますけども、新たに６歳までを完全に無料化する、そういった制度をきちんと取っておるわけでございます。その先の手数をするかしないか、そういったことについては、先ほど申し上げたような思いの中で決断をいたしております。そういったきちんとした乳幼児の助成制度についても、しっかりとした取り組みやっておると。さらに、ほかのいろんな子育て支援については、よそに遜色のない、さらにまさった施策を講じておる。そのことを十分

にご認識いただきたい。それをもって、先ほど原議員おっしゃいました法律や憲法、条例等に何ら逆らうものではないという確信を持っております。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

市長の答弁がありましたが、信頼していないわけではない。信頼して完全無料化制度を実施したら、親の責任感や自覚が希薄になるなどとは、信頼していたら、こういう答弁は出てこないわけです。信頼していないから、もし完全無料化にしたら、親の自覚や責任感が希薄になる、こういうふうに思われるわけです。また、市長独自の、特有の考えであります、私よくわかりません、自助、公助、こういうのを私は否定しているわけではないです。では、自助、公助を大切にするなら、市を挙げて、こういった市民の要求、完全に無料化にしてください、これこそ実現すべきではないですか。１点だけで判断するなと言われますけども、今１点だけで話し合いをしているわけです、討論しているわけですから、１点だけで今考えているわけです。そういった市長特有の、独特の行政哲学を憲法や地方自治法の上に置いては間違いだということを、私は指摘しているわけであります。

続いて、３点質問いたします。合併時の山鹿市の人口、たしか６万人を超えていたと思いますが、合併してわずか３年でございますが、今５万8000人台に落ちております。約2000名近くが減少しているのではないでしょうか。少子高齢化で、子どもたちが減り、教育委員会は学校の統廃合問題で頭を痛めています。まさに山鹿市にとっては、少子化対策は焦眉の課題であります。少子化対策として総合計画が掲げる安心して子どもを生み育てる環境づくりの一つの施策として、乳幼児医療費の完全無料化を採用することはだれが見ても当然だと思いますが、いかがでしょうか。市長は、本制度は少子化対策の一つと考えておられないのですか。

２点目です。先ほど市長は議会の決議を重く受け止めているという答弁でしたが、議会は市民の切実な声にこたえて、考えの違いや党派を超えて２回にもわたって陳情を採択決議したわけであります。市長が本心から、議会決議を尊重されるというのなら、完全無料化の実現に踏み切るべきではないでしょうか。議会の２回もの採択を受け入れないということは、議会を私は無視していると思います。いかがでし

ょうか。

３点目です。市長、あなたは平成17年の初の市長選挙に立候補された際、市民に次のように公約しておられます。「やさしさ溢れる福祉づくり」これを掲げて、子どもから高齢者まで夢を持てる生活の場づくり、健康と笑顔で暮らせるふるさと山鹿づくりを訴えて当選されました。市民は、この公約に賛同し、中嶋候補を市長に推したわけであります。これまでのような市長の答弁は市民に対する公約違反と言われても仕方がないのではないでしょうか。これまでの市の総合計画、市長の施政演説、そして市長の公約、こういうものを守っていく、堅持していく、そういうためにも、私はどうしても、この完全無料化制度を実現してほしいし、決断してほしいということを再度、再三要求して３回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の３回目の質問、３点についてお答えいたします。人口減少、合併から2000人から減少しているのではないかというお話、そういった中で、少子化対策、どう受け止めとおるかということでございます。少子化対策、こういった人口減少の中で、非常に大きく受け止めております。少子化対策につきましても、先ほども申し上げましたように、他の自治体に引けをとらない、いろんな角度からの対策を講じている。大きな自信を持って、担当課も私どもも考えております。決して他に劣るような少子化対策ではないということを申し上げておきたいと思います。この乳幼児の医療費無料化につきましても、きちんとした形で助成をしております。その先の申請についてどうあるべきかということだけでございます。私どもはこのことにつきましても、しっかりと論議した中でこうあるべきだと、今日の国、県の状況、社会状況、将来の見通し、そういったことをかんがみるときに、やはり制度は申請制度として、きちんとした形でおくべきであると判断をしておるところでございます。決して少子化対策を後退するとか、そういったこととは別問題であるというふうにしっかりと考えております。

また、２回の議会の採択、さらには3000名余りの、署名等々につきましても、先ほど申し上げましたように、しっかりと受け止めております。受け止めた中で判断をしております。受け止めることと、この即することとは全く違うことでございます。受け止めた中で、再度担当にも、また幹部職員等々にもしっかりと論議を重ね、そういった中で、山鹿市はこうあるべきだという判断を出しておる。そのことをご理解いただきたいと思っております。

最後に、私が選挙当時に、高齢者や子どもたちからのそういった夢のあるやさしいまちづくりを申し上げた、そういった公約に違反しないかということでございますけど、決してそういったものに反するものではないと。今も常に、そういった６万市民、子どもたちからお年寄りまでそういった方々がしっかりと幸せに、心豊かに暮らしていけるような山鹿市をつくるんだという思い、ひとときも欠けたことがないということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時59分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

先ほど、市長の３回目の答弁をいただきましたが、ちょっと一言触れておきますと、山鹿市が何もしてないということは、私は一言も言っておりません。山鹿市なりに頑張っていると思いますが、しかし、よその自治体はさらに人口減少を防ぐために、小学校３年生まで無料にしたりしているわけであります。やはり人間というのは、菊池と山鹿とどっちが住みやすいかといった場合、例えば子どもたちがいたら、菊池は３年生まで病院代がただだから菊池に住もうかと、こうなってしまうという恐れがあるわけですね。そのことを、私は言いたいわけです。なお、この制度につきましては、さらに具体的に質問して討論したい。そして、私以外のほかの議員の意見も聞いてほしいと思いますので、市長には13日の文教厚生常任委員会に出席をしていただくことを要請して、次の質問に入ります。

あとは一括方式であります。

まず２問目は、山鹿市地域改善対策事業農林業近代化施設管理規則についてであります。私は同和問題の早期解決のために同和行政について、これまで何回も取り上げてきました。結論から言いますと、同和問題の早期解決のためには、生活環境が大きく改善され、また特別措置法もなくなった現在、旧同和地区を特別扱いにしてはならないということであります。特別扱いにすれば、逆差別を生み、同和問題の解決を遅らせるだけでなく、部落差別を固定化してしまうからであります。今、農業経営者にとって、品目横断的経営安定対策や米の暴落によって窮地に立たされております。その農家の方たちから、こんな話がよく出ます。「あの人たちは行政

から農業機械を買ってもらったり、鶏舎も建ててもらったり、ほんによかもんなあ。」こういう言葉です。暗に同和行政を批判する声をよく耳にします。これらの事業は地域改善対策事業農林業近代化施設管理規則というものが山鹿市にも定めてあり、その規則に基づいて事業が行われていることを私も知りました。そこで、この山鹿市地域改善対策事業農林業近代化施設管理規則について、５点質問します。

本事業開始の背景、施設の種類、設置年度、設置場所、設置費用、利用者数等について、まずご説明ください。

２点目、本規則の施行期日は平成17年１月15日、合併日ですね。となっていて、合併前の規則が引き継がれたものと考えます。本規則が最初に制定された時期はいつですか。また、旧鹿央町では制定されておりません。その理由についてご説明ください。

３点目、規則第７条には施設の使用料及び委託料は、管理等の契約により定めるとありますが、主な施設の使用料、委託料についてご説明ください。

４点目、規則第８条には、破損や事故が発生した場合、損害が契約者の責めに帰すべき事由以外は、市が負担しなければならないようになっています。これまで合併後でいいですが、補修等で損害を市が負担したことがあるのか。あるとすればどのくらいあるのかご説明ください。

５点目です。本事業についての評価についてお尋ねします。この事業が成果を生んだのかどうかお尋ねします。

３問目は、山鹿市の公園管理について質問します。山鹿市によそから転居してきた人から、山鹿市の中心街には公園が少ないですね。こういう言葉を聞くわけであります。しかし一方、一昨年でしたか、鹿校通には待望の公園が完成しております。総合計画には市民のニーズに合った公園機能の充実が掲げられております。質問いたします。市の公園はどこに何カ所あるのか。よろしければ、旧自治体ごとに紹介してください。また、それらの管理はどのようになっているかお尋ねします。

４問目です。方保田東原遺跡指定用地の買収について質問します。先ほど永田議員からも質問があっておりましたが、私は指定用地の買収に絞って質問します。地権者が道路拡幅工事等で同意したら、恐らく１、２年内に土地の買収が開始される。こういうふうに思うのが一般的であります。東原遺跡の地権者の方たちの多くはそう考えておられたようであります。しかし、地権者の中には、なかなかがされないために、これからの生活や事業設計が立てられないと大変困窮されている方もいるようであります。

二つの例をちょっと紹介します。一つは地権者の方にがん患者がおられました。お金がないために、十分な治療が受けられず、もしこの土地が買収されたら、その

お金で最高の治療をしてみたいと、最後の命を託されていたわけであります。私にも再三土地買収の時期の問い合わせがあってました。そのたび、担当課に聞きましたら、もうすぐ、来年ではないかとか、そういうふうに回答があっていましたので、そのように伝えていたわけですが、とうとう間に合わず、その方は亡くなられたそうであります。

二つ目は、遺跡付近に自宅を建築する計画だったけれども、指定用地となったために、仕方なく別の土地を探してそこに建てるつもりでありました。土地代は、指定用地を売却したお金で購入する計画でしたが、まだそれがなされておりませんので、自宅の建築も実現していない。いつまで待ったらいいのかと困っておられます。

地権者の中には、今後の生活、事業設計のために早急な用地買収を期待している人が多数であります。ところが、先ほどの答弁では、３年から５年のローリング方式で用地買収を進めていくということであります。１次がたしか９年かかって買収したわけですから、今度はさらに年数がかかるわけであります。地権者にとっては、気の長い話で、待ちきれずにもう同意を白紙に戻したい、撤回したいという地権者もおられます。果たして、その白紙撤回が可能かどうか。白紙にしたら、大道小学校が近く、またとてもいい宅地、住宅街になるということで、不動産業者からの買い取りが多数だそうであります。果たして白紙撤回ができるのかどうかをお尋ねして、１回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

一般質問の２問目、山鹿市地域改善対策事業農林業近代化施設管理規則についてお答えいたします。

まず事業の背景等についてでございますが、地域改善対策事業につきましては、国において昭和44年以来33年間、三つの特別措置法に基づき、対象地域における経済力の培養、住民生活の安定及び福祉の向上等を目的に、特別の措置が講じられたところでございます。本市におきましても、農業経営の安定合理化や自立経営農家の育成を図ることを目的に、農林業近代化施設の整備を行ってまいりました。具体的には、昭和45年から平成11年までの29年間に、野菜及び花卉栽培施設、農機具保管施設等を整備しております。現在、農林部で所管している施設は、生産組合数で13組合、総事業費８億2917万7000円、受益者数859人となっております。また、耐用年数につきましては、施設ごとに５年から35年となっております。

次に、規則が最初に制定された日でございますが、旧山鹿市では昭和57年４月、

旧鹿本町では平成元年９月、また旧鹿央町では例規集には登載されておりませんが、規程として昭和60年１月に定められております。

次に、施設の使用料及び委託料等についてということでございますが、市と利用組合で取り交わしている管理等の契約書の中で、施設の管理を無償で委託するとしております。したがいまして、市と利用組合の間で使用料及び委託料は発生いたしておりません。また、この規定は当該施設の内部管理に係る使用料や委託料について訓示的に定められたものと考えております。

次に、合併後市が負担した補修費等についてお尋ねでございますが、平成17年度から平成19年度までの３カ年間の合計で、６件、104万7000円強の支出となっております。補修の内容につきましては、落雷による電気系統の故障や台風による屋根の修理等が主なものとなっております。

最後に、施設の業績あるいは効果についてでございますが、施設の経営状況など業績につきましては、生産組合における個別の問題でございますので、市として把握はしておりませんが、事業の目標達成に係わる阻害要因を取り除くことを目的に、県と市が一体となり、施設の利用や運営に係わる現状、課題及びその改善策を検討いたしております。具体的には、担い手育成緊急地域推進協議会を設置して、経営管理の改善指導や助言を行うための専門家の派遣、事業評価に関する点検評価等を行っております。このような目標達成に向けた取り組みを通して、施設の有効活用を図り、効果を上げていくよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

原議員の一般質問の３問目の公園管理についてお答えいたします。本市の公園の総数は110カ所でございます。その内訳としましては、山鹿地域が62カ所、鹿北地域が13カ所、菊鹿地域が７カ所、鹿本地域が17カ所、鹿央地域が11カ所でございます。これらの公園につきましては、設置目的や規模、性格などの点での違いがございますし、また維持管理方法についての考え方も旧市町ごとで異なっておりました。合併後しばらくの間は、現状の維持管理形態とし、同時並行して一元管理に向けた作業を今進めているところでございます。したがいまして、現在のところ、公園の維持管理につきましては、その設置目的や規模、性格等に応じ、基本的には合併前の所管部署が行っております。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

４問目の方保田東原遺跡に関しまして、地権者の方からの同意書の撤回はできないかとのご質問についてお答えを申し上げたいと思います。まず、土地が国指定の史跡になったことで、所有者の皆様が、何ができて、何が制限されるかということについて少しご説明を申し上げます。

まず日常の生活につきましては、そのまま生活することができます。それから、土地の売買もできることとなっております。建物の改修も遺跡に影響を及ぼさなければ可能でございます。農地については、これまでどおり耕作することができます。また、制限されることといたしましては、当然のことでございますが、地下の遺跡を壊すこと、また農地における新築工事等は禁止されております。ただし、住宅でも影響がなければ許可を得て、改修や建て替えも可能となります。このため、今後遺跡保存管理計画をつくり、改修等を可能とする規制緩和の基準を定めることで、現在文化庁や県と協議をいたしております。

なお、お尋ねの撤回の件につきましては、県の文化課にもお尋ねしましたところ、そのような例がないということでございまして、大変厳しいというふうに考えております。教育委員会といたしましては、地域の皆様の生活に直接関係する問題では、先ほどの基本整備計画の策定とあわせまして、今後とも丁寧にご説明をいたしながら、県あるいは文化庁とも協議し、できるだけの配慮をしてまいりたいと考えております。以上、ご理解をいただきますようお願いし、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

まず対策事業管理規則についてですが、これまでも何遍か述べていますけれども、同和対策特別措置法は2002年、平成14年３月末で失効しておるわけです。そして、もう６年が経過しております。それなのに、本規則によっていまだに助成事業を継続しているということです。既に建設課では、地域向け改善住宅の一般住宅への移行を開始しているわけであります。法が失効しているわけですから、このような措置を取るのは当然であります。農林部といたしまして、今後どのように対応される

のかお答えください。

また２点目ですけども、農林業関係以外でもいまだにこのような同和対策事業として残されている事業がないのかどうかもお尋ねし、もし残っておれば、今後の対応を説明してほしいと思います。

次に３問目です。市の公園管理についてでございますが、今市内110カ所の公園の維持管理が目的や規模によって分かれている。ちょっと聞きましたところ、都市計画課が管理したり、あるいは住宅課、農林整備課が管理したりといろいろ分かれているということだと思います。今後一元管理を進めるという答弁でしたので、公園専門の維持管理係、これを設置していただき、市民のニーズにこたえることを要請しておきます。

次に、久原団地内の公園について質問します。久原団地の住民から、私のところに次のような要望がきております。久原団地に住んでいますが、子どもの遊ぶ公園が駐車場になっています。また安全面か予算面かわかりませんが、ブランコの施設はあるのに、ブランコがかけられていません。公園の一部がコンクリートになっていたこともあり、子どもがそこで転けておでこを７針縫う怪我をしました。あんずの丘のように芝生の公園だったらとつくづく思っております。何とかならないでしょうかということであります。久原団地には４カ所の公園がありますが、どこが管理しているのかをまずお聞きします。

２点目は、私も朝早く久原団地に行ってみましたが、公園内に車が３台駐車してありました。昼はないと思いますけれども、駐車場が不足しているのではないかと思います。また団地の子どもも、団地ができた当初から比べますと、大きく減少しているようであります。北側にある二つの公園の利用はほとんどなされていないようで、荒れ果てておりました。果たして４カ所も久原団地に公園が必要なのか。もし可能であれば駐車場にしたらと考えます。団地住民と話し合って改善できないものかお尋ねいたします。

次に、方保田東原遺跡についてであります。これは市長に最後にお尋ねしておきます。ここの地権者の方は先ほど申しましたように、指定用地として同意したものの、いつ買い取ってもらえるのか全くわからない。それでは同意を白紙に戻そうと思っても、先ほどの答弁のようにそれもできない。非常に厳しい状況におかれ、生活、事業、設計ともに大きな影響を与えているわけであります。今、保存の重要性を理解して、指定用地に同意した地権者の生活を守るという立場から、市長いかがでしょうか、予算面でもう少し考え直す必要があるのではないでしょうか。

以上、２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

山鹿市地域改善対策事業農林業近代化施設管理規則の２回目の質問に、お答えいたします。本市では公共施設の再編整備にあたりましては、公共施設の利活用促進の観点から、売却、譲渡を推進するとの基本方針に基づき、方向性を確立することとしております。ご質問の農林業近代化施設につきましては、国・県補助金にかかる耐用年数及び起債の償還を終えたものにつき、建物につきましては、順次地元に払い下げる方針でございます。

また、一部市が所有している土地もございますが、この対応につきましては、今後の検討課題としております。今後、実施段階にあたりましては、地域並びに関係者の皆様方のご理解とご協力が得られるよう、説明、協議は入念に行ってまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

○市民福祉部長（森　和芳君）

地域改善対策事業で、ほかの施設はないかという質問にお答えいたします。鹿央と鹿本にあります納骨堂がそれぞれ１カ所ございます。今後の対応といたしまして、鹿央納骨堂につきましては、地元と協議が進み、無償譲渡する予定です。

なお鹿本の納骨堂は、地元に譲渡する方向で現在協議を進めているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

公園管理についての２回目の質問に、お答えいたします。久原団地は昭和51年からから昭和57年にかけて、公営住宅法に基づき建設された管理戸数210戸を有する本市では最大の団地でございます。建設当時の公営住宅の整備基準では、団地内に公営住宅１戸当たり６平米以上の児童遊園を設けなければならないと規定されており、この規定に基づいて４カ所の公園が設置されております。したがいまして、お尋ねの１点目の団地建設の事業主体である管理につきましては、山鹿市が管理しております。

次に、２点目の団地北側の二つの公園の利用が少ないので、入居者と話し合って駐車場に変更したらどうかとのご提案でございますが、これまで団地入居者の皆様

からはそういった要望は届いておりませんが、建設当時の昭和51年ころと現在では、入居者の車の保有台数も大きく変わっておりますし、駐車スペースも十分とは言えない状況にございます。また、公営住宅の整備基準とされていた団地戸数等による確保すべき公園の面積要件が平成10年に廃止されております。したがいまして、既存の児童遊園についても用途変更による有効利用の可能性が広がっております。このようなことから、ご指摘の駐車場への用途変更につきましては、公営住宅の整備基準の趣旨を尊重しつつ、入居者の皆様の意向にも十分配慮して検討を行いたいと考えます。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の方保田東原遺跡の取り扱いについてのご質問でございますけども、担当の方からご説明いたしておりますように、これまで地元への説明等につきまして、不十分な点があった点、また今日の社会状況の中で方向転換せざるを得なくなっている状況等については、地権者の方々等に大変申し訳ないなあとそんな思いをいたしております。そういった中での、ただいまの財政支出についての要望であったわけでございますけども、限られた財源の中での取り組みであるわけでございます。財政支出につきましては、総合的な見地に立っての検討が必要であるというように思っております。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

同和対策事業の管理規則についてでありますが、これまでの施設、耐用年数がきたら払い下げていくという答弁でございましたが、無償で払い下げるのか、有償なのかということを質問したいと思います。総事業費８億円余も投じた施設を40年間も無償で貸与した上、まさか無償で払い下げるということはないと思いますが、確認の意味で質問しておきます。

久原団地の公園についてでございますが、これは了解しました。住民の声を重視

して取り組まれることをお願いすると同時に、またコミュニケーションを図る場として芝生の公園もご検討いただくならばと思います。以上です。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

３回目の質問にお答えいたします。払い下げの対象となる施設につきましては、農林業近代化施設を管理している13組合のうち、耐用年数が経過している８組合に対して協議を行ってまいりたいと考えております。施設等の譲渡または払い下げにあたりまして、対価を求めるかということにつきましては、基本的には無償払い下げになるのではないかと考えております。その理由といたしまして、対象となる施設等は耐用年数及び起債の償還を終えたものであり、その資産価額の算定にあたりましては、当該施設の残存価格から取り壊し費や運搬費等の処分にかかる費用を控除した額が基本になることが挙げられます。一方、相当の資産価額を有し、営利目的の転用が可能なものにつきましては、慎重に検討して行く必要があると考えております。今後とも、公共施設の再編整備に係る方針にのっとって適正に対応してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、古荘克郎議員の発言を許します。古荘議員。

［15番　古荘克郎君　登壇］

○15番（古荘克郎君）

15番、古荘でございます。通告いたしておりましたとおり、新庁舎の件につきまして、市長にお伺いをいたします。

お断りをしておきますが、この庁舎の位置につきましては、先の議会全員協議会で詳しく経緯と方向性といったものが、私たちには報告され、一部は新聞報道もされたところでございますが、市民の皆様にとりましても、大変関心の高い問題でございますので、改めまして本会議において質問をする次第でございます。さらに、関連して２、３お伺いをいたします。よろしくお願いします。

まず始めに、新庁舎位置の件でございます。最終的な位置につきましては、予算の関係もあり、来年３月議会で公表するということでありますが、今回の全員協議会の中で、１市４町の約束事であります合併協定項目、この見直しを決断表明されました。数多くの問題、課題を抱えながらも、それぞれの皆様のご理解とご協力、そしてご尽力をいただきながら、協定項目のほぼすべてが予定どおりに遂行される

中、最後に残ったのが、この庁舎の位置の件でございます。合併協議当時、新山鹿市の一体性を願い、国体道路沿線を強く訴えられてきた中嶋市長には、今回の見直し決断につきましては、みずからの主張を覆すまさに断腸の思いであったろうと思うものでございます。それだけ、この問題につきましては、合併重要項目であったわけであります。協議会の皆様のだれもが新市の総合的な発展を願い、合併後の将来を見据えての新庁舎予定地であったことは事実でございます。候補地３点の中から、新市長が決めるということは市民全員が認知をしていたところでございます。

そこで、まずお伺いをいたします。新市が誕生して丸３年を迎えようとしております。この間、新庁舎の件でさまざまな検討がなされてきたと思います。財政上の問題を含め、組織の再編等と幾多の条件整備が必要でございます。検討委員会の設置などこれまで取り組まれた経緯とその概要について詳しくご報告をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの古荘議員の一般質問にお答えいたします。ご質問の第１点目、新庁舎の事務所位置の検討に係るこれまでの経緯とその概要につきまして、ご説明申し上げます。新市発足後、市政運営の基本的な考え方としましては、新庁舎の事務所位置の決定を行う前に、まずは総合計画の策定とともに新市の現況課題の把握、新市が抱える行政課題などの整理、各行政分野におけるマスタープラン等の策定並びに地方交付税等の動向を含む財政見通しの策定を行うことが、合併後最も重要でありましたので、それらのことに全力で取り組んできたところでございます。その結果、合併から３年目を迎える平成19年度に入りまして、山鹿市の将来像、進むべき道筋が確立されるとともに、新庁舎整備に向けての条件が整ったものと判断いたしましたので、本年４月に山鹿市新庁舎検討委員会を設置した次第でございます。

続きまして、検討委員会において検討してきました内容につきまして申し上げます。まずは、現在の山鹿市の社会条件に係る課題、社会情勢等の変化に係る課題、生活圏の結びつきに係る課題、及び行財政状況について現況課題の整理を行っております。

次に、これからの市庁舎のあるべき姿、新庁舎の果たす役割、新庁舎に求められものを確立させております。具体的に申し上げますと、一つには市民の一体感の醸成を図ることができるような住民自治を象徴するシンボル的な施設であること。二つには地方分権社会、少子高齢化社会への対応等、より高度な市民サービスを提供

し得る効率的で機能的な行政サービスの拠点であること。また、多様な人々が集い合う地域開放型の施設であること。三つには、市民の安全と安心を確保する上で、災害時における防災情報の収集、伝達機能を可能とすべく防災関連機関と緊密な連携が確保される総合的な防災行政の拠点であること。四つには、都市の健全な発展を図るうえで、まとまりのある良好な市街地の形成を担う施設であること。またコンパクトなまちづくりを推進することで、地球温暖化対策等にも寄与すべく環境負荷の小さなまちづくりが図られる施設であること。五つには、住民の利便性を高めるため、行政、商業、医療、教育、福祉、住宅等の多様な用途を集積した複合的な土地利用を図るとともに、都市活動の場となる空間のコンパクト性を確保する施設であること。また、他の公共的機関との連携が強化される施設であること。六つには、既存の施設、歴史的・文化的背景等と、相まって公共交通ネットワークを生かした地域の核となる機能を果たせる施設であること。七つには、高度情報化社会における保健、医療、福祉、教育等の公共ネットワークシステムの拠点施設であること。八つには、道州制を視野に入れ、県北の中心都市としての機能を高める、期待される拠点施設であることなど、これからの市庁舎のあるべき姿について取りまとめております。これらのことを踏まえまして、学識経験者を交え、現地調査はもちろんのこと、検討委員会並びに専門部会合わせまして計20数回、第１次、第２次評価合わせまして66項目に及ぶ活発な議論が重ねられてきた次第でございます。

○議長（高野誠二君）

古荘議員、了解ですか。

○15番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

古荘議員。

［15番　古荘克郎君　登壇］

○15番（古荘克郎君）

それでは、２回目に入りたいと思います。これまでの取り組み、経過につきましてはご報告をいただきました。各委員のご尽力に対しましては、心から敬意を表するものでございます。新庁舎建設構想計画及び建設スケジュールの策定、建設候補地を含めた新庁舎のあり方、関係計画との整合性、さらには本市の状況を中嶋市長みずからつぶさに見られ、三つの候補地を含めた市民の利便性、経済性、周辺環境など60数項目にわたり、委員会への検討指示をされてきたわけでございますが、６カ月にわたる検討結果がいずれも条件を満たさず、３候補地の中から選定をするという合併協定項目の見直しの必要性が生じたように思われます。さまざまな状況

の変化が主な要因だと考えられますが、ここで検討委員会からの最終結果報告の内容について、詳しくご報告をいただきたいと思います。あわせまして報告内容に対し、中嶋市長の決断に至るまでの経緯と思い、さらには来年３月議会で最終予定地を公表するということでありますが、その位置によっては建設計画も大幅に変わるわけであります。既に、平成20年度の予算編成が進められている状況の中、新候補地における建設費比較、経済効果等もあわせてお伺いをいたします。

中嶋市長は、常々地域を隅々まで回られ、話を聞き、それぞれの末端地域の現状も十分承知されているところであります。やむを得ない事情とはいえ、農協支所がなくなり、保育園がなくなるり、いずれは学校までとなりますと、周辺地域の寂しさは、だれもが感じるところでございます。今回の庁舎位置と直接は関係ございませんが、このような周辺末端地域を大切に思われます中嶋市長でございますので、中心市街地のみに目を奪われることなく、この際、地域のバランスといったものを考慮されるべきではないだろうかと思うものでございます。

ちょうど国会でも、都会と地方の税収バランス調整が検討されているようでもございます。このようなことも考えに置かれた上で、ご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ご質問の第２点目、検討委員会からの報告内容等について申し上げます。検討委員会におきましては、合併後の山鹿市の現況課題の整理を終え、その後、これからの市庁舎のあるべき姿並びに新庁舎整備に係る基本方針の策定がなされております。それらを踏まえまして、新庁舎位置の検討に取り組まれております。その結果報告としまして、新庁舎の位置は、地方自治法で定める要件を満たすことはもちろんのこと、まちづくり三法の改正の趣旨を踏まえ、さらには、これからの山鹿市にとって重要な政策課題である少子高齢化社会、人口減少社会への対応、中心市街地の活性化、都市の再編整備、防災拠点としての充実、市民や各団体との協働によるまちづくりなどを推進するうえで、適当な場所でなければならないとされております。そこで、当検討委員会においては、外部有識者２名にアドバイザーとして加わっていただき、第１次評価、第２次評価からなる評価選定作業が進められてきたところでございます。その結果、合併協議会時に定められておりました三つの候補地をこれからの市庁舎のあるべき姿の観点、一般的選定項目、用地取得の可能性、必要面積、利便性、安全性、経済性、周辺環境、将来性、建設上の制約から評価を行った

ところ、三つの候補地にあっては、これらの要件を十分に満たすことができなかったということでございます。特に、市民の利用に便利な地理的位置、主要幹線道路から遠くはないがバス停がないこと、中心市街地からの距離が遠く公共交通機関がないこと、交通拠点、利便性として問題があること。安全性、緊急・災害時において関係機関から離れていること。警察署、消防署から遠いため、緊急時の体制が取りにくいこと。経済性、周辺整備に多額の経費を要すること。将来性、周辺地域の発展、まちづくり三法、コンパクトシティーの考えにそぐわないことなど、これからの市庁舎としてのあり方に関して、最も重要とされる要件を十分に満たすことができないという評価であります。

そこで検討委員会においては、同じ第１次評価基準を用いて、三つの候補地以外で一定の要件を満たした二つの候補地を加えたところで第２次評価が行われております。当報告書は、第２次評価の結果として、新庁舎の事務所の位置については、地方自治法第４条第２項に定める要件を満たすとともに、これからの市庁舎のあるべき姿を踏まえて総合的に判断した結果、検討対象となった五つの候補地のうち、現庁舎を含む周辺一帯が多くの市民にとって庁舎の担う役割を十分果たせると見込まれることから、新庁舎の事務所位置は、現庁舎を含む周辺地域が最も適当であるとの報告をいただいております。お二人の専門家からも現本庁舎を含む一帯が最も適当であるというご意見をいただいております。

続きまして、この報告に対して決断に至るまでの経緯と私の思いを申し上げます。合併協定項目は、先ほど古荘議員の質問にもありましたように、合併の約束事でございます。このことを強く認識しておるものでございます。新市の事務所の位置は特に重要な項目であると考え、合併協議の中で選定された場所を第一義として尊重することとし、まずこの３点を柱に、真剣、慎重に検討してきたところであります。先に述べましたように、検討結果をいただく中で、その検討結果を取るか、合併協定を取るか大きな判断を迫られたところでありました。悩みに悩み、慎重に慎重を重ね、熟慮してまいりました。今、新生山鹿市の市政をあずかる者として、何を基本となすべきかを考えますとき、一つには、６万市民の全体の幸せを創造していく責務がある。二つには、現在だけではなく将来にわたってこの山鹿市を発展させ、市民の皆様を幸せにしていく使命、責任があると強い思いをいたしたところでございます。今回初めて公表いたしました将来の事務所の位置に関する合意の文書には、まさに困難に困難を極めた経緯と円満な合併から新市の新たな発展を願う強い思いが込められているものでございました。その最後に記された新市における最善の対応についての項には、次のように記されております。本件の遂行にあたっては、新市の市長及び議会が本合意及び合意形成の過程における各意見を踏まえつつ、新市

運営上の課題を勘案し、最終責任者として最善の対応を行うことを望むものであると、当時の合併協議会最高責任者１市４町の首長、議長の書面にてその意向が記されておるところであります。これらに照らし合わせ、あらゆる事柄を総合的に勘案し、合併をお認めいただいた６万市民の皆様、議会の皆様、そして合併協議にかかわっていただいた多くの皆様へ申し訳ないとの思いの中で、まさに断腸の思いで候補地となった３地点について断念いたしたところでございます。

次に、新候補地における建設費の比較及び経済効果について申し上げます。新庁舎の建設比較ということでありますが、新庁舎の建設費につきましては、五つの候補地のいずれにおきましても用地費を含む総事業費の観点からは、財政計画の中に計上いたしております計画数値の範囲内において取り扱うものと考えております。経済効果につきましては、右肩上がりの経済成長期であるならば、庁舎が移転することによる波及効果というものも見込まれるものでありますが、今日のようにまたこれからの本市の将来見通しなど総合的に判断すると、従前のような庁舎移転による経済効果は得られないものと考えます。むしろ、移転による現商業地に与える影響は危惧されるものでございます。ただし、古荘議員のご指摘のように景気が回復し、しかも持続的回復傾向の中にあって、都市と地方の格差という新たな課題が生じております。私も大変危惧しているところでございます。

これから、３月までの間、新庁舎の位置の決定にあたりましては、市内全域どこにあっても同じ行政サービスが受けられ、また６万市民すべて将来にわたって安心し、希望を持って、各地域の特性を最大限生かすこと、商業地は商業地としての役割、農業耕作地は耕作地としての役割を果たすことなど、すべての地域がそれぞれの役割を果たしてこそ山鹿市の発展が期待できるものと信じてやみません。将来にわたって、この地に暮らしてよかったと実感できるよう各行政施策を展開してまいる所存でございます。地域発展へのバランスについてご心配をいただきましたが、私は常に山鹿市全体に思いをはせ、山鹿市全体の発展を願い、市政運営にあたる思いでございます。このことはいささかも揺るぎないものでございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

古荘議員、了解ですか。

○15番（古荘克郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

古荘議員。

［15番　古荘克郎君　登壇］

○15番（古荘克郎君）

３回目に入りたいと思います。ただいま、それぞれの検討結果、それに対する市長の思いをお伺いいたしました。これからの庁舎のあるべき姿の中に示されております市民の利便性、安全性、経済性、将来性等々につきましては、当然合併協議会の中でも検討をなされてきたところではありますし、何よりこの協定項目は尊重しなければならないわけでございます。しかしながら、やはり合併協議の時点との社会状況の変化、特に法律改正、さらには国の公共施設に対する整備方針の転換によるものが見直しの大きな要因のようでございますが、要は新庁舎の建設が山鹿市民全体のためのものであるということ。これからの山鹿市全体の発展につながるものでなければならないわけでございます。改めて申し上げるものではなく、あれだけの期間と関係者の皆様のたび重なる慎重な協議の中でつくり上げられた合併協定項目でございます。当然、今回の見直しにつきましては、十分なる中嶋市長の説明責任があると思われます。それぞれの地域に対し、どのように報告され、説明されるのか、最後にお伺いをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ご質問の第３点目、それぞれの地域に対する経過報告について申し上げます。このたび、新市の事務所の位置に係る経過報告を行った次第でありますが、この件に関しましては、まず本定例会におきまして、議会のご意見を賜りたいと考えております。その後、議会のご意見を踏まえ、私みずから各地域に出向きまして、地域審議会等に経過報告並びに断念に至った理由等についてご説明させていただきたいと考えております。その後、議会、地域審議会等の意見を踏まえまして、来る３月定例会におきましては、建設予定地を公表させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

以上で、古荘議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時00分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後２時10分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、森　久雄議員の発言を許します。森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

皆さん、こんにちは。22番議員の森　久雄でございます。

一般質問を１点行います。質問事項は合併協定項目についてでございます。先ほど古荘議員がほとんど終わっているということを言われましたけど、私の思いがございますので、質問いたします。

新年を迎えますと、合併後４年目がスタートすることになります。この時期、新市における４回目の予算編成作業に着手されているものと思います。この時期にあたり、ぜひお聞きしておきたい事柄がございましてお尋ねする次第でございます。お伺いすることは、合併時、多くの課題が新市において調整、解決すべきものとして先送りされました。それらが、これまでの３年間でどれほどのものが解決され、調整を済まされ、調整中、あるいは作業が進行中のものはどれだけあるのか、未着手のものはどれほど残っているのかということでございます。この点は、予算編成にも大きな影響があるものと思いますのでお聞きするわけでございます。最大の課題である新庁舎の位置につきましては、今し方古荘議員より質問がございましたが、最終結論を2008年３月議会で、市長より発表、ご説明になるということでありますので、この場での私の質問は控えさせていただきます。合併協定書を参考に幾つかの例を挙げてお聞きをしますが、そのことのみならず、お答えは可能な限り丁寧に、詳しく、広範にお願いしたいと思います。

まず、①使用料についてでございます。可能な限り統一に努める。現行のとおりとしたものは、随時調整を図るとしていますが、現状はどうなっておりますか。

②公共的団体等の取り扱いについて、統合整備に努めるとしていますが、依然として多くの未統合団体があると思っております。未統合団体の扱いについてのこれからを明らかにしていただきたいと存じます。

③補助金、交付金等の取り扱いについて。これらについては、各部各課において、苦労されながら整理、統合、廃止に取り組んでこられたことと思います。しかし今日、なお旧態の部分が残っているところがあるのではありませんか。今後の基本的な方針をお伺いいたします。

④国民健康保険事業及び介護保険事業の取り扱いについてであります。差異の解消された内容と未解消部分の解消時期を明らかにしていただきたいと存じます。

⑤地域情報化関係事業について。情報ハイウェイ構想の推進については、新年度はどう推進されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

⑥社会福祉協議会の取り扱いについて。事業委託、事業補助については、どのよ

うに調整をされてきましたか。

⑦下水道事業について。農業集落排水事業を新市において公営企業会計導入に向け整備を図るとしておりますが、可能かどうか。導入するとすれば、いつの時期かお答えください。

次に、下水道料金統一化については、平成22年度と協定項目では記載されておりますが、料金格差が存在している事実及び下水道会計の厳しい現状をかんがみて、前倒しの取り組みは考えられないのかお伺いをしたいと思います。

負担金、分担金につきましては、供用開始後、接続時に賦課している現実がございますが、事業そのものの本質や先行投資をすることの意味を失っているような実態になっております。協定書では鹿本町、鹿央町については、平成20年度に、受益可能建物等のすべてに賦課するものとするとなっていますが、賦課そのものはできますが、徴収事務作業には過去の経緯や思惑の違いなどから大変な苦労、努力を要するであろうと思います。受益者の理解がまず必要ですが、今日受益者の説明は進んでいるのでありましょうか。⑧社会教育・文化活動について。校区公民館及び自治公民館の組織等については当分の間現行どおりとし、新市において協議、調整するとなっております。実情を見てみますと、公民館運営については、旧山鹿市と旧４町ではその様態が全く違います。旧山鹿市には公設公民館は、校区公民館のみで、あとはほとんどがいわゆる区民が建てた自治公民館です。しかし、旧４町にはコミュニティセンターなどとして建設された公設公営の施設で、公民館、分館として位置づけられている施設もたくさんございます。また、すべての公民館には、分館長がおられ、公費の報酬も支払われています。旧山鹿市においては、八つの校区公民館に指導員が配置され、その方にのみ報酬が支払われています。同じ公民館といいましても、片や住民の負担による自費運営、此方公費運営という全く不公平な運営実態が存在をしています。来年は、合併４年目を迎えますが、この実態を当分の間ではなく、公費の適切な支出を全館に及ぼす分館方式とするのか、あるいは校区公民館方式に切り替え、他はすべて自費運営にするのか、いずれにいたしましても住民負担の公平性、公民館活動の均衡を図るための方針を早期に確立されることが必要であると思います。現状のまま推移することは全くもって適当でないと思います。今後の協議調整についてお答えを求めます。

以上で、１回目の質問を終わりますが、答弁につきましては、多岐にわたりますので、副市長より一括してお願いをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。杉燒副市長。

［副市長　杉燒義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

森議員お尋ねの合併協定項目の調整の状況について、お答えを申し上げます。ご承知のとおり、新市合併における協議の中で、49の合併協定項目が確認をされてきております。その中には、合併の方式などの基本的協議項目が五つ、議会議員の任期、定数の取り扱いなどの合併特例法に規定されている協議項目が五つ、その他合併に必要な協議項目が39ございました。これらの項目の中には、調整が済んでいるもの、現在調整中のもの、どちらもございますが、それぞれの状況についてご答弁申し上げます。

まず質問の１点目、使用料・手数料の取り扱いについてでございますが、新市発足後策定しております山鹿市財政構造改革大綱及び使用料手数料に関する基本方針に基づきまして、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、その適正化を図ることといたしております。そこで平成18年度決算事務を終えた本年９月より、使用料ごと過去２カ年の決算データをもとに詳細に分析作業を行っているところでございます。その見直し作業の主な内容は次のとおりであります。１番目に歳出、すなわち行政サービスコストの分析であり、効率化が図られているか。また経費削減の努力がなされておるかであります。２番目は対象経費に対する標準負担率の確保、３番目は施設等の稼働状況、４番目は廃止を含む減免規定の見直しなどがあります。これからの予定といたしましては、本年度中に見直し作業を終えまして、社会経済情勢等の動向も踏まえながら適宜改定に取り組みたいと考えておるところでございます。

次にご質問の２点目、公共的団体等の取り扱いについてでございますが、合併協議時における公共的団体につきましては、140種の類似団体が存在をしておりました。それらの方向性といたしまして、一つに合併時に統合できるよう調整に努めるもの、二つに合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるもの。三つに、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるもの。四つに原則として現行のとおりとするもの、この四つに分類をし、これまで調整を行ってまいっております。

まず一つ目の合併時の統合を目指しているものは、38種ありまして、そのうち25種が調整済、８種が現在統合に向けて調整中であります。また二つ目の合併後速やかな統合を目指していたものは14種ありまして、そのうち12種について調整が完了いたしております。三つ目の将来的に統合を目指すものにつきましては、11種ございましたが、既に７種について調整が済んでおります。四つ目の原則的に現行どおりとするものにつきましては77種ございましたが、うち12種については調整済であり、現在は２種が調整中であります。ほかに廃止14、現行どおりが49種となっておるところでございます。このように同一、または類似として存在している団体につ

きまして、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めているところでございます。現在未統合団体につきましては、まずその団体の目的や活動状況を見ながら、統合することが真に望ましいか、統合の必要性があるか等の再検討を進めている状況でございます。当然、同一目的の団体や統合によって事業推進が図られる団体につきましては、引き続き調整を行い、統合に向けた支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の３点目、補助金、交付金等の取り扱いについてでございますが、補助金等に関しましても、使用料同様に山鹿市財政構造改革大綱及び補助金に関する基本方針に基づき、地方自治法第232条の２の規定にかんがみ、公益性、公平性の確保は言うまでもなく、補助金の役割を再認識し、広く一般市民及び被補助者の理解を得るため、統一的な指針に基づき、その適正化を図ることといたしております。

補助金等につきましても、本年９月より、補助金ごとに事業計画書、収支予算書、決算書、実績報告書等の決算データをもとに詳細にわたって分析作業を行っているところでございます。その見直し作業の主な内容は次のとおりでございます。１番目は補助金に対する意識改革、すなわち補助金を前提とした事業実施や考え方を改めることでございます。２番目は、補助効果、すなわち効果が市民に還元されているか、社会的な意義が認められているかの検証でございます。３番目は補助制度の適正化、すなわち支出が適正で、一般市民の理解が得られているか。その使途が異なってきていないかなどの検証でございます。４番目は、機会の公平性と審査の確保が保たれているか。５番目は、団体の自立に向けての自助努力がなされているか。６番目は、終期の設定はなされているか。７番目は、補助対象経費並びに補助率は明確にされているかなどでございます。これからの予定といたしましては、本年12月いっぱいをめどに見直し作業を終えまして、その後の予算編成にあわせて適宜、適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の４点目、国民健康保険事業、介護保険事業の取り扱い、その差異の解消についてでございますが。まず、国民健康保険事業の差異につきましては、７点ございました。この７点につきましては、平成19年度までにすべて解消いたしております。一つ目の国民健康保険税率につきましては、平成17年度、平成18年度の２カ年で調整をいたしまして、平成19年度に統一した税率で課税をいたしております。二つ目の保険税の納期につきましては、旧山鹿市の例により、平成17年度から統一をいたしております。三つ目の保険税の減免につきましては、旧山鹿市の例により、合併時から統一をいたしております。四つ目の葬祭費につきましては、旧鹿北町、旧菊鹿町、旧鹿本町及び旧鹿央町の例により、合併時から統一をい

たしております。五つ目の出産育児一時金受領払事業につきましては、旧山鹿市の例により合併時から統一をいたしております。六つ目の高額療養費受領委任払事業につきまして、旧山鹿市の例により合併時から統一をいたしております。七つ目の高額療養費支払資金貸付事業につきましては、合併時に廃止をいたしております。

同じく介護保険事業の差異については、４点ございました。そのうち解消されたものが３点でございます。一つ目が第２期事業運営期間の終期である平成17年度までは、旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取り扱いを行いました。二つ目が、保険料の納期については旧鹿本町の例により、平成17年度から統一を図っております。三つ目が、鹿本町で実施をされておりました市町村特別給付については、平成17年度までを現行のとおり実施し、その後は新市において検討することになっておりましたので、第３期介護保険事業計画において、平成18年度から全市に広げ実施することを決定いたしました。

未解消といたしましては、介護保険料の不均一賦課でございます。合併協定におきましては、平成18年度から統一する。ただし、第３期事業運営期間の保険料が急激な負担増となる場合は、平成18年度から３年間を不均一賦課とし、平成21年度から統一するとしておりました。第３期事業計画におきまして、事業計画策定委員会のご意見等を踏まえまして、第３期事業運営期間においては不均一賦課と決定し、現在実施しているものでございます。なお、平成21年度からは合併協定どおり、均一賦課とする方針でございます。

続きまして、ご質問の５点目、地域情報化関係事業の取り扱いについてでございますが、地域情報化計画につきましては、昨年情報通信技術の活用や情報通信基盤の整備を推進し、地域住民の豊かな暮らしと地域振興の実現を図るために、高度情報化を計画的に進める規範といたしまして、山鹿市高度情報化計画を策定いたしております。地域情報基盤の整備につきましては、昨年度鹿北地域、鹿央地域、菊鹿地域におけるオフトークの改修工事を行いまして、新たに鹿央センターを設置したところでございます。また、市内におけるブロードバンドインターネットサービスの情報格差是正のため、内田地区にＡＤＳＬサービスの導入等を行ったところでございます。情報ハイウェイ構想は新市計画の五つの構想の一つとして掲げられたものでございます。しかしながら、ケーブルテレビ事業につきましては、市内の各家庭をネットワークで結ぶという規模的な要件や予算が大きな事業でありますことから、将来の情報化の流れ、住民の意向や財政に与える影響等、慎重を要すると考えております。今後は山鹿市高度情報化計画に沿いまして、関係各課で組織します高度情報化推進部会により、各部門、多方面から引き続き研究調査をしてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、ご質問の６点目、社会福祉協議会の取り扱い、事業委託、事業補助についてでございますが、合併時における山鹿市から社会福祉協議会への委託事業は、高齢者関係が４事業と児童関係２事業の合計６事業でございます。その中で、例えば鹿北町で実施してこられたはつらつ100年塾を地域ボランティアなどの協力を得ながら、生きがいと健康づくり推進事業として、陶芸教室やカラオケ教室など全市に広げ、高齢者の健康づくりに寄与しているところであります。また事業補助につきましては、社会福祉協議会で独自に実施をいたしております公共性の高い地域福祉事業、在宅福祉事業、障害者・障害児事業、ボランティアセンター事業などの事業を推進する上での事務職員の人件費に係る分を補助しているところでございます。

続きまして、ご質問の７点目、下水道事業の取り扱いについてでございますが、まず１番目の農業集落排水事業の公営企業会計導入についてお答えをいたします。１市４町の農業集落排水事業については、合併時に特別会計に統合し、新市において公営企業会計導入に向けて整備を図ることとなっておりますが、農業集落排水事業につきましては、現在管路、処理場等の建設途上であります。その建設については、毎年多額の費用を必要とし、起債償還についても年々増加傾向にございます。また平成18年度末現在、18処理区が供用開始をいたしておりますが、管路・処理場の維持管理だけで年間１億2400万円を必要とし、使用料につきましては、年間１億2200万円でありまして、維持管理費についても賄っていない状況でありまして、現況一般会計からの繰入がなければ事業を行っていくことは困難であると思われております。以上のことから、公営企業への移行については、再度慎重に検討していかなければならないと考えているところでございます。

次に、下水道料金の統一についてでございますが、料金体系は旧山鹿市が従量制、旧４町が定額制となっております。簡易水道及び水道組合のデータをもとに、１人当たりの使用水量を把握し、現在従量制に統一する方向での作業を進めているところでございます。合併協定項目における料金体系の統一につきましては、平成22年度をめどに統一することとなっておりますが、今後下水道懇話会を設置し、繰入金や経営状況を踏まえ十分検証を行いまして、前倒しできるよう対処して行く考えでございます。さらに負担金、分担金の取り扱いについてでございますが、鹿本町、鹿央町では宅内接続時に賦課することで事業実施をしてきておりましたが、平成20年度受益可能建物等すべてに賦課することに伴い、平成18年度、平成19年度で供用開始地区の未水洗化世帯を戸別訪問をいたしまして、水洗化促進のお願い、賦課時期の説明を実施してきたところでございます。また供用開始前の地区におきましては、当然のことでございますが地区単位の説明会を実施し、受益者のご理解をお願

いをいたしておるところでございます。

続きまして、ご質問の８点目、社会教育文化関係事業の取り扱い、特に校区公民館及び自治公民館の組織等の協議調整についてでございますが、ご承知のとおり、旧山鹿市におきましては、地区公民館制度、旧４町におきましては、自治公民館制度により公民館活動が展開をされてきているところでございます。合併協定項目であります組織等の協議調整の現状につきましては、地区公民館長及び代表自治公民館長、合計20名で組織します公民館連絡会、代表者の５名で組織をします連絡会役員会におきまして、補助金、報酬の問題も含めて、現在まで幾度となく検討を重ねてきたところでございます。

しかしながら、組織につきましては、旧山鹿市及び旧４町に長年根付いてきた公民館制度でありまして、校区公民館、自治公民館、それぞれに各地域の実情に即した公民館活動が活発に展開され、そして着実に成果を上げているということから、公民館連絡会におきましても、早急な一本化について懸念をされている状況でもございます。

また、旧地区の各自治公民館への運営補助１万円につきましては、旧山鹿市との均衡を図ることや一律補助はなじまないことから、平成20年度より廃止することといたしております。今後、本市の公民館活動のさらなる振興発展を図りつつ、公民館組織の早期の調整に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

２回目の質問を行います。答弁を多岐にわたっていただきまして、ありがとうございました。公民館に関して、再度ご質問いたします。補助制度により建設をされた公設集会所が自治公民館として位置づけられ、指定管理にして管理料を出している現実でございます。純粋に区民の浄財による自治公民館として運営されている、ほかの公民館との整合性はとうてい図れていないと思います。この点を放置しておくことは、住民負担の公平性を著しく欠いていると言わざるを得ません。この点について再度ご答弁ください。

次に、分館長や分館という表現で予算を支出されていますが、分館とはそもそも

条例ではどのように規定をされているのか。このことについて詳しくご説明ください。分館長報酬の算定は、均等割と戸数割りとになっております。嘱託員報酬算定方法と同じであり、第２嘱託員的な存在にもなっていると思えなくもございません。合併前の各町では、条例上、どのように定めてありましたのでしょうか。全町とも報酬制であったのか、あるいは費用弁償制であったのか、または他の制度を設けてあったのかお答えをいただきたいと存じます。また合併時において、校区公民館方式と分館方式を併設してスタートさせましたが、報酬という面から考えてみた場合、報酬の有無は不合理であることが明らかであるにもかかわらず、旧山鹿の自治公民館を分館に位置づけることができなかったのはなぜか、その理由をご説明ください。

最後に、現山鹿市例規集第３巻に旧町より引き継ぎ、当分の間維持する制度が20ほど暫定例規として載せてございます。これらはそれほど遠くない時期に継続か、整備廃止かの結論を出すべきものと思いますが、それぞれの制度の性格が異なることを考慮しつつも、時間的にはいつまでにはとお考えになっているのか伺います。

旧１市４町は、合併までの50年間、それぞれ地域事情や特性を抱える中で、地域発展に寄与させんものと固有の制度や事業を工夫創設してこられたと思います。しかし、国・地方、いずれの財政状況も悪化したことに伴い、単独での存続は困難と判断し、合併の選択に至ったと思います。合併には成功しましたが、旧制度をそのまま維持するゆとりを新市に期待できるはずはなく、行財政改革は一層の拍車をかけなければならない状況にあるのが新山鹿市の現実であろうかと思います。来年で早くも４年目を迎えます。未調整項目や暫定措置事項の速やかなる整理は急務であるということを申し添えて、２回目の質問を終わります。答弁は、引き続き副市長よりお願いをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

森議員の２回目の質問に、お答えをいたします。

まず１点目でございますが、旧４町には公設の集会所、研修センターなど種々の補助制度を利用して建設した施設がございまして、庁内の所管も農林、福祉、総務、教育と各部局にわたっているところでございます。管理運営につきましても、指定管理、委託管理、直営等の形態を取っております。議員ご指摘の指定管理につきましても、管理料があるのとないものもございます。また、利用形態につきましても、主にその地域を中心に利用されている施設、主にその地区が利用されてはおりますが、広く一般の方も利用される施設などがございます。公営性につきましては、議

員ご指摘のとおりでございます。その改修まではいたりませんが、旧１市４町すべての自治公民館施設の新築及び改築に対しまして補助制度を設けております。

なお、山鹿市には、１市４町が合併して持ち寄りました数多くの公共施設がございますが、公設集会所を含め、これらの施設の管理につきましても、今後どのような形で行っていくべきかの検討を重ねているところでございます。この点、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。

続きまして２点目、分館の位置づけについてお答えをいたします。分館は山鹿市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例に、公民館分館長の報酬が規定されておりますが、山鹿市公民館条例等には規定はなく、明確な位置づけはなされておりません。合併前の条例上の規定につきまして、旧山鹿市においては、分館は規定されておりませんでした。旧鹿北町につきましては、公民館運営規則に分館長の職員数等が規定されておりました。旧菊鹿町につきましては、公民館設置条例に必要に応じ分館を置くことができると規定されておりました。旧鹿央町におきましては、公民館設置及び運営に関する条例に分館長の職員数が規定されておりました。

また旧４町におきましては、報酬及び費用弁償等に関する条例に分館長の報酬及び費用弁償が規定されておりました。この規定に基づき、旧鹿北町、旧菊鹿町、旧鹿本町におきましては年額報酬が支給され、旧鹿央町におきましては日額報酬及び費用弁償が支給されていたところでございます。

続きまして、３点目の山鹿市の自治公民館を分館に位置づけしなかった理由についてでございますが、旧４町におきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき、報酬及び費用弁償が支給されていたこと。また公民館分館長として委嘱状が交付され、公民館分館制度が確立されていたため、合併後も引き続き分館としての位置づけをしているところでございます。しかしながら、山鹿地区におきましてはすべての行政区に自治公民館が設置されておらず、合併前より公民館分館制度が確立していなかったことから分館としての位置づけがなされなかったということでございます。

続きまして、４点目の暫定例規の施行期間をいつまでと考えているかということでございますが、現在の山鹿市例規集第３巻に暫定例規として20の条例、規則、要綱等を掲載いたしております。この暫定例規の取り扱いといたしましては、合併協議当時幾度となく事務事業の調整作業を行いましたが、合併時に一本化には至らず、従来旧市町で施行されていた制度を新市の旧市町区域に限った制度として引き続き施行させてきたものでございます。

またこの暫定例規の暫定施行の期間につきましては、公的あるいは合併協議当時

の協議事項としての期間を明らかにしているところではありませんが、新市の区域の中で、行政サービスの格差が生じる事態を長期化させることは、行政運営上の公平性を欠くこととなり、早期に調整を行う必要があると認識いたしております。その現在状況でございますが、平成17年度末で七つの要綱等が終了をいたしております。残りの整理に関しましても、急ぎ調整を進めてまいりたいと考えておるところでございます。お尋ねの調整の時期につきましては、時間を要するものもございますので、明確にその時期を現時点でお示しすることはできませんが、今後、制度の廃止を含めて暫定例規にかかる制度の早期調整を推進してまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、藤原　豊議員の発言を許します。藤原議員。

［４番　藤原　豊君　登壇］

○４番（藤原　豊君）

こんにちは。議席番号４番、藤原　豊でございます。通告に従いまして、２点質問いたします。

まず１点目は、辺地共聴施設についてです。近ごろ、どこのご家庭でもテレビの買いかえがなされてるみたいで、とても厚さも薄く、高画質、高音質になり、さらに近ごろはフルハイビジョンで動画も非常に鮮明な映像が楽しめるようになっています。電波法の改正により、2011年、平成23年７月24日までに、地上アナログ放送が停波し、デジタル放送へと一本化することについては、既に新聞やテレビなどで広報されているところです。アナログ放送が終了した後、地上波テレビ放送を視聴するにはデジタルに対応したアンテナ施設、テレビまたはチューナー等の受信装置を買えかえなければならないと聞いており、当市内においても既にこれらの買いかえなど需要が始まっているものと思います。このことについては、デジタル放送の魅力である高画質な映像や付随したデータ放送などさまざまな利点があるそうですが、しかし、それらの魅力を受けるためには、設備の買いかえに係る負担のことを考えると、地域住民に与える影響はいかがなものかと不安になります。

また、本市には23地区、約1400世帯のテレビ難視聴地域があると伺っております。それら共聴施設、共同アンテナについても例外なくデジタル化改修が必要だと伺っ

ているが、とりわけ一般の世帯と比較すると大がかりな改修になるのではないかと予想されます。また、これらの地域は山と山との間みたいな山間地域が多く、過疎化、高齢化が進んでおり、共聴施設の改修や今後の管理組合の維持など心配いたすところです。共聴組合の加入者数は地域により幅広くあると思いますが、本市において、特に加入者の少ない共聴組合の世帯負担がどのくらいになるのか伺います。また、これらの改修に対する国・県の施策があるのか、さらに現在市ではそれらに対しての支援制度があるのか、現在、もしないのであれば、このことについてどのように考えているのか。以上、４点について説明をお願いいたします。

続いて、２点目に移ります。市役所組織の本庁方式移行について。本庁方式移行の第１弾として、本年４月から各総合支所では、建設課が廃止され、本庁建設課の土木係に鹿北班、菊鹿班、鹿本班、鹿央班が設置されております。それぞれの班には担当する総合支所管内の土木業務全般を所管すべく２名の職員が配置されていると聞き及んでおります。一方、各総合支所には、総合支所と建設部、下水道課及び水道局との連携を保つために、総務振興課に１名の職員を配置し、道路に関する要望、苦情、関係業務のうち、簡易な申請の受付などの業務を行っているということでございます。合併協議においては、合併後10年をめどに、本庁方式に移行するということであったことからしますと、この動きはいささか速いのではないかというような気もいたしておりましたが、これも経済情勢、社会情勢の変化、そして行財政改革という大きな流れの中ではいたし方のないことなのかもしれません。総合支所の建設課を廃止し、今の班体制により、総合支所管内での土木業務を執行されていることで、これまでに何も支障はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

ご質問の１点目、辺地共聴施設についてお答えいたします。

2001年、平成13年の電波法改正によりまして、アナログ放送は2011年、平成23年７月24日までに終了することとなり、高画質で、データ放送などさまざまな機能が魅力とされる地上デジタル放送が熊本県内でも、昨年12月から開始され、既にテレビやアンテナ等の買いかえが始まっているところでございます。現在、山鹿市には辺地共聴施設としてＮＨＫ共聴施設16カ所、自主共聴施設が７カ所、合計23カ所ございます。これらの辺地共聴施設も地上デジタル放送を受信するためには、デジタル化の改修やテレビ等の買いかえが必要になります。

現在、ＮＨＫと地元共聴組合が共同で管理している、いわゆるＮＨＫ共聴16施設

につきましては、既にＮＨＫが主体となって改修が進められています。内容としましては、ＮＨＫが改修を行い、うち民放放送分に係る改修費を共聴組合が負担することとして、山鹿市においては2010年度までの完成を目標に改修が進められております。

次に、行政の支援制度の状況についてですが、総務省は平成19年度より辺地共聴施設の改修に対する支援を目的とする辺地共聴施設のデジタル化支援事業を実施しております。これは市町村が主体となって改修に取り組む辺地共聴施設の改修に対し、加入者個人負担が事業実施要綱で定めた３万5000円、これは国により示した金額でございますが、これを超える費用の２分の１または３分の１を補助する内容になっております。また熊本県においては、広報啓発活動を重点的に行われおり、現在改修にかかる支援制度は設けておられない状況です。近隣の一部の市町村では、国の支援事業の活用や市町村単独で補助金の交付などの対応がなされているようでございますが、山鹿市におきましては、共聴施設数が多く、施設形態や加入者数も多様であるため、詳細な状況と改修に係る加入者への影響を調査し、適切な対応を講じる計画を、現在進めておるところでございます。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

藤原議員の一般質問の２点目について、お答えいたします。合併後の土木行政における組織の形態といたしましては、他の分野と同様に本庁・総合支所方式でスタートしております。その後の２年間で業務遂行上の問題も見えてまいりましたので、早急な対応が不可欠であると判断をいたしました。

その問題点としましては、まず指揮命令系統の一本化が必要であったこと。次に職員が施策の基本方針及び他の事業との関係を十分理解した上で、事業計画の立案と遂行にあたる必要があったこと。また、専門的な知識と技術力を持った人材育成が急務であったこと。さらには、行財政改革の流れを加速する必要があったことなどから、他の部署に先駆けて、平成19年４月に本庁への統合に踏み切った次第でございます。現在、９カ月ほどが経過いたしましたが、災害時の組織的対応を初めとして、総合支所総務振興課との連絡体制や用地取得の体制、職員の相互理解におきましても特段の問題は生じておらず、懸念されました住民サービスの低下はないものと考えております。

○議長（高野誠二君）

藤原議員、了解ですか。

○４番（藤原　豊君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

［４番　藤原　豊君　登壇］

○４番（藤原　豊君）

２回目の質問をさせていただきます。共聴施設の件ですが、調査をする必要があるとの答弁でしたが、先月の熊日誌上に、辺地共聴施設のデジタル化を支援する交付金事業で、阿蘇郡西原村に対し208万6000円の補助とありました。これは事業費の３分の１で、残りは村と加入者がそれぞれ３分の１ずつの負担ということです。加入世帯数によって、個人の負担額は大きく変わりますが、１世帯当たり約５万6000円の負担額と聞いており、もし市の負担がなければ倍の個人負担になります。それに、またテレビも購入しなければなりません。テレビ共聴施設のデジタル化については、地域イントラネット基盤施設整備やケーブルテレビとは別に考えなくてはならないことかと思いますが、難視聴解消の目的で光ファイバー網やケーブルテレビ施設整備を検討されている自治体があると聞いております。今まで何回も一般質問されておられますが、ケーブルテレビが、全く可能性がなくなったと思いたくないので、高度情報化計画が策定された後、どのように思われているのかお尋ねいたします。

続いて総合支所のことですが、部長はそう答えられるのが当たり前だと思いますが、私はとても効率的な体制には思えません。各班に担当地域を割り当てて、土木業務を執行されているのであれば、その人員を各総合支所に配置した方がより効率的な土木行政が行えるのではないでしょうか。現場へ出かける場合を例に取りましても、恐らく本庁から出向くより支所から出向いた方が近いと思われますし、また、昼食をとりに帰ったりとかで、行ったり来たりするその分だけでも時間短縮になります。また、本庁までの各地域からのアクセス面でも合併したときのままで、早くなったとか、よくなったとかは思えません。総合支所の職員数が減ったことにより、地域の活力、地域経済への影響も大きく、地域とのつながりが大分減ったように市民の人たちは感じていると思います。行政サービス、支所機能の低下を防ぐために、総務振興課に１名配置されておりますが、やはり本庁に尋ねなくてはならないようなことが多くあります。

そこで、２点お尋ねいたします。まず１点目でございますが、建設課の班体制について今後も同様に継続されるのか、あるいは別の体制を検討されてはどうでしょうか、お尋ねします。私の考えは、今のような班体制を維持するのであれば、各総

合支所に土木部の出張所のようなものを設置し、職員を常駐させた方がよいのではないかと思います。大雨のときや警報発令時の待機、あるいは災害発生時等におきましても、総合支所の職員と共同で対応できますし、支所も地域の人たちも心強いと思います。総合支所にはそのようなスペースは十分あるようでございますが、いかがでしょうか。

次に２点目ですが、平成20年には、総合支所の産業振興課が廃止され、続いて平成21年度には市民福祉課が廃止されるようなことでございますが、今回は平成20年度の産業振興課の廃止に関してお尋ねいたします。総合支所における産業振興課の所掌する業務は、建設課で所掌していた業務より住民にとってはもっと身近な生活に直結したものがあります。特に農家にとりましては、米価が大幅に下落する。また、農産物の価格が低迷をたどっている今日、行政に対しましては品目横断的経営安定対策、集落営農、中山間直接支払制度など農政の諸問題に対する相談、あるいは行政からの指導に大きな期待を寄せているものであります。そのような中、行政が遠のいてしまうということは、農家にとって非常に心細いことではないでしょうか。産業振興課を廃止した場合、総合支所の組織体制をどのようにお考えなのか、また、産業振興課が所掌する業務をどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

辺地共聴施設の２回目のご質問にお答えいたします。昨年、情報通信技術を活用した行政事務の効率化、住民サービスの向上、市民のインターネット利用を含め、今回ご質問いただきましたテレビ難視聴解消など、市民が快適な生活を送ることを目的に平成18年度から平成22年度までの５カ年間における高度情報化計画を策定いたしました。ご質問の難視聴解消に向けた光ファイバー網やケーブルテレビの検討についてですが、既に地上アナログ放送終了の期日が迫り、テレビは市民生活に欠かせないものであるため、アナログテレビ停波による住民生活への影響を考え、市としましても、その対応を取ることとしております。ＮＨＫによる改修の推進、国のデジタル化支援などの活用、あるいは共聴組合の補助等々、事例を参考に市民の負担が最も少なく、有利で効率的な対策を検討してまいります。ケーブルテレビ施設整備につきましては、将来の情報化の流れ、住民の意向、財政に与える影響等、慎重を要すると考えております。高度情報化計画に沿いまして、関係各課で組織いたします高度情報化推進部会により各部門多方面から引き続き研究調査をしてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

藤原議員の２回目のご質問に、お答えいたします。土木行政における合併直後の本庁・総合支所方式の目的といたしましては、住民ニーズの詳細な把握と迅速な対応により、合併によって懸念されます市民サービスの低下を防ぐためのものでございました。いわば組織機能の改編に伴う緩和措置でございます。

しかし、先ほど申し上げましたような問題点がございましたので、当時の本庁と総合支所職員で本庁方式にした場合に想定されます事務処理の課題やこれに対する改善策を十分検討した結果、本庁方式への移行が可能と判断したものでございます。ご指摘にありました大雨などの警報発令時には各総合支所に職員を待機させておりますし、仮に災害が発生したときには、本庁職員が総動員で対応する体制ができ上がっております。

また建設課を統合したことは、効率的な体制になっているとは思えないというご指摘でございましたけれども、効率的な体制とは職員が行き来するような時間的な短縮ではなく、例えば工事の設計や管理を本庁で一括して行うことで、当然ばらつきがなくなりますし、経費の削減ができ、住民負担も少なくなります。

また災害復旧につきましても、組織全体での対応ができますので、迅速かつ短期間での復旧が可能となり、当然住民サービスが向上いたします。このようなことが効率的な体制による効果であると認識をしております。現在までの状況からしましても、また合併の目的からしましても、行財政改革を推進する上での組織機構の改編は避けて通れない課題であると思っております。したがいまして、今後総合支所に建設部の職員を常駐することは考えずに、現体制を維持してまいりたいと考えております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

組織体制に対する２点目の質問、産業振興課を廃止した場合の総合支所の組織体制につきましてお答えいたします。

これまで平成20年４月以降の本庁集約に向け、農林部、商工観光部、各総合支所産業振興課を交えた上で、本庁方式に移行した場合の課題を踏まえた一体的な事務事業の推進、本庁と支所との役割分担及び責任所在の明確化、職員の専門性の強化

等に加えて、指揮命令系統がわかりやすく、窓口機能など住民サービスの向上の観点から検討し、段階的に組織体制の見直しを行っていくことといたしております。その後、関係部署との協議の結果、平成20年４月から、総合支所産業振興課を廃止することを決定したところでございます。

また、総合支所には米穀の生産調整、農林業者との連絡調整等の事務を所掌する班を設置したいと考えております。なお、この班に係る人員体制につきましては、現在検討中でございます。とりわけ、産業部門業務の組織を見直す上では、これまでの地域密着を基本とした連絡調整機能が低下することのないよう、さらには住民サービスが低下したとの住民からの指摘を受けることのないよう、本庁と支所との連携体制の強化についても努めていかなくてはならないと考えております。

農林部としましては、今後とも厳しい財政状況や職員数の減少等、市行政を取り巻く環境変化を踏まえつつ、将来の方向性を見据えた上で、県、ＪＡ、関係団体との役割分担の見直し及び連携の強化や地域の実情に即した農業、林業に関する業務の重点化、高度化に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

藤原議員、了解ですか。

○４番（藤原　豊君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

［４番　藤原　豊君　登壇］

○４番（藤原　豊君）

答弁、ありがとうございました。現在、テレビは市民生活に欠かせない情報手段であることは言うまでもありません。電波法で定めた期限まで改修が間に合わない地域が残り、地デジ難民が発生しないよう早期に進めてほしいと願っているのですが、このことは高度情報化計画に記載されている情報格差であり、これらの格差が解消されることを期待し、お願いとします。答弁は要りません。

それから支所のことですが、今後も今まで同様に継続され、また産業振興課も廃止され、班体制になるということですが、合併し、新市になって何もかもが一つになっております。今までそれぞれの地域でしかない特産物や加工品など、もっと今まで以上に行政が農家に対して目を向けて行かねばなりません。平坦地から中山間地、そして山関係、それぞれいろいろな事業があり、市の産業を担っている人たちと接しているとても大事なところです。よく検討され、今までよりさらによくなったと住民から言われるよう努めてほしいと思います。

最後になりますが、今後最終的に総合支所の組織、人員数や取り扱い業務など、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

総合支所が将来どうなるのかということでございました。お尋ねがありました建設部あるいは産業振興関係の統合につきましては、担当部長が責任ある業務遂行への組織改編、そして組織改編の計画をしておるということでございます。その上で、最終的な総合支所につきましては、周辺の市民の皆さんが、何事によらずご相談できるような組織、あるいは各種申請等ができるような組織になっていくのではないかと考えております。

人数等が何名になるというのは、現在のところでは確定しておりませんが、鋭意検討中であります。いずれにいたしましても、本庁も支所もそれぞれ場所は異なりますけれども、同じ市の業務を行っていくものでございまして、お互いに補完し合いながら、農林部長申しておりましたが、しっかり連携して業務を進めてまいりたいと思います。

財政上、または定員管理上も職員の専門化、事務の集約、組織の見直しは避けて通れない事項であります。ご指摘のとおり、市の一体感を高めて職務がスムーズにできるような組織づくりを目指してまいりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

以上で、藤原議員の質一般質問は終了いたしました。

ここで暫く休憩いたします。

午後３時20分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後３時35分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

皆さん、こんにちは。いよいよ本日最後の質問になってしまいました。執行部の皆さんも本当大変お疲れと思いますけれども、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

私は、今回通告しておきました二つの事柄について、市長及び担当部局にお尋ねをいたします。今回は一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず、第１に新庁舎事務所の位置についてお伺いをしたいと思います。このことは、先般古荘議員の方からいろいろとお尋ねがありました。議員の本当に怒りをもったあの声でですね、一生懸命言われましたこと、私も全く同感でございます。重複するところがあると思いますけれども、事務所の位置については、合併協議会が決定して、もろもろの理由で先ほど市長が断念の意向を示されました。市長としても断腸の思いということで、大変な決断で提案をされたと思います。しかし、私といたしましては、どうしてもすっきりと理解をしがたいわけでございます。ぜひとも今回の質問ですっきりと今日はさせていただきまして、夜の楽しみがあるような形にしていただきたいなと思っております。私は、この話を聞いたときに、まず思いましたのは、合併協議会とは何だったろうと、そう思ったわけでございます。あれほどの人と予算と時間を使っての審議が何だったのかなあと、まず思ったわけでございます。特に、当時の委員の方、約40名おられましたけれども、その方がこのお話を聞いたときに、やはり私以上に何かすきっとしない気持ちになられたかと思うわけでございます。私も町議会時代に合併に携わった議員でございます。その過程におきまして、どれだけ多く人が携わり、心労を重ねて、この合併にこぎつけ、平成16年６月18日、合併協定書の調印につながった。その苦労は十分知っております。この協定書は皆様もご存じと思いますけれども、約40人の委員の署名と、それと潮谷知事も立会人として立ち会っておられますし、もちろん首長、その当時の議長の名前も列記してあるわけでございます。市長もこのことはその時の当事者として十分ご存じと思いますので、私もいろんな恨みつらみを申し上げたいですけども、あえてここでは申し上げません。

そこで、早速質問に入らせていただきます。まず、第１に合併するための各市町の議会で廃置分合の議決がなされたことは皆様もご存じと思います。それは、合併協定書に基づいて行われたものでございます。その合併協定書の判断、その他もろもろの判断もありましたですけど、主にやっぱり重要事項の、この合併協定書ということに基づいて議員の採決が行われまして、私どもの町は賛成が10人ぐらいで、反対が４人ぐらいあったかと思いますけど、そのようにしてこの合併の廃置分合の議決が私たちの町ではなされました。そのような議会の議決をですね、このことは無視することにならないかということを、まずご質問したいと思います。

２番目に、先ほど申しましたように、合併協定書には各首長はもちろんのこと40名余りの委員の方の署名があっております。旧各市町の方々の努力と民意が結集されたものであります。これは地方自治法にのっとった合意書であるわけでございま

して、その人たちにどんな説明を今後するのか、また法的な問題はないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

３番目に、合併協議会だよりが毎回発行されておりました。各市町民は内容について十分認識をしているはずでございます。この市民に対しての説明はいかにされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また検討委員会のメンバー８人となっております。アドバイザーは２人、大学の教授ということでございますけれども、その８人のメンバーはどんな方なのかということをまずお聞きしたいと思います。

次に、５番目に、合併協議会で、各地区の代表の方々が委員となって協議をなさっておったわけでございます。その意見の背景にはやはり各地区の区長さん、そしてまた私どもの議会のことを反映しながら、その代表でいろんなことを決定していかれたと思います。私どもも、必ず合併協議会がありますと、その問題をまず結果を持ち帰り、そして審議し、次の課題の提案がありますので、そのことに対して審議をして、意見を申し上げる、そういう過程の中で、いろんな審議がなされていったわけでございます。そういう非常に民意を踏まえての協議会であったと思いますけれども、この事務所の位置につきましてはわずか８名、アドバイザーが２人というこれだけの人で方向性が決定をされた。これで市民の民意が反映されたものになるだろうかと私は考えております。その辺をまずお伺いします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの島田議員の第１回目のご質問にお答えいたします。合併協定項目を見直すことが合併前の各市町の廃置分合に係る議会の議決を無視することにならないかというご質問でありますが、合併協議会において作成されました基本計画並びに協定項目が合併議決の前提となることは重く受け止めておるところでございます。関係市町の議会の合併議決の前提となった基本計画並びに協定項目につきましては、これらの事務を継承することとなります新市は法的に拘束されるものではないものの、計画どおり実行するよう最大限の努力が求められるものと考えております。よって、合併前の各市町の議会の議決を直接的には無視することにはならないものの、新市の首長としましての道義的責任はあるものと認識いたしております。

続きまして、合併協定項目に係る法的拘束力について申し述べます。合併協議会は、地方自治法上の協議会でありますので、協議会において有する三つの機能、一

つには管理執行、二つには連絡調整、三つには計画作成のうち連絡調整と計画作成のための協議会の性格をあわせ持つものと解されております。合併協議会の事務のうち、合併協定項目の決定までの過程が連絡調整に当たります。協議会の連絡調整の結果については、この効力について法律上の規定はなく、法的に何者をも拘束するものではないと解されているため、合併協定項目については、関係地方公共団体及び合併市町村は、直ちにその履行を義務づけられるものではないと考えられます。このように合併協定項目には、司法による強制実現や罰則による強制という意味での拘束力はございません。また、合併協定に携わっていただいた方々に対しましては、お詫びを申し上げますとともに、このたびの判断に至りました経緯及び理由等につきましては、ご説明申し上げたいと思っております。

質問の第３点目、市民の皆様に対しても今後同様の旨を地域審議会はもとよりいろんな機会をお借りしまして説明申し上げる所存でございます。

質問の第４点目、検討委員会の組織構成メンバーを申し上げます。当委員会は、山鹿市新庁舎検討委員会規定に基づき設置いたしております。副市長を会長とし、市長部局の各部長及び教育部長をもって構成しております。なお、当委員会には、アドバイザーといたしまして外部からの学識経験者２名の方にも加わっていただき、専門的な見地からのご意見をちょうだいしております。

質問の５点目、新庁舎事務所の位置の調査、検討につきましては、それぞれの行政分野に携わる専門職員の判断、また公正・公平の立場を確保する上で、第三者の視点、特に市民の感覚及びまちづくり並びに行政施策のスペシャリストであられます２名の専門家をもっての判断であります。これからの地域づくりにおいて、大多数の市民生活や利便性などの観点であり、市民の立場を十分考慮しての検討委員会からの報告であると受け止めております。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

最初の１問目に対しては、道義的な責任を持っていると。確かにそういう責任があると、私も思っております。非常に重要かつ大事なことでありますので、私としては本当にぜひとも合併協議会の考え方を、もう少し民意を持って話し合ってもら

いたいと考えております。

五つ目の質問の中に、民意を反映しているかということを質問しておりますので、２回目の質問にあわせてその点をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、２問目の質問に入りたいと思います。市長は、全員協議会におきまして、三つの候補地を断念した理由を述べられました。その抜粋がここに書いてありますけども、先ほど古荘議員のときにもその理由をある程度のところ述べられました。そして私も聞いておりましたけども、やっぱりどうしても何か理解しにくいところがあります。地方自治法第４条第２項に定められている法的にも困難であると、たぶんこれは市民の生活に利便性があるということであると思いますけれども、やはりこの件に関しましては、合併協議会でも十分に話し合われたことではないかと自分は感じております。

次にまちづくり三法に相反するためということでございますけれども、確かにこの合併後にまちづくり三法が制定をされました。その中で、コンパクトシティとかそういう文言が入りまして、いろんな問題寄せてつくっていくというお話を聞いておりますけれども、この点もう少しまちづくり三法がどんなに市庁舎とかかわっていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、公共、広域施設に対する国の整備方針の転換とありますけれども、この三法を見てみますと、この庁舎あたりはしゃにむに市街地につくらないかんという法律はないわけでございまして、その辺もお聞きしたいと思います。

また、市民の利便性という観点からということでございますけども、私が不思議なのは合併協議会で市民の利便性、確かにいろんな鹿北の山の中、そしてまた菊鹿の山の中、鹿本町、鹿央町、もちろん山鹿市もそうですけども、周辺地域の方々のいろんなことを考えながら、利便性を考えての決定ではなかったかと思っているわけでございまして、その辺簡単に利便性の観点から難点があるためという結論づけは成り立たないのではないだろうかなと。そしてまた、市民の利便性と申しますと、市街地あたりに決定をされますと、アクセスが、非常に道路がなくて、そういう観点からも合併協議会で話されたのが一番適当ではなかったのだろうかな、こう考えるわけでございまして、その辺お答えを聞きたいと思います。

そしてまた、道州制の議論が本格化し始めたことなどということで、鹿本振興局の動向に注視する必要があると書いてありますけども、確かに話は聞いております。ですけど、このことがどのように庁舎と関連があるのか、その辺を詳しくお聞きしたい。

ほかに、５番目に、他の官公庁、警察署、振興局、裁判所、保健所ともろもろ書いてありますけれども、この公共施設の再編整備と整合性を図るということでござ

いますけど、もともとそういうことを考えての決定ではなかったのかな、私はそう考えております。その辺がですね、殊さらこれをまた上げてやるということはどういうことだったのか、その辺をもう少し詳しくお願いしたいと思います。時間の関係もありますので、この５点につきまして２回目の質問にさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの島田議員の２回目のご質問にお答えいたします。その前に先ほどの質問の中で、民意を反映した検討委員会のあり方ではなかったのかというお尋ねがあったわけでございますけども、この件につきましては、先ほどの古荘議員のご質問の折もしっかりと申し上げたと思いますけども、合併協議会の協定、この約束事は非常に大事なものであると、そういった認識をしっかりと持っております。そういった中で取り組んでまいりました。それとともに、先ほど申し上げましたように、やはりこの新市の行政を預かる者として、市政を預かる者として、また議会の皆さんとともに、これからのあり方、新庁舎の位置の決定も含めまして、すべてのことに対して私たちは責任があると。そういった中で、これまで取り組まれてきた事務所の位置につきましても、執行部としてしっかりとした検証をすべきであると。このことが私たちに課せられた使命であると。将来に憂いを残すことのないように、将来にわたって間違いがないというような確固たる検証をすることが、私たちに課せられた使命の一つであると、そんな思いをいたしました。そういった中で、先ほど申しました検討委員会を構成しながら、それぞれの幅広い分野の中で熱心に、真剣に多くの項目を検証しながら、先ほどいろんな観点からおっしゃいましたけども、それにつきましても、すべての項目についてしっかりとした検証をやってきたところでございます。その仕事にもちゃんとしたものが残っておりますし、そういったものを踏まえて判断をしてきたところでございますし、また判断をする責任がある。このことを、そしてまた市民の皆さん方に、議会の皆さん方に率直に報告しながら、またいろんなご意見を伺っていく。そういった立場に私どもはあるだろうと、そんな思いの中で、検討委員会のあり方、そしてその中に専門的な立場といいますか、高い見地からこのことを見ていただく、そういった方々にも入っていただきながら、この問題を客観的に、しっかりと見ていく、判断していく、そういったことが大事であると、そんな思いの中で進めてきたことでございます。

詳細一つ一つには今申し上げましたようにそういった過程で取り組んできたとい

うことでご理解をいただきたいと思っております。全体的にご質問いただいておりましたことにお答えを申し上げたいと思います。

質問の第２点目の三つの候補地の断念した理由につきまして申し上げます。主な理由として７項目ほどありますので、順次その内容に触れながら説明申し上げます。第１点は、地方自治法第４条第２項の規定、交通の事情、他の官公署との関係、各種行政サービスの利便性などに基づき住民の利便性の確保及び行政サービスの向上、地域発展への寄与などの面から評価したところ、十分な評価が得られなかったところでございます。

２点目は、合併前に予測しがたかった社会情勢の変化及び法律の改正等があったことでございます。合併とともに始まりました三位一体の改革など地方行政を取り巻く環境も大きくさま変わりしたことであります。社会経済情勢の変化は少子高齢化、人口減少社会を迎えるにあたりまして、従来のような開発ありきの考え方から既成市街地の再構築、市庁舎などの公共施設や医療機関、商業施設などを１カ所に集積しようとするコンパクトシティの考え方へと変わってきたところであります。国においても公共、公益施設に対する整備方針が大きく転換しております。そのあらわれが郊外開発の規制、市街地への規制緩和などでございます。これらのことを受けまして、大規模小売店舗立地法改正、都市計画法改正、中心市街地活性化法の改正、いわゆるまちづくり三法の改正でございます。中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために定められたものでございます。

ただいま申し上げましたように、個別にいろんなご質問があったわけでございますけども、そのようないろんな項目につきまして先ほど申し上げましたような行政を預かる者としてそういった専門部署の職員を配置しながら、いろんなことからこのことを検討する責任があったし、その責任を果たしてきた、検討してきた、そのことを今回公表させていただいたと、このように認識いただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

今ご説明いただきましたけど、理由がいろいろですね、検討委員会でされたと思いますけど、基本的に合併協議会でも話されたことと一つも変わらないですね。そこを一生懸命再議論されている。本当に市民も私どもも、何か合併ありきで、この位置の決定あたりをされたのではないかなあという不信感が出てくるわけです。やはり、もし市長が言われるように、やっぱりそれではいかん、今までしたところでは絶対いかんて言われればですね、もう少し民意を酌んだやり方でですね、８人とは特に市の内部の部長ですので、全く民意という言葉から言えば、私は反映していないと、そのように考えております。やはり市長がこの決定について、断腸の思いでということで、一生懸命言われておりますのはわかります。しかし、私は、まずこの市民の民意が反映されてないということが一番大事なことではないのかなと思うわけです。今の時代、協働とか行政参画とかいろんなことが叫ばれております。市長もいつもそれを言われております。確かに民意を反映させるというのは、非常に至難のわざかと思いますけれども、これをまとめていって、この新市の事務所位置を決定することが私は筋道ではないかなあと、こう考えているわけでございます。そこで、そういう民意が反映されてないこの事実をとらまえてですね、そしてまた、事務所今非常に財政的にも厳しい時期であります。例えば学校の統合問題で、いろんな予算も入ってきます。ちょっと違いますけれど、病院建設もあります。いろんな面で、予算の面で非常に厳しい時代がまいってくるのはわかっております。そういうことを含めてもう少し民意が反映させるまで検討をなされたらどうかなと。場所の検討も含めてもう少し時間をかけてされたらどうかなというふうに考えておりますけども、その辺の考え方に対して市長の答弁を、よろしくお願い申し上げます。３回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

先ほど、２回目の質問のときに、若干答弁が漏れておりましたので、まず、その点から追加して、また今の島田議員の民意についての取り扱い等についてお答えいたしたいと思います。

断念した項目、７項目。２項目だけしか申し上げておりませんで、第３点につきましては、市民の利便性の確保及び行政サービスの向上、アクセス機能の充実、公共機関の利便性、各種行政サービスの利便性、生活の利便性という観点から評価したところ、十分な評価が得られなかったということでございます。

第４点目は、地方分権改革の総仕上げという認識のもと、道州制実現のための検

討が加速してきていることであります。道州制の議論となると県単位の協議になります。熊本県、特に鹿本地域振興局とのただならぬ連携強化を図る観点から考えますと三つの候補地にあっては、その条件がいささか不利であると考えております。

第５点目は、先ほどの地方自治法上の規定にもありますように、防犯、地方行政、保健医療、金融、産業など、他の官公署との連携を密にするという観点からも、現本庁舎を含む周辺地域と比較しますと、その条件が不利であるということは否めないものであります。

６点目は、本市が抱える、直面するさまざまな行政課題に対する各行政施策執行上の観点から評価したところ、十分な評価が得られなかったところでございます。農業振興の観点からの優良農地の保全、企業誘致の推進、将来のまちづくりへの貢献度、自然環境・景観への影響などの点から評価しております。

第７点目は、庁舎移転が与える影響の度合いであります。庁舎移転による経済効果は余り見込めず、むしろ仮に移転した場合の現商業地一帯に与える影響の方が大きいと判断したものであります。

以上、主な理由７点についてご説明申し上げましたが、そのほかにも市民はもとより市外からの観光客、来訪者などを迎え、多様な交流の場を創出する上でも困難であるなど、これからの市庁舎そのものが持つ機能、役割等を総合的に判断した結果、三つの候補地について断念したところでございます。答弁が漏れておりまして申し訳なく思っております。

ただいまの島田議員、民意の反映がないのではないかという、検討委員会についてのあり方、ご質問がしきりにあっているわけでございますけども、先ほども申し上げましたように、市政を預かる執行部といたしまして、今回のこの大事な事務所の位置について、やはり執行部の責任としてしっかりとした内部の検討が必要である。さらに、その中には高度な専門的な客観的なご意見も十分組み入れながら、その判断をしていく必要があると。そういった中での判断であると思っております。ただいま、そういった報告、経過、検討の結果の中で断念を判断したところでございますけれども、民意につきましては、私は今回この議会の皆さん方にまずもって全員協議会におきまして、これまでの経過や考え方等々をご報告したところでございます。それとともに、この件につきましては、６万市民の方々、本当に一番の関心事でございますし、重要項目であるということの中で、即日新聞社の方々に、記者発表させていただきまして、このことを全市民の方々に同時に知っていただく、そういったことが非常に大事かなと、そんな思いをいたしました。さらに、広報やまがにおきましても新春号におきまして、これまでの経過やこういった判断を下した思い等々につきましてもしっかりと市民の方々にご報告、訴え申し上げたいと思

っておりますし、さらにこの議会や地域審議会等々におきまして、私たちが考えてきた判断、あるいはまた経過等につきましても、しっかりと皆さん方のご批判を、またお気持ちをいただいてまいりたい、そんな思いをいたしております。そういった形で十分な民意を反映した市政運営にしていきたいと、そんな思いをいたしております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

財政的なことを答弁いただきたい。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

甚だ失礼ですが、財政的な部分について、担当部の方で答弁させていただきます。

先の議会でも合併特例債あるいは過疎債等について、特に合併特例債は平成26年度までが期限でございます。それを過ぎますと、交付税等もご承知のとおり、三位一体の改革によりまして、今日的な100数十億円から80億円程度になりはしないかと言われております。と言いますのも、第２次の三位一体の改革によりますと、交付税が年間大体16兆円程度でございます。この16兆円のうち５兆円を削減すると、国は申しております。合併の特例的な交付税の算定がございますが、それがなくなりますと、もろに影響するということでございまして、この有利な合併特例債の間に大きなプロジェクトについては、計画的に実行しなければならないというふうに考えております。ご意見のように学校再編もございます。その時、議会では私は100億程度必要ではないかと申し上げておりますが、この庁舎に関しましても古荘議員の方から事業費についてお尋ねがありましたが、これは一つの枠として考えております。恐らく40億円程度必要ではないかということでございます。それから、その他道路等の事業についても30億円程度を考えておりまして、これを７年間でこれからやっていくということになりますので、非常に財政的には厳しくなってまいりますけども、優先順位を十分考えて投資をしてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

島田議員のご質問、財政上の問題等々でこの庁舎建設を凍結する考えはないかということについてお答えします。

ただいまも総務部長申し上げましたように、いろんな財政事情、非常に厳しい状況にございます。しかしながら、新市の今後将来的な発展のためには、やるべき事業は的確にやっていくべきであると思いますし、この庁舎建設につきましても、防災上の問題、またより効率的な組織運営、市のシンボル的な要素等々、いろんな角度から私は必要な施設であるという確信を持っております。財政事情、優先順位を勘案しながら的確な時期に取り組むことが必要であると考えております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ありがとうございました。あした２日目にお二人の議員の方々がまた再度ご質問されるようでございますので、議員の方々にお任せをいたしまして、次の二つ目の質問に入らせていただきます。

総合計画の実現に向けての取り組みについて質問します。合併してはや３年目を迎えております。市は平成18年３月に山鹿市の市政運営の基本方針となる総合計画を策定されました。市の将来像をだれもが住みやすく、美しく、すばらしい都市として市民の協働で計画の推進にあたりたいと市長は述べておられます。私は分権時代のまちづくりは、市民がいかに施策に参画し、市民の意見をとらえながら、市民満足度を上げていくことが重要かと考えております。そこで、庁内の推進体制また市民による評価体制はいかになっているのか、その点を第１にお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

ご質問の総合計画の実現に向けての取り組みについてお答えいたします。

当市のまちづくりは、総合計画において五つの目標、１．心豊かにたくましく生

きる人づくり。２．活力ある産業づくり。３．地域とともに支え合う暮らしづくり。４．安全で快適な暮らしを支える基盤づくり。５．人と自然が共生する環境づくりを掲げ、そしてその具体策であります各部門の基本計画の実現に向けて三つの大きなテーマで取り組んでおります。そのテーマの一つは、開かれた市政の推進、二つ目が市民協働によるまちづくり、そして三つ目が簡素で効率的、効果的な行財政システムの構築でございます。

また、それらを推進する共通施策として、市民への行政情報の提供と共有など広報、公聴の充実、各種審議会の活用や協働への取り組みの具体的事業として地域応援事業などに取り組んでおるところでございます。

ご質問の庁内の推進体制につきましては、各個別事業では各所管課が毎年度実施計画をローリング方式で策定することで、その進捗状況を把握し、推進を図っておるところでございます。主要事業につきましては、各部長で構成する政策調整会議や庁内検討委員会で包括的にその推進のための協議を行い、その結果を各所管にフィードバックする方式により事業推進を図っておるところでございます。

次に、市民の評価体制につきましては、年４回、主要事業等について広報紙により市民の皆様にお知らせするとともに、パブリックコメント等によりご意見をいただいているところでございます。今後は議員ご提言の市民の評価体制につきましても先進地等を研究し、その方法を考えたいと思います。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ありがとうございました。この基本計画の推進にあたりましては、特に基本計画の後段に、今答弁ありましたように、明確に推進のやり方を列記してあります。このことをやはりはっきりとみんなが理解しながら、庁内でも頑張っていただきたいと、いつも考えているところであります。特に、政策調整会議や庁内検討委員会の開催があっているということでございますので、私も大変安心しておるわけでございます。その中に、できますならば市民の意見を取り入れた評価、市民の事業に対する評価等を取り入れられるようなシステムをつくっていただきたい。いろんな方法があると思いますけれども、例えば公募による市民会議等におきましてのいろん

な意見の聴取、そしてまたアンケート調査等による市民の満足度の調査、そういうものを十分に取り入れながら、そういう会議の中に評価をしながら推進していただければ、私は大変いいのではないかと思っております。今、ご答弁いただきましたように、その点も考えるということでございますので、ぜひとも今後よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、先ほど三つの推進のテーマを紹介をされましたが、どれも本当大事でございます。しかし、私はその中でも市民協働のまちづくりということに大変関心を持っております。合併して３年になりますけども、皆様ご存じと思いますけども、地域は非常に高齢化、そしてまた少子化、人口減と、地域の自治力が低下している。それは非常に身に感じるわけでございます。そんな中に、市民協働のまちづくりをどのような施策を持って推進していくのかが大きな課題であると思っております。先ほどのご答弁の中に、地域応援事業というものをご紹介いただきましたが、この事業等につきまして、もう少し詳しくお話をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

２回目のご質問、地域応援事業の取組状況についてお答え申し上げます。今年度から始めましたこの地域応援事業は、地域住民が元気で地域が活性化するように、地域づくり計画をその地域の住民みずからが策定しみずからが実行していこうというものでございます。計画策定にあたっては、小学校区あるいは行政区を対象としております。現在、モデル地区として鹿央の下千田地区及び山鹿の米田校区が、自主的にこの事業の取り組みを始められたところでございます。

下千田地区においては、地域ほとんど全戸が参加されまして、先進地研修やワークショップ形式により、地域が抱える問題点や地域づくりに対する思いなどさまざまな意見を出し、その中から旧千田保育園において石窯を作成し、高齢者や子どもたちが一緒に手づくりのパンを焼いたり、近くにある竹林を利用して竹炭づくりをすることで、地域の世代間交流による計画づくりがなされているところでございます。

また、米田校区におきましては、地区の代表20名ほどが参加され、ワークショップ方式により話し合いを進められ、校区内の住民に対し、地域づくりや活性化に対する意識調査を実施されました。今後はその調査に基づき、テーマを絞って計画を策定される予定でございます。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

今ご紹介いただきましたいろんな活動、確かに、市民との協働ということで非常にすばらしい活動ではないかなあと思っておるわけでございます。合併いたしまして、どの地区もそういうところが活発に推進されれば、行政への関心も非常に上がってきますし、またいろんな行政課題等も意見が出るのではないかと、こう考えておるわけでございまして、やはりこういう活動を今後いかに各地域に広めていくかが課題だと思うわけでございます。先ほど、北原議員から聞きましたけれども、平小城地区はそういう活動で農林水産大臣賞を受けて、この前お祝いがあったということをお聞きしております。やはり、この山鹿市内におきましてもいろんなすばらしい活動が出てきております。そういう活動を全地区に広めていくことが、一番大事なことではないかなあと痛感するわけでございます。今後そのような市民との協働、そういう活動、一番実践的なやりやすい協働作業を推進していくための方策と申しますか、その辺をどのように考えておられますのか、３回目の質問にいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

３回目のご質問、今後の地域応援事業の取り組みについてお答えいたします。地域応援事業は、この機会に自分たちの地域をもう一度見直していただき、先ほどもご答弁申し上げましたけど、地域の住民が元気で、地域が活性化するための計画を住民みずからが策定し、みずからが活動を行うということを目的としております。現在２地域で取り組んでおられますが、これがモデルケースとなり、市内全域にその取り組みが運動として広がりますよう推進してまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

以上で、島田議員の一般質問は終了しました。

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

本日は、これにて散会いたします。

午後４時28分　散会

～～～

１２月１１日（火曜日）

平成19年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成19年12月11日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．池田誠一

一般質問

（１）新庁舎位置について

（２）市立病院改築について

（３）教育関係について

①学校規模適正化計画について

②学校の校則及びルールまたはモンスターペアレンツ対策等について

２．丸山寛治

一般質問

（１）自主財源の確保について

（２）合併協議会での協議事項等について

３．吉本政幸

一般質問

（１）農業・農村の支援対策について

①平成20年度農林部の体制と土地改良区の支援体制

②地産地消の取り組み

③酪農業の現状把握と支援

④バイオマスセンターへの生ごみの搬入状況

⑤水田の排水路整備の現状と対応

４．家入憲隆

一般質問

（１）随意請負契約について

５．丸山康昭

一般質問

（１）工事入札のあり方について

６．北原昭三

一般質問

（１）乳幼児医療費の助成対象年齢引き上げについて

（２）若者の就労・雇用について

①市のニート・フリーターの現状について

②市の就労・雇用支援策について

（３）ごみ減量対策事業について

①エコショップ認定制度の導入について

②マイバッグ運動について

７．川野　功

一般質問

（１）行政改革について

①各課の行政改革進捗状況について

（２）教育関係について

①教育センターについて

②教育委員の会の開催について

（３）企業誘致について

８．立山　隆

一般質問

（１）不法投棄に対する市の取り組みについて

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君

10番　池田誠一君
11番　堀　茂幸君
12番　永田紘二君
13番　森川昭彦君
14番　川野　功君
15番　古荘克郎君
16番　島田節男君
17番　森　芳顕君
18番　家入憲隆君
19番　横手啓介君
20番　高野誠二君
21番　藤原　弘君
22番　森　久雄君
23番　西牟田　長君
24番　太田黒鐵郎君
25番　丸山寛治君
26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君

総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
商工観光部次長	北井孝範君
建設部次長	宮本榮次郎君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
子育て支援課長	前田泰秀君
国保年金課長	栃原昭一君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	永田義文君
環境課長	古家明敏君
下水道課長	原田　勇君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、昨日に引き続き質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。池田誠一議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

おはようございます。10番議員の池田誠一でございます。昨日に引き続きまして一般質問が行われますけども、昨日は７名、本日は８名ということで、心配しましたけども、昨日も一応定刻の時間内には終わったということで、本日もできる限り短い答弁で、すべての議員さん定刻の中に終わりますように、執行部の皆さん方にはよろしくご答弁のほどお願い申し上げたいと思います。

通告にしたがいまして、順次質問させていただきます。

まず、新庁舎位置についてでございますけども、これは先般お二人の市長の地元でございます旧鹿本町の二人の議員さんから熱い思いを語られながら質問をなされた経緯もございます。この件につきましては、きのうも申し上げられましたけども、本定例会の冒頭、全協におきまして、市長みずからお見えいただき、この説明、経過報告等を行われたわけでございますが、その件につきまして質問をさせていただきたいと思います。

昨日、すべてといいますか、大きな問題につきましては詳細に市長の方からまた改めて具体的にご説明をなさったわけでございますが、私は別の観点から質問をさせていただければと思っております。当初、合併協議会の中で決定をされておりました国体道路沿いというＡ点、Ｂ点、Ｃ点、３点につきましてのいろんな協議の中で、８項目、そして７項目のいろんな要件を満たさずにということで断念せざるを得ないという、断腸の思いの断念ということで、市長は申し述べられましたけども、この３点及び新たに加えられました２点の都合５点についての価格評価というものはいかがであったろうかなと思うわけであります。通常、私たちもそうでございますけども、家を建てたいと、土地を買いたいとか思う場合に総額的な予算というのはある程度決めております。その中において費用対効果と言いますか、いかに自分の思いどおりの物件を建てることができるか、そしてまたそれに対する費用は幾ら

ぐらいかかるのかというのをまず頭の中にあるのが当たり前だというふうに私は考えます。そういう中において３点ですね、最初国体道路沿いということでの３点の位置につきまして、そしてまた新たに計画されました２次の中で答申なされました２点についての都合５点、５地域についての評価というのはなされたのかということをまず１点お伺いをいたしたいと思います。それから、昨日の話の中でこれは私個人的な考えを持ったんですが、正式に市長みずからここだという場所は選定をなされませんでした。３月議会においては、その位置を発表するということで、昨日申し述べられましたけども、昨日の話、そしてまた全協等の話におきまして、これは私の感じた中では今現時点のこの位置ということがその思惑の中にあるのではないかというふうに考えたところであります。とするならば、私思いますにこの地域ですね、この位置のままで本当に大丈夫なのかなという気が一つの懸念材料としてございます。と言いますのが、今、この面積等を考えた場合に今のままの形の中で動かすことが、本当に駐車場含めてそれぞれの関連の建物、新市庁舎を建てる場合においても、またリニューアルするにおいても、面積的に不便ではないのかなという気がするわけでございます。ただ、この答申の中には、この近隣地域という形を用いられております。ということは、この現地点だけではないということは頭の中に想定はされます。今、隣に隣接しておりますＪＡ鹿本の本館、そしてまた地域振興局という２地点を想定されたのではないかなと思いますけども、もしそうであるとするならば、その辺の了解ですね、相手方とのもちろん交渉になるわけでございますけども、その辺のところが本当にスムーズにいくのだろうかという感じがいたします。現時点では、そのような具体的なことはでき得ないかもしれませんが、当然そのように感じられるわけであります。そしてまた、一つは考えられると言いますか、私が思いますに、もし振興局等の形もとるであるならば、今まで当執行部、行政、議会も含めてでございますけども、地域振興局をぜひとも残していただきたいという要望を常々熱い思いで語ってまいりました。その思いをいたすときに、今回のもし振興局という形を含むのであれば、その整合性は、どのような形に取られるのか、その辺のところご答弁いただければ有り難いと思います。

続きまして、市立病院の改築についてお尋ねをいたします。この件につきましては、９月定例会において平井光臣議員が質疑の中で８月に行われるべき入札でありました市立病院の改築の入札が、要するに談合等の不正事項におきまして数十社が辞退せざるを得ない。入札に参加できないというような理由で、12月に入札がずれ込むという答弁をいただいております。しかしながら、私が得た情報の中で、また12月にそういった数十社、30社と思いますけども、名古屋における地下鉄談合で指名停止になってしまったということで、多分大手ゼネコン、スーパーゼネコンも含

めて、そういった業界たちがまたもや指名停止になるということは、当然今回の12月の入札問題に対しても同じような形の中で、辞退されるであろう。また入札に参加できないであろうという懸念を持つものであります。そうしたときに、市立病院の12月の入札関係はどのようになるのか、またもしそうであるとするならば、いつ頃新たな問題としてこの入札が行われるのか、そして23年のグランドオープンに向けて本当に時期的なものが可能であるかということを、まずはお伺いをいたします。

続きまして、同じ病院の中でございますけども、昨日永田議員、そして森川議員の方からも質問が具体的にございました。医療スタッフの確保の問題でございますが、これは今市立病院等の過去２年間のいろんな状況を見てみますと、本当に大丈夫なのかなという気がしないでもありません。こういった本当に40億円もかけた市立病院の改築等において、医療スタッフがいないからこそ、今までせっかく10数年の黒字を抱えながらもってきたこの市立病院がこの２年をもって本当に赤字に転落しているというこの現況を見たときに、大丈夫なのかな。まして、この多くの40億円の中の95％起債で行うということになりますと、本当に大丈夫なのかなという市民にとっても大きな不安を持つのは当たり前だと考えます。そういったときにおいて、医療スタッフの充実というのは非常に重要なことだろうと考えます。昨日の答弁の中でもこのグランドオープンに向けて、そしてまた新たな病院を改築することによって病院のドクターのスタッフが来やすいような、また来てもいいよと言ってくれるような病院体制づくりをつくるというような答弁でございましたけども、ただそれだけの希望的観測だけでいいのかな、具体的に本当に来られるという確約等も持っておられるならば有り難いですけど、それまでは難しいだろうというふうに思いますので、本当に心の意思がどこまでの確約を持ってこれまでの答弁として具体的な前向きな形を持ってこられたのかなと思います。それで、本当にそういった医療スタッフの充実に向けて、できるという確約といいますか、信念をお聞かせいただきたいと思います。それから、今国・県からの指導もあっているかと思います。そういった中で、自治体病院、公立病院においてのガイドラインというのも示唆してあるのかなと思います。その中において経営形態の変化というものも変えなさいという指導もあってるかと思いますけども、それに向かっての今回のいろんな施策というのが、当山鹿市立病院においてどのようになされるのか、この３点について、お伺いをいたしたいと思います。

それから３点目、教育問題でございますけども、この前全協の中でも私たち議員に対して教育委員会からご説明ございました。今、学校規模適正化計画というのが協議会の中で行われております。20名のスタッフだろうと思いますけども、そういった方々において当議会からも２名の議員が代表として出ていただいておりますし、

執行部からは代表として副市長も参加されております。そういう中で、私が以前から質問しておりました、今子どもたちがどれだけの人数の中で入学されたり、または中学校に進学しているかということを思ったときに、一番ピーク時から比べまして、５分の１の人数しか今子どもたちがこの地域、新山鹿地域に生まれてないのも現状でございます。当初2000名近くいた同級生、同じ学年の人たちが、今の子どもたちは420名前後しか新たに生まれておりません。また、その子たちが小学校に入学し、また中学校にも上がっていくわけでございます。５分の１しか今いない、そういった状況下で、子どもたちが本当に中学校に上がるときに、ほかの大きな小中学校と同じような部活動であるとか、そういったものが自分たちの思いのままにできるのかという疑問点で質問した経緯もありますが、そういった中において、本当に適正な規模としての小中学校の中で子どもたちが過ごすことができるようなことにしたいという思いの中での適正化規模協議会でもあります。

そういった答申が出た中で、今回１次、前期と後期に分けてありますし、その中で１次と２次に分けてあります。前期の中の１次の案として、まずは山鹿地域におきましては、山鹿小学校と川辺小学校の統合という問題が今一番始めに問題視されております。

それから鹿央町、鹿北町において３小学校ずつありますけども、それを１本化しようという形での話が前期の中の１次であります。これは平成20年から平成23年度に向かって約４年間のスパンの中で考えられている事項ということでございますけども、これが本当に地域の人たちのコンセンサスというものが得られているのかなと。本当にどういった形の中で説明をされているのかなという気がしてなりません。

今まで旧村時代、明治以来、それぞれの村という旧村の名称をそのまま小学校に当てはめて今まで延々と100数十年も続いてきたこの長い歴史の思いというものが地域住民の方たちにはあると私は考えます。それをなくすということが本当に地域住民の方たちの思いはどのようなものかなと考えますときに、この統合問題、本当に一人たりとも納得でき得る形の中で進めていただきたいという思いがいっぱいでございます。

ただ、反対というわけではございません。子どもたちのためを思えばこその決断だろうと思いますけども、ただその前には地域住民の思いというものを知っていただきたい。先般、ＪＡも各支所廃止にもなりました。川辺校区におきましては、学校が移転することによって唯一残されておりました幼稚園もどうなるかわかりません。そうなってしまいますと、川辺校区には何も機関がなくなってしまうというような現状もあるわけでございまして、その辺の意味を踏まえられまして、この適正化計画というのをどのように進めていかれるのかまずはお聞きをいたします。

それから２番目に上げております学校の校則及びルールまたはモンスターペアレンツという対策についてと上げておりますけども、これは以前から私も提唱しておりましたし、また改めて今回出させていただいたわけでございますけども、今校則というのが現存として残っております。これは旧来から本当に学校の決まりというようなことで、それに反した場合にはいろんな罰則等が昔はあったわけでございますし、私たちの時代、そしてまた以前の方たちからもいろんな悪いことと言いますか、校則、ルールを破ったならば座らされたり、立たされたり、叩かれたり、そしてまたグラウンドを走らされたり、いろんなそういったのを経験しながら大きくなってきたというのも事実であろうと思います。しかしながら、今人権という大きなスタンスのもとに、名目のもとに、そういったことができないような状況下にあります。ただ、個人に対する説得と言いますか、訓戒と言いますか、そういったのみでしか対応できない。そういった中で、今子どもたちのそういった一部の子どもではありますけども、ルールを破ったり、校則を破ってもどがんでんよかたい。ただ先生からちょっと怒られるだけで済むというような子どもたちが結構ふえている。ましてそれにはバックとしてここに上げておりますモンスターペアレンツという保護者までもそういった形に加わっている保護者がいるということも事実でございます。

ここでモンスターペアレンツという、改めて初めて聞かれる方もいらっしゃるかと思いますけども、早くいえば理不尽なことを言ってくる保護者ということです。この保護者に、先般、きのう、おとといでございますけども、テレビ報道もなされておりますが、初めてモンスターペアレンツの親に対して逮捕ということが報道されておりました。どんなことかと言いますと、当山鹿市には若干はありますけども、それ以外の中で、まず自分の子ども、要するにいろんな子どもたちが出品をいたします。絵とか習字とか、そういったので選ばれて後ろに張り出されたり、対外にそういった選ばれた中で金賞をもらったり、銀賞をもらったりというような子どもたちがいるとしますと、その保護者が何でうちの子が選ばれないで、あの子は選ばれたのかと言ってくる親、そしてまた子どもたち全部でグラウンドの中で体育の授業等でされたときに、例えば転んで足を擦りむいたとしましたならば、擦りむいたから、ちょっと保健室に行って手当てしておいでということで、先生がそういった対応をなされたときに、その子どもが帰って、保護者に言う。保護者が「何でお前は病院に行かんだったのか。」と。ちょっとした傷なものですから、先生がそう言われたということで、明くる日保護者が行って、「うちの子を何で病院に連れて行かんだったのですか。」と。「これで破傷風になったり、入院したりしたらどうするのですか。」というようなことを言ってきて、そしてまた「この子のために私は会

社を休んで今来ている。その会社に対する補償も幾ら１日かかるから、その分をくれ。」と言った保護者もいるということも伺っております。そういった理不尽なことを言う親がいる中で、まして子どもたちもそういった事情になりつつあるのかなという気がします。そういった中で、校則というものを改めて見直すというのは考えられないのかな。校則を破ったならば、それなりの罰則というのはあってしかるべき、まして20歳になったときには、きちっとした罰則があります。法律に違反したときには、行政処分もありますし、罰金もあります。そしてまた、人に対するけがを負わせたり、そうした場合には、刑事事件として取り上げられます。そしてひどいときには、懲役という形まで取られます。しかしながら、子どもたちにはそれは一切ありません。刑事事件になればありますけども、通常の校則違反したときには全くありません。訓戒しかありません。まして義務教育であるとするならば、停学、退学もできません。そういったのに甘んじて、本当に自分たちがいいように、ただ悪いことしても、校則違反しても叱られるだけで済むという形をとる子どもたちに対する何らかの罰則がない限り、この問題というのはなくならないのだろうなあという気がします。そういったことに対しましてどのように教育委員会としては考えておられるのかお伺いをいたします。

以上、１回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。ただいまの池田議員のご質問にお答えいたします。ご質問の１点目、検討委員会からの報告にあります現庁舎を含む周辺地域に関しますお尋ねでございますが、現時点におきましては、検討委員会からの報告を受けて、三つの候補地につきましては断念いたした次第でございますが、最終候補地の決定には至っておりませんので、その旨ご理解いただきたいと思います。当報告書におきましても、周辺地域の範囲については、これから最終候補地の決定過程にありまして、新庁舎に求められる機能、それらの配置等を検討し、必要面積に応じ決定することになるものとご理解いただきたいと存じます。

もう一つのご質問、選定評価における建設コスト事業費比較につきましては、昨日の古荘議員のご質問の中でお答えしましたように、五つの候補地のいずれにおきましても用地費を含む総事業費の観点から、財政計画の中に計上いたしております計画数値、適正規模に見合う事業費の範囲内において取り扱うものと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

市立病院の改築につきましては、議員各位並びに市民の皆様に大変ご心配をおかけいたしております。

池田誠一議員の一般質問２点目の市立病院の改築についてお答えいたします。９月議会以降の状況と今後の予定についてでございますが、10月25日に一般競争入札の公告を行いまして、11月13日の入札参加申請期限で５社の申請がございました。12月21日入札予定で進めておりましたが、ご案内のように名古屋の地下鉄談合事件により公正取引委員会から排除措置命令を受けて、12月６日に熊本県により、26社に指名停止措置がなされたところであります。最終的に入札参加資格者が１社となり、入札を中止せざるを得なくなったため、ただちに12月７日に入札中止の公告を行ったところであります。今後の予定でありますが、速やかに再公告を行い、入札を１月末または２月初旬と考えております。工事完成につきましては、平成22年８月末を予定しております。なお、予算上の継続費の変更につきましては、２月には契約額が確定すると思われますので、本庁と協議の上、調整を行いたいと考えております。

次に医療スタッフの確保ですが、12月１日現在の医師数は、常勤の医師が14名、非常勤の医師が22名で診療体制を維持いたしておるところであります。今後の医師確保の見通しと対応でありますが、中嶋市長並びに高野議長にもご同行いただきまして、熊大はもとより県外の医科大を訪問いたして派遣をお願いしているところでございます。また、いろいろな方々よりご紹介をいただきました山鹿市出身の医師の方への個別に交渉も進めております。計画といたしましては、来年でございますが、平成20年度に17名、それから平成21年度に20名、それからグランドオープンしますときに、最低21名の体制で行いたいと考えております。特に内科系の医師が不足しておりますので、内科系を重点に行ってまいりたいと思っております。今後も引き続き、医師確保に向けて事業の優先課題として取り組んでまいりたいと思っております。

それから最後に、国の医療政策と市立病院の方向性についてであります。国は自治体病院の経営の向上、再生、経営形態の見直しと、いわゆる特色のある診療の再編・ネットワーク化をということでございます。なお、財政支援のあり方もさらに検討していくということであります。このたびの改築は将来における当医院の存続をかけ、国の方針に対応し、地域の中核病院、県北の拠点病院としての地位を確固

たるものにするためであります。当院の方向性はいわゆる心疾患、心臓欠陥障害とか急性心筋梗塞、それから脳疾患、脳梗塞等の急性期医療に向けてまいります。

なお、小児救急を含む救急医療を展開するともに、がん等の重篤な患者様への診療を行う特色ある病院を目指してまいるというのが目標であります。当院の経営は、ご案内のように医師不足による収入減で厳しい状況下にありますが、常に業務の見直しを意識し、計画的な業務執行、事務処理の効率化を図ってまいりたいと思っております。

最後に、地域医療を維持し、保健、医療、福祉との連携を強化し、高齢化社会、加速する少子化への課題にしっかりと役割を担って行くためにも、当院の基本理念であります地域住民の生命と健康への貢献を果たさなくてはならないと考えております。何とぞご理解、ご支援いただきますようにお願い申し上げまして答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

池田議員の３点目、教育関係についての学校規模適正化計画についてお答え申し上げます。

まず、山鹿市立小・中学校規模適正化等協議会のこれまでの経過についてお答え申し上げますが、ご指摘のとおり、小学生は昭和33年をピークといたしまして、現在3100名でございまして、約４分の１程度に減少しておるところでございます。このように児童生徒の減少により、１学級しかない学年を有する小規模校の増加、あるいは異学年が同じ教室で学習する複式学級の発生、学校施設の老朽化等を解消することにより、子どもたちによりよい教育環境を安定的に提供するため、適正化協議会を本年３月に立ち上げたところでございます。その後、学校の現地視察等を行いながら、これまでに学校適正化に向けた協議が７回開催され、９月には適正化に向けた計画策定基本方針、計画期間、学校の枠組等の中間確認がなされたところでございます。ご心配の校区、学校名がなくなることについて地域から理解を得るための対応についてどうかということでございますけれども、ご承知のように学校は地域の人々とのかかわりを持つ中で、地域に育てられ、地域とともに発展し、それぞれ歴史や伝統を築いてまいりました。また長い歴史の中で、学校を巣立った卒業生はそれぞれが心のよりどころとして学校に対する思いは深く、誇りを持っておられると理解を申し上げてるところでございます。しかしながら、教育委員会といたしましては、将来にわたって山鹿市の学校教育が良好な環境のもとで行われ、児童、

生徒の教育向上に資するためには、さまざまな資料をお示ししながら、学校規模適正化について丁寧にご説明し、地域の意見を伺いながら、理解を得られるように努めてまいりたいと考えております。

また統合にあたりましては、円滑な移行を目指すために、統合する学校間で地域の代表、ＰＴＡ、教職員等による準備委員会を設置し、一般的に申し上げますと、校名、校歌、校訓、校章、通学体制、通学方法、安全対策、ＰＴＡの組織運営、それから教育課程、学校行事等について調査、協議していただくことになると考えております。

また中学校の計画についてでございますけれども、適正化協議会で中間確認がなされておりますが、その中では第１次計画が平成20年から平成26年度、小学校の再編をまず見て、その後社会情勢の変化を踏まえて検討するとなっております。再編に向けた枠組みについてでございますけれども、適正化協議会の中では旧市町界を超えたり、あるいは校区を分割したりなど市全体でのさまざまな検討がなされたところでございます。そういう検討を踏まえて、協議会による計画策定基本方針といたしまして、１．複式学級の解消及び学校施設老朽化対策を最優先課題とする、２．従来のコミュニティーの枠組みを考慮する、３．現中学校の通学区域を原則として変更しない、４．遠距離通学対策を講じるというようなことを協議会の中でご確認をいただいております。そういう確認に基づきまして、計画期間を第１次と第２次で編成し、第１次計画期間を平成20年度から平成26年度までの７カ年とし、その7カ年を前期、平成20年度から平成23年度までの４カ年、後期平成24年度から平成26年度までの３カ年とすると確認をいただいております。また、第２次計画期間は平成27年度以降とするとなっているところでございます。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

おはようございます。教育関係の２点目、学校の校則及びルールまたはモンスターペアレンツ対策等についてお答えいたします。

まずは校則の件ですが、校則の裁量権は山鹿市立小・中学校管理規則第２条にありますように、各小・中学校の校長が有しております。次に校則についての考え方ですが、校則の意義は違反者に対する指導を行うための基準という消極的なところにあるのではなく、あくまでも児童生徒が健全な学校生活を営んでいくための主体的な行動をどのようにすべきかという指針を示すものであります。この校則につきましては、平成18年３月定例会でも議員のご質問にお答えしたところでございます

が、これを守っていたら集中すべきものがはっきりする。こんなにすばらしいものはない、最高のルールであるというとらえ方を児童生徒や保護者がすることが大切だと思っております。

したがいまして、校則は日常のあらゆる場において活用され、習慣化されることが理想であると考えます。校則違反に対しまして体罰の容認論もありますが、ご案内のとおり学校教育法第11条によりまして、厳しく禁止されております。ただし、議員もおっしゃいましたように懲戒権、戒めることは認められております。

それで、校則違反をする児童、生徒の指導につきましては、次の点が大切だと考えます。まずは、校則違反があった場合の指導では、全教職員があらかじめ共通理解のもとに学校としての統一的な指導方針を持っておくということであります。これがないと、学校としての校則違反に対する考え方が先生によってぶれが生じ、毅然とした態度がとれなくなります。

次に、その方針を家庭、地域にも浸透させることが必要であります。入学にあたって、保護者に校則の説明を十分に行い、理解を得ておくことが大切だと思います。校則の説明だけにとどまらず、違反をした場合の学校側としての処置や態度についても、こんなことをしたらこうする、それでよいかとはっきり説明して納得させておくことだと思います。１回だけの説明にとどまらず、機会あるたびに説明責任を果たしていくことで、校則への理解が深まっていくのではないかと考えます。

この２点が十分でないために、指導が届きにくい現状が生まれているのではなかろうかと思います。教育委員会といたしましても、学校が丁寧に説明責任を果たしていくように、これまで以上に学校と連携を取り合っていきます。なお、児童、生徒の自治の力を育成するためにも、児童、生徒の立場から校則を見直すということも非常に大切なことであると思います。

次に、モンスターペアレンツと呼ばれる保護者への対策についてでございます。モンスターペアレンツという用語につきましては、議員が具体例を引いて説明されましたので申しません。

ただ、モンスターと言い切ることで、最初から保護者を敵視することにつながるおそれがあります。学校と保護者は協調することが望ましい公教育のあり方だと思います。モンスターペアレンツという言葉を使うことが両者の協調を阻害する可能性もありますので、まずはどんな保護者でもよき応援者であるという認識に立つこと、どんな保護者の考えでも一応聞いて受け入れるという態度が必要かと思います。そうでないと保護者と学校との距離がますます離れることになるからであります。対策としましては、モンスターペアレンツの理不尽に近い要求を額面どおりに受け取るのではなく、その要求によってモンスターペアレンツと呼ばれる保護者が実際

には何を求めているかということを察知し、可能な解決策を探るということが考えられます。それでも解決が難しい場合には、学校だけで抱え込まず、ＰＴＡや学校評議員等の協力をいただく必要もあるかと思います。

この問題につきましては、あらゆる機関の手を借りながら多様な価値観を持った保護者を子どもを教育していく同士として子どもの命を守り、育てていくために結びつきを強めていくことが大切だと思います。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

２回目の質問をさせていただきます。ただいま市長並びにそれぞれの部局からご答弁がありましたけども、まず新庁舎位置については今市長の方から現時点ではそういった具体例まで挙げての答弁はできないのかなあという気がいたしました。しかしながら、私が先ほど申し上げました意味合いの中で、私の思いというのを申し上げましたけども、この位置とするならば、必ずしもここがベストではないというふうに私は考えます。ベストではないけれども、ベターの一部ではあるのかなあという気がします。そういった中において、市長並びに執行部の思いというのを考えたときに、もしこの位置であるとするならば、市民にとって本当にふさわしい庁舎、シンボルとなるような、山鹿市の本当に核となるような庁舎に向かっての条件整備並びに本庁舎建設に向かってやっていただきたいという思いがあります。いろんなことも私、かくも思っておりますし、またそれぞれの議員もこの問題に対しては思いがあると思います。そういった議員もそうでございますけども、地域の人たちの思いというものを十二分に認知していただきながらこの件にあたっては進めていただきたいと思います。先般の２人の鹿本町の議員からご指摘がありましたような民意ということに対して、若干なりとも私もそれが民意を反映してないのではないかという気がいたさないでもありません。庁舎内の方々における検討委員会ということであるとするならば、本来ならば先ほど教育問題でもありましたように、いろんな20名の協議会のメンバーでもございます。教育委員会から、地域の代表者から、そしてまたそれぞれの団体の代表者、そういった方々の枠の中での検討委員会であるならば、ある程度方向性というのが出たのではないだろうかなという気がします

けども、そうではないということでございますので、この件に関しては本当にいろんな物議を醸し出す可能性もありますので、よろしくご配慮の中できちっとした形を示していただきたい。そして、これが政争の具にしてはならないなという気がいたしてなりません。そういった中でのこれから先の方向性をきちっとしていただきたいということで、この件に関しては、再質問はいたしません。

続きまして、市立病院に対してでございますけども、今、部長の方からいろんな答弁をいただきました。まだまだ具体的なところはわかっていないということも察知されました。この件に関しまして、国並びに県からの指導、いろんなこれから先の自治体病院に対してのやり方、方向性というのがまだまだ出てくるのかなという気がいたします。その件につきましては、またこの庁舎問題と一緒のリンクの中で、そういった大事業という同じ観点の中から機会あれば質問させていただきたいという気がいたします。ただ、問題とすれば、本当に市民の人たちが安心して、そしてまたいつでも頼れる病院であってほしい、そのことが一番と考えますので、その件に向かってもぜひとも医療スタッフの皆様方含め事務局の人たち、いろんな協議しながら進めていただきたいと思います。これも再質問いたしません。

教育問題に関しまして、再度１点だけ質問をさせていただきます。このモンスターペアレンツということに関しまして、いろんな問題というのが先ほど申し上げたとおりでございます。この件に関しまして、本当にそういった保護者がいるということで、現場に立たれている先生たちが非常に困惑されているというのは事実であろうと思います。熱い思いを持たれる先生ほどこの問題にぶち当たるというか、いろんな形の中で悩まれるという、そういった相関関係があるのは事実であろうと思います。何にも事なかれ主義の先生、子どもに対しても情熱がない、教育に対しても情熱がない、ただ言われるとおりこつこつとやっていく先生にとっては、そんなにはないかもしれませんけども、本当に子どもたちのことを思い、そして指導をし、これではいかんと思ってる先生ほどそういったことにぶつかる。そしてまた悩まれて、自分が思いの中で、こういう先生になりたいと思って入ってきた情熱ある若い先生たちがそのことによってぶつかり、悩み、そしてまたそういった場から離れられていくという現状を見たときに、これではいかんというふうに思うわけであります。そういった中で私もＰＴＡの一役員として、こういった流れといったのを少しでも緩和できるような組織づくりができないかというようなことで、今ＰＴＡの方にも働きかけておりますし、そしてまたそれぞれの教職を退職なさったＯＢの方、退職校長会の方、そしてまた児童民生員の方、また地区の区長、校区長、それぞれの方たちにそういう話をし、とにかく組織をつくりましょう。そして先生方がそういった悩みがあったときに、現場にぶつかったときに、「今この市ではです

ね。」って、「今私たちだけではなく、先生、校長先生ではなく、今そういった組織というものがありますので、そちらの方にまずはご相談ください。」みたいな、そういった組織があるとするならば、その先生方がどんなにか救われるであろう。そしてまたどんなに熱い思いを持った先生たちが助かるだろうということを思ったときに、そういった組織ができればなあということで、今地道でございますけど、一つ一つ説得していっているところでもございます。どうか教育現場の行政の方からもその辺に対しましてのサポート並びにご援助をいただければ幸いかというふうに思いますので、その件に関してだけ再度答弁を求めて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

池田議員の２回目のご質問に、お答えいたします。

モンスターペアレンツへの対策につきましては、東京都港区が弁護士に相談できる窓口を設置したと聞いております。また佐賀市では教育委員会に保護者のクレーム対応を専門とする職員を配置するとか、あるいは東京都江東区では臨床心理士と相談して解決するなどさまざまな対応が始まっております。全国的に見ますと、このように理不尽な苦情、要求をする保護者への対応を外部の専門家に委託する流れがあります。

しかし、この山鹿市におきましては、まだまだ地域やＰＴＡが学校、教職員を支援する機能を十分果たすだけの力を持っていると思います。また学校においては、保護者の要望等に対しましては、校長を中心に誠心誠意対応しておりますし、教育委員会におきましても、学校教育課の指導班を中心として保護者への対応をしているところでございます。しかし、議員が提唱されました市Ｐ連を中心とした相談機関があれば、確かに教職員は理不尽な苦情、要求に対応するために時間を費やすことも少なくなり、しっかりと児童、生徒に向き合える時間を確保できることになりますので、大変ありがたいご提案だと受け止めます。議員には、いつも理想と現実のはざまで苦悩する教育現場のことにつきましてご理解をいただいておりますことを、大変ありがたく思っております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、池田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫く休憩いたします。

午前10時48分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時00分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により丸山寛治議員の発言を許します。丸山議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

25番、丸山寛治です。一般質問を２点ほど、一答一問方式で行います。

第１点目に、自主財源の確保について質問いたします。今日の交付税が減少する中で、自主財源の確保は大変重要なことであります。その中で、第三セクター等が管理運営している建物など、施設の老朽化による修繕費等は年々増加することが懸念されます。これに伴い、自主財源、つまり一般会計からの繰り入れも増加し、その確保が必要となりますが、これらの公共施設の修繕費等の財源の確保について、市の考えを総務部長にお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

自主財源の確保について、お答えいたします。公共施設等、三セクも含めまして老朽化に伴う改修等に要する財源が必要であるというご意見でありまして、公共施設の管理運営に関しましては、既存施設を有効なものとして次世代へ引き継ぐとともに、経済負担を低減させていくということが重要であると考えております。

更新時期を迎えます、修繕であるとか、建て替えが必要であると、そういった施設につきましては、施設の延命化、あるいは維持管理費をどれだけ低減できるかということが大変ポイントになるのではないかと思います。

また、公共施設の再編整備を変える観点から、個久の施設ごとの整備方針に基づきまして、改修計画を策定し、それらに係る費用の平準化や軽減を図っていくべきではないかと考えております。

特に、ご意見の第三セクター等で管理している施設につきましては、指定管理者との関係の見直しを含め、適正なリスク分担のもとに維持補修費等の費用負担の明

確化など早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○25番（丸山寛治君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

ただいまの答弁、ありがとうございました。公共施設については、個々の施設ごとに改修計画を策定し、また第三セクターで管理している施設等につきましては、指定管理者との維持補修費の費用負担の明確化など早急に検討していくとのことですが、現在、利用していない花見坂、山鹿温泉駐車場跡地、使用していない鹿本保養センター遊休施設土地等がありますが、そのような施設、土地等については、今後どのように対応されていくのかお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

公共施設の再編整備につきましては、そのあり方を含め、社会情勢の変化、地方自治体を取り巻く環境変化を踏まえまして、時代の要請にこたえながら推進しているところであります。本市におきましては、公共施設の再編整備にあたりまして、山鹿市公有財産管理・運用検討委員会を設置し、すべての公共施設について行政目的の観点から利活用を検討した上で、山鹿市公共施設再編整備計画を策定いたしました。この基本方針は次の三つからなっておりまして、まず一つ目に施設の統廃合を推進し、施設の充実に努める。二つ目に民間活力の導入を図る。三つ目に売却・譲渡を推進するということでございます。

ご意見の花見坂、あるいは鹿本保養センター等、未利用の土地、建物の取り扱いにつきましても、この整備計画に基づきまして、着手しているところでありまして、土地、建物につきましても、行政目的としての利用価値の可能性を検討し、可能なものについては、活用を促進する。行政が持っていることの意義が希薄なものについては、積極的に売却を推進することとしております。

お尋ねの花見坂につきましては、３回ほど公募、売却を試みましたけども、いずれも失敗いたしております。今、４回目の公募に向けて準備をしているところでご

ざいます。とにかく何とかして売却をしたい、そういうふうに考えております。

また、この計画におきましては、未利用施設に限らず第三セクターで管理運営を行っております施設を含む公共施設全般にわたって管理運営形態からの検証を行っております。今後、公設民営への転換、民間への売却、市民の自主管理や運営参加など積極的に見直しを進めていきたいと考えております。

またお尋ねが、自主財源の確保についてということでもございました。その他の自主財源につきましても、その性質及び現状にかんがみ、受益と負担の原則にのっとり、適正化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○25番（丸山寛治君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

どうもご答弁、ありがとうございました。土地につきましてはもう一度行政目的としての価値観を検討し、積極的に売却を推進するとのことでした。私の心配することは建物が空き家になり、若い人のたまり場として事が起きてからでは管理責任が問われることになると思いますので、民間活力の導入と行政の決断をご期待申し上げます。

２点目に入ります。合併協議会の協議事項等についてでございます。この質問は昨日でございましたが、古荘議員、島田議員、きょう池田議員が質問された庁舎の件でございます。この山鹿市が合併するにあたっては、１市４町でつくる合併協議会の中で、それぞれの協定項目について十分な審議がなされて、決定されたものと思います。その内容などについては、１市４町のそれぞれの住民説明会が開催されて、住民の方々の意見を聞き、理解を得て、また議会の議決を経て合併が決定されたものであります。特に、住民の方々の関心が高かったのは、今回の合併の賛否の判断材料ともなったであろうと思います新庁舎の位置であります。先日の議会全員協議会での新庁舎検討委員会の結果報告、また去る５日の熊日新聞にも市長は合併協議会で決定された候補地を断念することにしたと掲載されていましたが、合併協議会で決定された協定項目の内容については、住民の方々も大きな期待をもって望まれていたと思います。これらに対する住民への説明、理解が必要と思いますが、この件について、市長は今後どのような考えを持っておられるかお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの丸山議員の合併協定項目の中で定めております、新庁舎の三つの候補地を断念するにあたっての市民の皆様への説明等につきましてお答えいたします。

新市の事務所位置に係る経過報告に関しましては、本定例会開会日の全員協議会においてご説明申し上げましたのち、報道機関に対しましても同様の内容のお知らせをし、翌日の各紙朝刊において掲載されたところでございます。

これからの予定といたしましては、まず本定例会におきまして、議会のご意見を十分賜り、その後、私みずから各地域の地域審議会に出向きまして、経過報告並びに断念に至った理由等につきまして、詳しくご説明させていただきたいと考えております。また、広報やまがの１月１日号にも掲載し、市民の皆様に経過報告を行いたいと考えております。その後、議会、地域審議会等のご意見を踏まえまして、来る３月定例会におきまして、新庁舎の建設予定地を公表させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○25番（丸山寛治君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

どうもご答弁、ありがとうございました。

合併にあたっては、合併協議会で協定項目の十分な協議がなされて合意に至って、旧１市４町がそれぞれ合併に踏み切ったものであります。特に、新庁舎の位置については、住民の方々は合併の賛否の材料もなかったであろうと思いますが、新庁舎の位置につきましては、合併協議会の中で、小委員会、また旧１市４町の市長、町長、議長でつくる新市の事務所位置検討委員会が立ち上げて十分な協議がなされてきました。その過程においては、困難をきわめましたが、その方向がなされ、合併協議会の決定がされ、合併に臨んだものであります。そこで、選定の基本的な考え方、方針としては、道路など住民の利便性確保、行政サービスの向上、効率性及び経済性の確保、用地取得の可能性などが勘案され、通称国体道路の沿線地域の東西

両地域を適地として選定され、三つの候補地になったと思います。

位置の公表については、新市発足後、市長がただちに報告するものとするという合併の協定項目があったわけでございます。そういう問題があって、今日、経過については、新市の事務所位置検討会議の一員として携わってこられた市長が十分ご承知のとおりであります。私も、その一員でありましたが、今回の候補地断念につきましては、非常に残念に思うところであります。菊鹿の皆さんを裏切ることになります。この合併協議会の決定されていた候補地を断念に至っての経過につきましては、各地域審議会また広報紙でも報告を行うということですが、それで地域の住民の皆様に理解が得られるように、十分な説明が必要であります。その点を強く市長にお願いして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で丸山議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

おはようございます。９番の吉本です。通告にしたがい、農業・農村の支援対策についてお尋ねいたします。

ご存じのように、農業を取り巻く環境が米作、園芸、畜産を中心に、より一段と厳しさを増し、非常に寒い冬を迎えているのではないかと感じます。先般テレビで放映されておりましたが、宮城県の米農家の方が４ヘクタールの作付を行い、質・量とも近年にない最高のできであったにもかかわらず、450万円の売上で、いろいろな経費を含めてのことだとは思いますけれども、400万円かかり、利益として50万円しか残らなかったとの話があっておりました。米価が１俵、過去２万円していたものが、本年は１万200円となっている実情を見ると、子どもに継がせたくとも農業をさせられないと言われておりました。

また一昨日の農業新聞に、原油高騰で施設園芸にも大打撃という記事が載っており、各農家のコスト低減の努力が追いつかない状況だとのことであります。我が山鹿市の農業も施設園芸が主力的意味合いを考えたとき、先ほども申しましたが、厳しいものがあると思います。全国的にも40年間で462万人の農業人口が３分２の312万人となり、その６割が65歳以上となっており、耕作放棄地も39万ヘクタール、琵琶湖の６倍、東京都の1.6倍に達しているとのことです。農業がこのような状態であれば、農村の維持にも大きな影響をもたらすと感じるのは私だけではないと考えます。こんな状況の中、農家の方々よりお話があった事柄を中心に本日は質問させていただきます。

最初に、平成20年度の農林部の体制と土地改良区の支援体制についてでありますが、現在総合支所にある産業振興課が本庁に一本化されるということを伺っております。これは昨日藤原議員の質問にもあり重複すると思いますが、今、国が農業対策として品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全対策と矢継ぎ早に農業、農村に対する大きな動きをする中、地域の農家としては、はっきりこうだという理解できない状態で対応を行い、中には問題も生じていると聞き及んでおります。また土地改良区の支援体制についても、今まで事務的部分、工事等においてしっかり対応していただいたものがどうなるのか。農家がすべて自分たちで行わなければいけないのではという不安があると聞いております。これらの点、それなりの話し合いがなされてきたと考えますが、どのような検討がなされてきたのか。またその検討された形、決定の時期、農家等への説明、どのように考えておられるかお尋ねします。

次に２点目、地産地消についてでありますが、このことは農水産物の自給率が九州でも上位にランクされる我が熊本県におきましても、最も力を入れている活動の一つと聞きます。ご存じと思いますが、地産地消は、収穫してのタイムラグが少なく、鮮度が落ちない。運送等にかかるエネルギーコストが削減される、旬を知る、地元の活性化になるとの話が出ております。我が市におきましても、総合計画の中に地産地消の重要性がうたわれておりますが、我が市にとってどのような具体的取り組みがなされてきたのかお尋ねいたします。

３点目、酪農業の現状把握と支援ということでお尋ねいたします。この酪農業に関しましては、昨年６月定例会において質問させていただきました。当時は消費拡大についてどのように応援するかということを中心にお尋ねいたしましたが、現在の状況は予想できなかった動きが起こり、非常に厳しいものがあると聞き及びます。現在の状況、どのように把握されているかお尋ねします。

４点目、今の酪農の現況に若干関連いたしますが、バイオマスセンターの生ごみの搬入状況についてお尋ねします。バイオマスセンターの利活用については、６月定例会において同僚議員より質問があり、しっかりとした取り組みがなされているという答弁があっておりましたので、私はこのセンターの動力源でもあります生ごみの状況についてお聞きいたします。

少し前の話になりますが、同センター利用の農家の方より、生ごみの搬入が計画どおりにいかず、その分代替の燃料が必要となるとのことでありますが、現在の原油の高騰を聞くとき、大変なことと感じます。これらもすべて利用者の負担となるというふうな話を聞いております。建設当時の資料を見ますと、受入計画量は日量３トンとなっております。そこで、鹿央町にありますクリーンセンターの生ごみの

受入量を環境部に調べていただきましたが、平成17年度分で日量平均、生活系生ごみは６トン強、事業系生ごみ３トン強、あわせると約10トン程度の生ごみが搬入され、焼却されており、分別等問題はあると考えますが、しっかり、これらは利用すべきと感じます。現在搬入についてどのようになっているかお尋ねします。

５点目であります。水田排水路の整備の現状と対応についてでありますが、このことも以前にお尋ねいたしております。そのとき部長より、今後農村地域住民の意向、構想に基づき、広域的な基本計画を策定し、生産基盤整備及び農村生活環境整備の総合計画を構築し、地域の実情に適した事業を展開するため、国・県と協議を進めながら、改善、整備を進めるとお答えがありました。

また総合計画の中にも、一部用排水路の老朽化、機能低下が見られ、未整備地区の整備推進と農業用施設の改善が必要と記されております。質問いたしまして２年が経過しましたが、どのようになっているのか気になります。この未整備地区の把握はできているのか、また今後の整備推進に対する手順はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

吉本議員の一般質問、農業、農村の支援対策についてお答えいたします。

まず１点目、平成20年度農林部の体制と土地改良区の支援体制はどうかということでございますが、平成20年度農林部の組織体制につきましては、昨日の藤原議員の一般質問にお答えしましたとおり、今後の組織体制の見直しにあたりましては、段階的に行っていくこととしており、移行の第１段階目として平成20年4月から総合支所産業振興課を廃止し、総合支所には班を置くこととしております。現在、産業振興課の廃止に伴いまして、本庁及び総合支所における人員配置及び組織体制について検討をしているところでございます。

引き続き、現在の農業・林業を取り巻く環境変化を踏まえつつ、業務の重点化、高度化に対応した組織体制の構築に向けて検討してまいりたいと考えております。また、地域住民の皆様方に対する説明、周知等につきましては組織体制の全容が固まり次第、速やかに地域審議会等を通じて行っていきたいと考えております。

次に土地改良区の支援体制についてでございますが、現在山鹿市には旧市町それぞれに五つの土地改良区がありますが、平成16年度から平成18年度までの間、県鹿本地域振興局の指導によりまして、市町合併に伴います管内土地改良区の統合・合併の協議が行われてまいりました。しかしながら、各土地改良区の設立から現在ま

での背景の違い、また今後の方針・方向性がそれぞれに不透明なことなどもございまして、今後管内の土地改良区が統合・合併することは現時点におきましては、極めて困難な状況にありますので、現在のままでそれぞれに継続せざるを得ないと思われます。現在の土地改良区におきましては、総合支所産業振興課長が事務局長を務め、その運営等につきましても、産業振興課と協力して行っている状況でございます。先に述べましたように、平成20年４月からの総合支所産業振興課廃止を踏まえまして、本庁及び総合支所の人的配置または役割分担の中で協議・調整を図り、土地改良区の運営にも支障が出ることがないよう進めてまいりたいと考えております。

次に地産地消の取り組みについてでございます。現在、輸入農産物の急増、農業担い手の減少・高齢化が進行する中で、消費者の農産物・加工品に対する安全・安心志向が一層高まっております。そのような中、各物産館やイベント時における農産物の販売、小中学校給食等における地場農産物の活用や食育推進、生活改善研究グループ等による地域の特色ある食文化の継承活動や、物産館などによる旅館への農産物や加工品を一部提供するなどの活動を行っているところでございます。

続きまして、酪農の現状についてお答えいたします。酪農を含む畜産の経営については、大変厳しい状況にございます。その要因としましては、輸入飼料の穀物価格がバイオエタノールへの利用や中国の大量輸入などによって高騰し、生産費が増大しております。特に、酪農は平成17年度から牛乳消費の減退による生産量調整が図られた結果、収入の減少となっております。また高齢化や肉用牛などへの経営の変更などの要因もございますが、廃業を余儀なくされた方がいらっしゃることも現実としてあります。

平成17年度酪農家の戸数が59でございましたが、平成18年度には57戸、平成19年度には52戸となっており、乳量調整が行われた年度を境に、山鹿管内で酪農家の戸数が減ってきております。これは県全体でも同様の傾向で、毎年30戸ぐらいの廃業があっておりますが、平成18年度には54戸の廃業があっております。本市の乳量につきましては、平成16年度１万4771トン、平成17年度は１万4755トン、平成18年度は１万4474トンとなっており、乳量調整後、やや減少傾向にあるところでございます。

続きまして、バイオマスセンターの生ごみ搬入状況についてお答えいたします。平成18年度におけるセンターの実績について申し上げますと、その搬入量は１万6483トン、内訳といたしましては家畜ふん尿系１万6039トン、生ごみ系444トンとなっており、同程度の堆肥、液肥を生産しています。また堆肥、液肥は施設園芸作物、水稲、麦などで利用されており、延べ利用面積は411ヘクタールに上っており

ます。生ごみにつきましては、一般家庭生ごみ、公共施設生ごみと事業系生ごみの搬入を行っておりますが、適正な維持管理を行うために、生ごみの成分とガス発生状況を把握しながら、平成18年度後半よりほぼ計画量の搬入を行っております。この施設の稼働にあたりましては、住民の皆様による適正な生ごみの分別、畜産農家による家畜排せつ物の衛生的な搬入、耕種農家による堆肥・液肥の利活用の推進など、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めております。なお、議員ご提案のクリーンセンター持ち込みの生ごみを利用したらどうかということでございますが、これにつきましては、生ごみの分別の度合い等を見ながら今後の検討課題としていきたいと思っております。

続きまして、水田の排水路整備の現状と対応についてお答えいたします。本市の水田の整備は昭和41年より区画整備を進め、平地についてはほぼ完了し、現在は受益地の狭い中山間地域の整備を進めているものでございます。区画整理により整備した排水路はほとんどが土水路であり、地元の方々に維持管理を行っていただいている状況でございますが、近年の農村地域は過疎化、高齢化、混住化等が進行しているため、地元による適切な維持管理が困難になってきている状況でもございます。この対策として、農業者だけでなく、非農業者も取り込んだ農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでいただいているところでございます。しかしながら、土水路の中に水が溜まり、環境衛生上悪いので、U型排水路等の整備の要望が地元より上がっているとこでございます。

今後の整備計画といたしましては、山鹿市農業農村・森林整備事業マスタープランを現在作成中でございますので、地元の皆様方の要望もお聞きしながら、地域の実情に即したマスタープランを作成し、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

体制につきましては、現在の状況等をしっかり検討され、組織づくりをお願いするものであります。最低限、昨日西田部長も答弁されておりましたが、各種相談ができる組織づくりを考えていただければと思います。

また、このようなことに対して情報がないために、どういうわけかうわさばかりがひとり歩きして、不安ばかり募るのではないかと考えます。固まり次第、速やかに地域審議会等を通じた説明をというお話でございました。含まれているとは思いますが、区長会等を通して早目の説明をお願いして、この点につきましては終わります。

２点目の地産地消でありますが、取り組みについて総合計画に上がっておりましたそれらの点、具体的に動いているとのことで安心いたしました。また県の話となりますが、この地産地消の推進役としてくまもとふるさと食の名人という認証制度が設けられ、市町村にもこの食の名人の方々の活用を促進していると聞いております。そこで、くまもとふるさと食の名人とはどのような方々が認証され、山鹿市に何名おられ、どのような活動をされているのかお尋ねいたします。

３点目、酪農業の現状、本当に厳しいものがあります。先般の県議会においても、飼料価格の安定対策はと質問があっておりました。鹿本酪農に、私もお聞きしましたけれども、答弁の中にもございましたが、乳価に対しては消費の伸び悩みにより、平成14年度を100とした場合、平成18年度92と落ち込み、生産量については、先ほど市の状況を部長に答弁いただきましたけれど、県段階でありますが、平成15年度26万トンであったものが、平成18年度は25万3000トンまで調整されており、これだけでも厳しさを感じる上に、このたび飼料価格や原油価格の高騰により関連したものが追い打ちをかけている状況と聞きます。特に、飼料については、平成17年度価格に対して倍増しているものがあるとお聞きします。全体的にも20％から30％の価格が上昇しているとのことであります。ある酪農家の方に話を聞きましたが、今まで１頭当たりの生産費が１日600円で計算できたものが、今では1000円程度かかっているという話です。これを年間に計算しますと、１頭当たり15万円の生産費増となり、100頭規模となれば1500万円の生産費がふえることになるそうでございます。そこで、以前お聞きしましたとき、消費拡大支援等については、酪農協、ＪＡと協議し、的確な支援をしていくとの答弁があったわけでありますが、どのようになったのかお尋ねいたします。

４点目、バイオマスセンターの生ごみ搬入に関しては、現在目標に近い状態であるとのことであり、今後ともしっかりした確保対策を願うものであります。生ごみの焼却に対しましては、普通の可燃物と違い、燃料費、施設の負荷等影響は大きいと考えられます。この生ごみが資源として活用できるのでありますので、しっかりした対応を願い、この点も終わりといたします。

５点目の排水路整備につきましては、本年度マスタープランの作成ということであり、また国・県の財政的な部分もありますので、なかなか難しいとは感じますが、

地元の要望等しっかり聞くこと、またその後の説明をしっかりしていただくことをお願いいたします。地産地消と酪農に関しまして、答弁をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

２回目の質問にお答えいたします。まず１点目、くまもとふるさと食の名人についてお答えいたします。

近年の食料自給力の低下、食生活や食行動の変化による食習慣の乱れ、さらには、ふるさとの食文化喪失等が見られる中で、地産地消の理念に立ち、安全・安心で新鮮な食材によるふるさとの食文化を再構築して広く県民に情報発信し、健全な食生活を実現することが求められております。このため、県下各地域で郷土の伝統料理等について卓越した知識、経験、技術等を有し、伝承活動等に取り組んでいる人をくまもとふるさと食の名人として県が認定し、地域での食文化発信の拠点としてふるさとの食の普及啓発活動を展開する目的のもとに平成13年度から実施されております。現在、認定されている方は、県もとにおいて229人、山鹿市において17人おられます。食の名人の活動としましては、食育推進ボランティアとして地域生産物を活用した料理・加工について、小中学校や地域での講話や実習指導等を行いながら、食農教育活動や食文化継承活動に取り組んでおられます。また県は、食の名人のプロフィールを作成し、消費者団体、学校関係者、市町村、その他関係機関等に配布し、食の名人の活用促進を図っているところでございます。

続きまして、２点目の酪農家の支援方法及び検討結果についてお答えいたします。昨年の６月議会で、吉本議員にお答えいたしました支援策の一つで、関係機関等により外国への生乳輸出の検討もなされているので、その動向を見極めていきたいと申し上げております。実際、県酪連を中心として、特に香港ですが、ＬＬ牛乳の輸出は11月まで10トンなされ、限られた量でございますが成果を上げております。今後は中国等へ輸出の拡大がなされることを期待しているところでもございます。

また消費拡大につきましては、山鹿市においても重要な課題であると思います。個人的に牛乳の良さを知っていただき、たくさん飲んでいただくことが重要でありますし、さらには飲むだけではなく、新たな需要拡大策として牛乳を使った料理などを提案することも必要であると思います。幸いに、酪農女性部を中心に、催事などの際、料理の提案を行い、試食などを重ねながら少しずつではございますが、牛乳の魅力アップと消費拡大を図っている状況でございます。今後もこのような取り組みを通して関係機関と連携しながら、少しでも消費拡大につながるよう推進して

まいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

吉本議員、了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

食の名人さん方々の内容活動については、いろいろな方面での活動が行われているとのことです。熊日新聞によく最近、記事として載っております。各地域の料理等のコンテストと言いますか、発表会もおそらくこれら食の名人さんたちを中心をしたものではと考えます。

例として菊池市におきましては、食・農・技フォーラム2007として開催され、約55品目の料理が並んだとのことであります。これとは違うかもしれませんが、地元の特産品を器にぎゅっということで、菊池丼で観光ＰＲという公募をし、審査して活用するという記事がありました。上益城におきましても、アイデア料理で地産地消ということで、力作50点を審査したとのことであります。我が市におきましても行われていると思いますが、この食の名人さんたちを中心として全市民を対象にした催しを検討され、新しい山鹿の味づくりができないかと思います。

また、先般行われました市の青少年健全育成大会の中で、鹿本商工の生徒４名がやまが動くという研究発表をされました。その中で、観光客の入り込みは３倍になったが、泊まり客は1.2倍の微増にとどまっている。泊まる楽しみをふやさなければとのことでした。温泉観光は温泉とグルメで決まると聞きます。旅館、ホテルの方々もしっかり考え、頑張っておられると思いますが、多くの市民の方々の知恵を利用し、山鹿のしっかりした味の提供をしていただければと考えます。東北地方の話ですが、食の文化祭と銘打って、すばらしい企画、催しが行われていると聞きます。我が市でもこのような企画、検討されたらと思いますが、どうでしょうか。

酪農に関しましてでありますが、現状からして直接的な支援というのは難しいと考えます。ただ、行政側として具体的な動きを見せることにより、生産者にも気持ち的な頑張りができるのではないかと感じます。前回も質問の中に入れておりましたが、お茶生産者もいらっしゃいますので、すべてとは言いませんが、酪農関係製品の会議等での利用を考えられないかと思います。先般、菊池の会議に出席することがありましたが、今までお茶対応であったものが、初めてだったと思いますが、

酪農製品が使われました。菊池地方は酪農が盛んな土地柄でもあり、現状を考えたときの利用であったのかなとも感じます。小さなことではありますが、少しでも消費拡大、宣伝のお手伝いができるのではないかと思う次第です。このような点お尋ねして私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

それでは、3回目の質問にお答えいたします。くまもとふるさと食の名人を中心とし、地元食材を使った山鹿の味の開発はできないかとお尋ねでございますが、11月20日に鹿本地方農産加工連絡協議会、鹿本地方生活研究グループ連絡協議会主催によるかもとの味みつけたフェスタが山鹿市内の旅館のおかみさんや物産館など多数の関係者、団体を集めて開催されております。今回のフェスタは昔から鹿本地域に伝わる正月料理に欠かせない雑煮とおせちについて試食・検討が行われ、鹿本ふるさと食の名人会からあんもちと白もちを入れた２種類の雑煮、協議会会員から黒豆や煮しめ等おせち料理が出品されました。道の駅かほく小栗郷、水辺プラザかもと、鹿央物産館において正月のおせちが販売されますし、雑煮についても工夫を凝らし、正月の営業日に来客者に販売されるようでございます。今後もさらなる地産地消を展開するため、古くから伝わる郷土料理や特産品を生かした料理を物産館や旅館の料理メニューとして提案し、新たな開発とともに利用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、酪農製品の利用についてでございますが、会議や催事のときに、健康飲料としての再認識と活用をしていただけますように、関係機関へ働きかけてまいりたいと思っております。今後とも、皆様方のご協力とご理解をお願いいたしまして答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

以上で、吉本議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は、１時から再開いたします。

午前11時53分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により家入憲隆議員の発言を許します。家入議員。

［18番　家入憲隆君　登壇］

○18番（家入憲隆君）

18番、家入です。通告にしたがい、一般質問をいたします。

質問は、市発注の市道下永野横枕線改良工事及びその工事に隣接して同時発注された下水道工事、これは工事名があると思いますが、ちょっと看板が、標識等確認できませんでしたので、下水道工事としました。その随意請負契約について質問いたします。

今回の随意契約については、防衛省等により随意契約関連でテレビ、新聞等により市民の皆様はもとより、国民に広く知らされることとなっております。その結果、随意契約は結局不正、随意契約イコール癒着、随意契約イコール悪いこと、そのようなイメージで受け止められ、市民の方々も高い関心を寄せておられます。そのような中、市民の方より下永野地区において工事が進んでいる下水道工事は随意契約と聞くが、本当かどうかということでございました。このことに対して議員さんたちはこの件をどのようにとらえているのか、おしかりをいただいたので、私も現地調査に出向いたような次第です。そこで感じましたことは、随意契約で工事を発注する場合は透明性の高いものでなくてはならず、またきちんと説明がなされねばならないと思った次第です。今回の随意契約工事は、我々地元議員はもとより、だれにも知らされない中、なぜ発注されたかと思っております。今回の場合、私が思うときに、非常に専門知識の豊富ゆえ、あまりにも短絡的に、安易な考えのもと事を進めたのではないかと思っております。または、いろいろな関連法を熟知していて、例えば違法契約で工事請負があっても無効にならないことを知っていて随意契約を締結したのではないかと私は疑っております。随意契約とは、競争の方式によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手を選択して契約を締結する方法であるとあります。随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の２に該当する場合に限りできると解している。今回の随意請負契約は地方自治法施行令第167条の２の何号により契約が締結されたか質問いたします。またそれぞれの部に所管する件について数量的なものについて説明を求めます。

平成19年度市道下永野横枕線改良工事の件について、これは建設部の方にお願いいたします。まず、工期の変更、その変更があった場合の理由、請負率、これは設計金額分の請負金額でお願いします。共通仮設費の範囲、これは交通費とか安全費とかそういうものが二重に計上されていないかと私は疑っております。

それから環境部の方では、市道下永野横枕線改良工事に隣接して同時に発注された下水道工事、随意契約に関する質問事項として当初設計額、隣接工事、これは工事が同時に発注され、同時に仕事をしていく場合の変更がなされると思いますので、

その変更設計額、予定価格、随意契約による請負額、工期、変更請負額、これも請負率は先ほどと同じ方法でお願いいたします。それから当初設計から同時発注したときの変更による設計額はどれくらいになったのか、これは同じく仕事をしますので、仕事が重なった場合、どれだけの工事の数量を現に持たされたのかを知りたくて質問をいたします。土工関係の数量と金額、舗装関係の数量と金額。これは、今現在どう呼んでおるか知りませんが、矢板、軽量鋼を使っておりますが、この矢板工事関連の数量と金額、同じく共通仮設費、重機の運搬費や安全費、標識、そういうものについてそれぞれお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

家入議員の一般質問の随意請負契約について、お答えいたします。

今回随意契約いたしました箇所につきましては、下水道課におきまして、農業集落排水事業、菊鹿東部Ⅱ期地区の管路整備ということで、平成19年10月頃に工事を予定いたしておりました。しかし、建設課の市道下永野・横枕線の道路改良工事が発注されましたので、この区間につきまして、農業集落排水事業の管路整備が一部重複する区間がございましたので、地元住民の生活道路確保と平成20年度末の処理場の供用開始に向けて、道路改良工事とあわせて緊急に面整備を図る必要があると判断いたしまして、地方自治法施行令第167条の２第１項第５号及び第６号により随意契約を行ったものでございます。また、この管路工事における当初の設計金額でございますが835万8000円、随意契約額794万8500円、変更設計金額868万3500円、変更請負額825万8052円でございます。また土工関係でございますが、掘削数量が301立米で、金額で84万1000円。舗装関係でございますが、198.6平米で金額が50万円。矢板軽量鋼工事関係ですけども、数量が154.6平米で152万3000円。共通仮設費が116万2000円となっております。また重機運搬費として仮設材運搬費５万4000円を計上いたしております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

市道下永野横枕線改良工事のご質問について、お答えをいたします。設計額は、1361万3250円でございます。最低落札価格は818万円でございます。契約額が858万9000円、これは消費税を含むものです。落札率が64.78％でございます。それから

工期が当初平成19年６月29日から、竣工が10月15日となっております。変更いたしておりまして12月25日が竣工、契約変更日でございます。お尋ねの共通仮設費につきましては、手元にちょっと資料を持ち合わせておりませんので、金額については後ほどお知らせします。

○議長（高野誠二君）

家入議員、了解ですか。

○18番（家入憲隆君）

議長。

○議長（高野誠二君）

家入議員。

○18番（家入憲隆君）

建設費の請負率というところ、ちょっと数字が聞き取れませんでした。自席からお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

64.78％です。

○18番（家入憲隆君）

それから、環境部から、請負率の説明がなかったように思います。

○環境部長（熊野次男君）

95％です。

○18番（家入憲隆君）

議長。

○議長（高野誠二君）

家入議員。

［18番　家入憲隆君　登壇］

○18番（家入憲隆君）

数字を書くのも難しくて、慌てて書いておりましたので済みませんでした。

１回目の質問に対し、答弁は地方自治法施行令第167条の２第１項第５号と第６号により随意請負契約を締結したということでありました。そこで、第５号は緊急の必要により、競争入札に付することができないと書いてあります。ここで言う、緊急の必要の意味が、私と全然とらえ方が違うと思っております。ここに、ただいま答弁の中にありましたように、交通の利便性、地域生活上の利便性などは、僕は緊急とは呼ばないと思っております。早く工事を完成させることを指すのであれば、市発注のすべての工事が随意契約に該当し、これは収拾がつかなくなると思っております。また今回第５号によるということは、緊急の必要に競争入札に付すること

ができないとあるわけですから、建設部の今の説明によりますと、工期が平成19年６月29日より、平成19年10月15日までの工期が平成19年12月25日まで工期の延長が認められている。緊急のとき、何でこの工期が認められるかと言うと、先ほどから言いますように、普通の一般工事だからです。約70日間も工期延長が可能ならば、緊急ではなく、全く普通であり、何ゆえ競争入札に付することができないのか、私には理解できません。我々は一般常識として緊急の法でいう、緊急の必要性が発生した場合とは、災害等危機管理上の問題と想定しますので、この第５号は山鹿市事務決裁規程別表第１（共通専決事項）４契約事務に関する決裁区分によると、工事の請負に関する事案では、①工事施工伺書。②予定価格調書。⑧契約の締結などは1000万円未満は副市長であり、1000万円以上は市長とあります。今回の随意契約の決裁者は、私は副市長と思っておりましたが、緊急の必要を要するとなると、危機管理上、当然市長に報告され、決裁は市長となると思います。今回の随意契約は市長のもとで行われたのか説明を求めます。市長決裁ではなく、副市長による決裁、これは規程のままであるとすれば、緊急の必要性が発生した場合でも、市長に報告する義務はあるのかないのか。あった場合は、市長決裁でなく、報告だけで副市長の決裁なのか、その点について説明を求めます。

また第６号ということでございましたので、第６号は競争入札に付することが不利と認められるときとあります。今回の場合、単独工事ならば、何ら問題なく単独で発注できたはずですから、不利ということは、今回の場合、前もって工事を進めている、それは道路改良工事が発注されていることだと私は思います。だとすれば、これは建設部の所管になり、また競争入札に付することとあるので、これは規程により山鹿市監理検査室設置規程で第２条室の事務分掌を見てみますと、（２）に工事等の入札及び請負契約に関することとあるので、総務部の所管になります。第６号は競争入札に付することが不利と判断するには、総務部、建設部、環境部に関連する事案であるので、山鹿市事務決裁規程第５条第２項の（２）によると、他の部内の課に関係ある事案で、主管課長の決裁を受けたものについては、主管部長に回議した後、関係部課長に合議しなければならないとあります。当然、今回の場合は、環境部は総務部、建設部の部課長に合議され、検討がなされ、これはどういう名称か知りませんが、任意の検討委員会等により競争入札に付することが不利と判断され、随意契約やむなしの意見の一致を見ての決定事項かどうか説明を求めます。

またそうではなく、環境部は総務部、建設部に合議もなく、検討もされていない場合は、隣接工事扱いにて現発注の工事の施工業者を含め、指名競争入札において工事を発注するルールがあるわけですから、これは土地改良連合会の方にもあるし、建設部の方にもあると思います。何ゆえ競争入札に付することが不利と、同時に隣

接工事扱いをしながら、同時進行する場合は、それなりのルールがあるのに、これをできないとしたそのところの理由を、説明を求めます。

山鹿市財務規則第104条、課等の長は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないとあります。今回の場合、何社から見積書の提出を求めたのか。またその見積書を提出される人、業者、この人の選定はどのような方法の基準で選定をしたのか説明を求めます。

下永野横枕線改良工事について、答弁で請負率が64.78％との説明でしたが、請負率70％以下は、低価格の入札と私自身は思っております。山鹿市契約審査委員会規程で、第２条の（１）、低価格入札が行われた場合の契約内容の適正な履行に関する事項。（２）にその他適正な契約の執行に関し、特に必要と認める事項とあるが、山鹿市が低価格と見なすボーダーライン、線引きは何パーセント以下を指して基準にしているのか説明を求めます。

今回の下永野横枕線改良工事は、請負率64.78％であるので、山鹿市契約審査委員会は第２条の（１）低価格入札が行われた場合の契約内容の適正な履行に関する事項に該当すると思われるが、この件で委員長は委員会を招集し、審査会が開かれたかどうか説明を求めます。審査委員会が開かれたとき、その審査委員会に委員長である副市長及び委員である環境部長は出席されていたか説明を求めます。委員長である副市長、委員である環境部長が出席しておられたら、当然下永野横枕線改良工事の低価格の請負率64.78％であることを十分に知り得る立場にあるので、隣接工事同時施工の場合、しかも競争入札ではなく、同一請負者と随意契約による工事発注は親子の関係で、これは合併施工が基本ではないかと私は思っていますが、当然、今回のような場合は、前発注というのは、建設部の発注工事、下永野横枕線改良工事の請負率64.78％をもって算出し、契約締結すべきではなかったのか。それを64.78％に比べて非常に高い請負率95％で契約締結をされたことは、私としては大きな、ここに疑問を感じています。なぜこのように請負率が95％に決定されたのか、その根拠について知りたく、これについても説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

２回目のご質問にお答えいたします。

まず１点目の今回の決裁者についてお尋ねでございますが、今回の決裁につきましては、山鹿市事務決裁規程の決裁区分によりまして、1000万円未満の契約締結で

あり、副市長の決裁でございます。また、市長に報告する義務はということでございますが、内容を判断いたしまして、必要に応じ報告いたすこととしております。

次に、２点目の山鹿市事務決裁規程によります回議の件でございますが、関係部課に対しての合議はできておりません。この点に対し、深く反省をいたしております。また、なぜ競争入札にしなかったのかとお尋ねでございますが、同一業者での施工が工事の安全、円滑かつ適切な施工ができると判断いたし、随意契約をしたものでございます。

次に３点目、今回の場合何社からの見積書の提出を求めたかということでございますが、建設課の改良工事と同じ路線であり、同時期に同じ業者が施工することがスムーズに本工事の管敷設ができるなど、効率的な面と現場内での混雑を回避できるものと判断いたしまして、同一業者１社だけの見積もりを徴収いたしております。

次に、山鹿市が低価格と見なすボーダーラインは何パーセントかということでございますが、低価格入札の基準価格は８割未満でございます。入札の結果、８割を下回る入札が行われた場合は、事業担当課により設計内容と比較し、内容に適合した履行がなされるとの判断があれば、落札の決定とし、その履行がなされない恐れがあるとの判断あれば、落札者の決定を保留することになり、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査検討の上、契約審査委員会により審査を行い、その適否を判断することといたしております。今回、家入議員からご指摘がございましたように、随意契約の判断にあたっては慎重かつ十分な判断が必要でありますが、その時は、とにかく建設課の改良工事とあわせて急いで発注しなければならないという思いばかりがございましたので、そうした検討や指示が十分でなかったと思います。こうしたことで、今回の契約について市民の疑念を招く結果となり、担当部長として深く反省し、心からお詫び申し上げます。今後このような遺漏がないよう、課内でもガイドラインの作成やチェック機能の見直しなどを行い、一層の配慮をもって事務の遂行にあたってまいりたいと思います。

また、指名審査会に対しても、随意契約についての改革を提案いたしたところでもございます。今後ともご指導をよろしくお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

先ほどの共通仮設について、ご説明いたします。下永野横枕線改良工事につきましては、共通仮設費は77万3660円でございます。ただ諸経費全体としましては、

484万201円でございます。この共通仮設費の中身でございますけど、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費等でございます。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

私の方から、４点につきましてお答えを申し上げます。まず、緊急の必要を要するというときにおいては、当然市長に報告され、決裁は市長となるのではないかというようなお尋ねでございます。先ほど環境部長の方からも少し申し上げましたけども、工事等に関しましては1000万円までが私の決裁権となっておりますので、今回の随意契約につきましては、私の方で決裁をいたしております。それから、緊急的というような視点からすれば、当然市長に報告をする義務があるのではないかということでございます。これにつきましては、よほどなケースにつきましては当然そのような報告をいたすわけでございますけども、今回の場合は、その報告はいたしておらないというところでございます。

それから、今回の横枕線の改良工事、請負率が低かったということに関連いたしまして、審査委員会が開催され、そこに委員長である私、それからその審査委員である環境部長は出席をされておったかということでございますが、当然二人とも出席いたしております。

それから、４点目の今回なぜこのように高い請負率95％ということになったかということでございます。指名審査委員会に報告事項としてご説明がありまして、委員から質問がありましたけども、報告事項ということもあり、私としましては、やむを得ない判断をさせていただいたと思っております。

それから、中身につきましては、担当課の方からの説明でございましたけども、通常の管理工事と見なし、積算基準等により設計はしてあるということで、担当課の説明を受けまして、決裁をさせていただいたという経緯がございます。今回随意契約がゆるされる状況と言いますのは、先ほど来、家入議員の方から細かく説明をいただいておるとおりでございまして、このたびの解釈につきましては、適切とは言いがたく、厳しく反省すべき事務処理であったという認識をいたしております。契約審査を預かります私の早い時点での適切なチェック、注意義務が行き届いておれば十分回避もでき得たのではないかと深く反省をいたしております。

さらに、今１点の反省といたしまして、議員、先ほどからご案内をいただいておりますとおり、市の事務決裁規程に関してでもございます。他の部内の課に関係のある事案については、主管部長に回議した後、関係部課長に合議をしなければなら

ないとございますけども、そのことの取り扱いにつきましても、十分になされていなかったという認識をいたしております。

いずれにいたしましても、このたびの施工にあたりましては、市民の皆様方に不信と疑念を抱かせることになりましたことにお詫びを申し上げたいと思います。言うまでもなく、行政運営といいますものは、民主的、法律的、公正に進めるものでありまして、いささかも他から疑惑を持たれるようなことがあってはならないものでございます。管理監督にあるものとして、みずからの姿勢をさらに正しまして、職務遂行の適正化に努めてまいりたいと思いますし、部下職員の指導、監督にも、以上に最新の注意を払い、常に市民の期待と信頼にこたえることができるよう努めてまいる所存でございます。

○議長（高野誠二君）

家入議員、了解ですか。

○18番（家入憲隆君）

議長。

○議長（高野誠二君）

家入議員。

［18番　家入憲隆君　登壇］

○18番（家入憲隆君）

３問目の質問をしようと思っておりましたが、不適切な処置であったと断りを入れられてしまうと言いにくうございます。今回の場合、私なりに振り返ってみると、問題は、ひょっとして油断をすると、これは市長だったかもしれません、決裁者が、1000万円以上ですから。そういうことからして今の市のチェック体制というのがやっぱりどこか問題があるのではないかと思っております。この辺をしっかり整備していただくことで、この３問目の質問はカットしますが、今後このようなことがないように市長からでもこの辺、先ほどから言いました地方自治法には抵触すると私自身は思っております。このようなことがないように、どのようにこの辺の整備というか、対策を考えておられるかもう一回お気持ちを聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの家入議員の３回目のご質問に、お答えいたします。まずもって、今回の随意契約につきましては、市民の皆様に不信の念を抱かせることとなり、心から

お詫びを申し上げるものでございます。言うまでもなく、行政の事務処理というものは、法令に適合し、能率的かつ合理的に行うのがその運営の原則であり、これにいささかも疑念を持たれるようなことがあってはなりません。今回の場合、工事施工に至る状況がどのようなものであれ、契約手続きの判断や決裁におけるチェックといった事務処理に遺漏があったものと認識をいたしております。先ほど担当部長が申しましたように、早急な改善策といたしまして、これまで随意契約については、指名審査会への報告事項としておりましたが、これを事前審査事項として指名審査会に付議するよう指示をしたところでございます。さらに、事務決裁規程等につきましても、これを機に見直しを図りたいと考えております。いずれにせよ、今回のご指摘を糧として、契約事務にとどまらず決裁手続き全般にわたりまして、見直しを行い、より公正で適切な事務執行を心がけてまいりたいと思います。大変申し訳なく思っております。以上です。

○議長（高野誠二君）

以上で、家入議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、丸山康昭議員の発言を許します。丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

こんにちは。30番、丸山康昭です。ただいま、大変高度な質問がございましたが、一般市民の方におかれましては、やはり工事の入札等については大変関心があるものだと思っております。私も通告によりまして、工事入札のあり方について質問をいたします。

総務委員会の所管事項であり、委員会で十分審議できる事項かと思いますが、市民の方よりの強い提言であり、一般質問で回答を求めたいと思います。本年９月議会終了後の９月22日、あるＯＢの方が数名、私の事務所に来られ、新庁舎のこと、市立病院のこと、また合併後の市政について質問や要望がございました。合併によって、税金など公共的料金は高くなるだろうとは思っていたが、区などへの補助金がカットされたり、また使いにくくなったり、弱者にじわじわとしわ寄せがきているように思うということでした。一例として、犬の予防接種のことを話されました。合併前は注射をする場所が多く、歩いて行くことができたが、合併後は各町３ないし５カ所と少なくなり、歩いて行けず、高齢者で車に乗れない人は犬も飼うことができない。特に、ひとり暮らしのおばあちゃんたちは犬を飼うことによって、安心して生活ができ、生きがいでもある。そのようなものを奪うように財政が厳しいのであるなら、もっと節約の大きいところにメスを入れてほしいと１枚の紙を提示されました。それは９月に入札される20本の工事名、指名業者名、予算価格を列記し

た一覧表でした。これを見てどう思うかということでした。それぞれの地域の業者を地域ごとに配慮し、指名されているようですがと答えたところ、20本のうち13本の工事の指名業者がほとんど一緒で、入札日が全部同じ日だから、工期も大差ないと思う。工期から見ても１社が５本も６本も落札して仕事をすることは困難だと思われる。１社が１本ないし２本ずつ分け合うことになるでしょう。そうなると、落札価格も当然高くなると指摘され、今回の工事費の総額が約４億円くらいだから、仮に10％安くなったら4000万円の節約になる。１年の総額は莫大な金額になると思う。大きいところを節約し、弱者に優しい思いやりのあるまちづくりを願いますとのことでした。

昨年５月、ある新聞に緊縮予算のもと大盤振る舞い、落札率98.5％という見出しで、指名競争入札の場合、予定価格に対し70ないし80％の落札が常識と言われている。県や熊本市などは予定価格より10ないし20％引きで価格を設定し、入札を行って財政危機に対応しているが、周辺市町村は大変甘い価格設定であると書かれていたので、当時鹿央町内の工事を調べたとき、高いところもありましたが、61％台のものもあり、本年度も同じ箇所で、66％台で落札するなど、市側も努力されていると思っているが、全体的に調査し報告するということにいたしました。13本の落札結果を見ると、先輩たちが指摘したように、２社が２本で、あとは１本ずつに分けられており、落札率も99％台が３本、98％台が５本、一番低いもので、98％台で落札されています。このことは合併前に、建設業者から申し入れのあった合併後２、３年間は地域性を考慮するという申し合わせの弊害と思われます。納税者の立場に立てば、品質のよいものを安く発注するための策を講ずることは行政の責務であり、財政状況が厳しい中で入札の適正化に取り組むのは、市長及び担当職員にとって急務であると思います。平成13年４月に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されましたが、それぞれの地方公共団体で取り組みがなされているようですが、万全とは言えず、最近では公正取引委員会や警察による摘発、住民訴訟による損害賠償もふえているようです。入札のあり方を見直す時期にあると思いますので、次の点について質問いたします。

一つ目、現在の指名入札はどのように行われているか、これまでの落札率等を見て反省点はないか。二つ目に、地域性も必要であると思いますが、合併して３年です。山鹿市全体の業者をランク別に分け、入札を行うことはできないか。

また指名委員会が一工事ごとに指名をする方法ではなく、指名委員会でランク分け等を行い、あとは監理検査室で指名入札を行うことが望ましいと思いますが、そのためには、監理検査室の充実が必要と思いますがいかがですか、お尋ねいたします。

三つ目に、現在広報やまがに入札結果が報告されていますが、この報告に指名業者名、予定価格、落札率を加え、より詳しく市民に情報公開する考えはないか。

以上、質問いたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。杉燒副市長。

［副市長　杉燒義文君　登壇］

○副市長（杉燒義文君）

丸山議員の工事入札のあり方についての一般質問に、お答えを申し上げます。基本的に３点ほどお尋ねであったと思います。まず入札の状況でございますけども、入札の対象となるのは、設計価格130万円を超える工事、及び設計価格50万円を超える工事にかかる設計委託でございます。指名競争入札の方法につきましては、建設工事入札参加資格審査申請書、いわゆる指名願によりまして作成をいたしました名簿に基づき、事業担当課から選定案を総務課と協議の上、工事入札者の指名審査会にかけまして、その審査結果を得まして指名業者を決定いたすことといたしております。その後指名通知を行いまして、入札落札者の決定、契約の締結という流れとなっております。現在のところ、指名業者の決定から入札まで3週間程度の期間を要しておる状況でもございます。合併後の落札率でございますが、平成17年度が96.9％、平成18年度が95.7％、平成19年度におきましては、現時点でございますけれども、93.9％となっております。わずかではございますが、年々低下傾向にあるという状況にございます。しかしながら、今後の入札制度のあり方といたしましては、より一層の透明性、客観性、競争性の確保をしっかりと図っていくことが肝要であると考えております。

二つ目の合併前の旧市町を単位とします地域性に対する考慮につきましても、議員ご指摘ございましたが、３年経過後の来年度は見直しを行うことで予定をしております。一方工事内容にもよりますが、市内事業者の育成及び地域活性化という観点からの配慮は、今後とも必要ではなかろうかと考えておるところでございます。

また本年度から、経営に関する客観的要素の総合数値に主観的要素としての工事成績を加味した格付けを行うなどの改善を図ってまいりましたが、今後ともよりよい格付け制度の確立に努めまして、それに基づき指名競争入札の競争性を一段と向上させますとともに、一般競争入札の試行も検討してまいりたいと考えております。さらにこれまでの価格のみでの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達への転換を目指します総合評価方式の施行や、平成23年度から県内すべての市町村に本格運用が求められております電子入札システムの導入等の検討もあわせて進めてまいりたいと考えております。

なお、指名手続の方法変更や、それに伴う監理検査室の充実につきましては、入札事務、契約事務改善を進めるにあたりまして、その充実の必要性を感じておるところでもございます。貴重なご意見でございますので、他市の状況等も参考にさせていただきながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、広報やまが紙上での入札結果の公表についてでございますが、現在落札額が500万円以上の工事につきまして、一般的に公表が必要と思われる項目であります入札日、工事名、工事場所、落札業者名、落札額を掲載しているところでございます。これら以外の項目を新たに加えることにつきましては、今後検討をさせていただきたいと思いますけれども、この指名競争入札分につきましては、指名業者名、予定価格、契約結果等につきまして、どなたでも監理検査室で閲覧できるようにいたしておりますので、この点よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

本来であるならば、13本、１本１本提示して審議したいところでございますけど、総務委員会所管でございますので、今後委員会等でも十分検討をさせていただきたいと思いますけれども、２点だけについて要望いたしたいと思います。

地域的な配慮につきましては、来年度からということでございますけれども、即次回の入札あたりからぜひやっていただきたいと思います。なぜならば、この13本の翌日に入札が行われました11本については、平均落札率が84％でございました。60％台も３本あったことから見ますと、やはり地域的な配慮というのも限界にきていると思いますので、やはり山鹿市民全業者の方々を指名に参加させて、そしてその中から入札を行うという方法が一番いいのではなかろうかと思いますので、ぜひそのことを検討お願いしたいと思います。

また市民の判断材料といたしまして、やはり落札率というのは、一つの目安になるかと思いますので、ぜひ広報やまがには載せていただきたいと思います。

私、先ほど入札の問題の中で、犬の予防接種の話をいたしましたけど、私も当初この話を聞くとき、なぜこの場でこういうことをされるのかなと思いましたけども、しっかり考えてみますと、やはり今合併よって市民の身近なところまで負担増が求

められているというのが１点かと思います。また犬の注射の件につきましては、見方によっては小さいことのように見えますけれども、それに関する人にとっては大変大きな問題だろうと思います。市民に負担増を求めるときは、やはりそれ以上の心配りをして行政運営をやっていかなければいけないと思います。今回の指名のあり方、落札率を見ても、納得される方は少ないと思います。指名された業者よりも、私は指名する側の方に問題があるのではなかろうかと思います。11月３日に、熊本県土木事務所の工事について、落札率95％から80％にというような見出しで載っておりますけど、その中に大学教授が述べておりますことの中に、公共工事の入札に適正に行われているかどうかを常に監督し、談合をさせないのは、行政の役割です。業者間の話だからと見て見ぬふりをして、談合させないようにするという姿勢が、行政には感じられるというような厳しい意見もありましたように、やはり行政側がその辺のところは十分考慮してやっていただきたいと思います。この件につきましては、先ほども申しましたように総務委員会に関することでございますので、委員会の方にお願いをしながら調査検討し、透明・平等性を求めていくことで質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、丸山議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫く休憩いたします。

午後１時55分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時07分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

皆様、こんにちは。議席番号２番の北原でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。発言通告にしたがいまして、今回３件の一般質問を一括質問にてさせていただきたいと思います。

まず、１件目でございますけども、乳幼児医療費の助成対象年齢の引き上げについての質問でございます。この助成対象年齢の引き上げにつきましては、１回目を平成17年６月議会で、２回目を平成18年９月議会で質問させていただきました。平成18年９月議会での市民福祉部長の答弁では、山鹿市の財政状況及び県内各市における取り組み状況を見きわめながら検討していくとのことでした。あれから１年以

上が経過いたしました。いろんな検討をしていただいたと思います。本日はこの助成対象年齢引き上げ方向へのいい答弁がいただけることを願い、３項目について質問をさせていただきます。

まず１点目でございますけども、本市の財政状況はどのようになっておりますか。２点目、県内各市における取り組み状況はその後どうなりましたでしょうか。３点目としまして、また導入する場合には、その時期はいつごろになるのでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

続きまして２件目、若者の就労・雇用についてであります、国は2005年に少子化対策の一環としまして、次世代育成対策支援法が施行、公布され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うことを目的とし、育成支援対策を、自治体はもちろん300人を超える労働者を雇用する企業にも行動計画を作成させ、若者の労働雇用支援について施策を講じております。しかしながら、実情はますます激しい情勢が続いており、内閣府の国民生活白書によれば、全国の15歳から34歳までの若者の５人のうち１人がフリーターであると報告されております。人数にしまして417万人でございます。また、学校を卒業して３年目までに離職する割合が中学生で７割、高校生で５割、大学生で３割に上ると報告されております。また他方、平成16年度版労働経済白書によりますと、フリーターでも失業者でもなく仕事に就かず、また通学もしていない、いわゆるニートと呼ばれる若者も増加し、その数は52万人に上ると言われています。このようにニートやフリーターが増加することによって、当然にして年金を初めとする社会保障制度の根幹をも揺るがしかねない重大な問題であるととらえています。ＵＦＪ総研の報告では、フリーターが結婚する割合は正社員の半分で、このことにより婚姻数が最大で年間11万6000組も減少し、最大で26万人の子どもが生まれなくなっている、このニート、フリーターの増加が少子化を加速させているという指摘もあるようでございます。山鹿市といたしましても、重大な問題と認識され、担当部署によっていろんな施策を講じられておられると思います。

それでは、質問をさせていただきます。山鹿市のニート、フリーターの現状はどのようになっておりますでしょうか、お伺いをいたします。

続きまして、３件目でございます。ごみ減量対策事業について質問をさせていただきます。先般エコアクション21、山鹿市認証式がとり行われました。このエコアクション21認証登録制度は広範な中小企業、学校、公共機関などに対して環境への取り組みを効果的、効率的に行うシステムを構築、運用、維持し、環境への目標を持ち行動し、結果を取りまとめ評価し報告するための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証登録制度と聞いて

おります。さらなる推進をお願いいたしたいと思います。環境行政の中でも、ごみの減量は今や地球的な環境対策としても行政・市民に課せられた大きな課題だと思います。ごみの減量やリサイクルなど環境に配慮した取り組みを行っているエコショップ認定制度とはどのような制度なのか。また実施している地域等わかりましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

レジ袋削減に取り組む自治体が今すごくふえてきております。レジ袋は年間約305億枚も消費されており、一人当たりに換算しますと250枚ほどであり、原材料の原油に換算されますと、日本全国で年間10億4500万リットルもの原油が消費されている計算になるそうでございます。レジ袋を使用しない、マイバッグ運動とはどのようなものかお伺いいたします。ちょっと長くなりましたけども、以上で１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

北原議員の一般質問１点目、乳幼児医療費の助成対象年齢引き上げについてお答えいたします。

乳幼児医療費の助成につきましては、議員ご存じのとおり、平成17年４月の診療分から対象年齢を入院、通院ともに就学前まで拡大したところでございます。それに伴う財政状況といたしまして、助成総額も増加し、平成17年度においては1758万8856円増の6663万5464円、それから平成18年度は1703万5161円増の8367万625円となっております。２年連続で1700万円程度増加したこととなりますが、平成19年度につきましても増加することが予想されるところでございます。

次に助成対象年齢の引き上げについてでございますが、平成18年度ベースで試算しますと、小学校３年生までにした場合、財政上新たに1900万円程度が必要となり、また小学校６年生までにした場合には、さらに1500万円程度の財源が必要となると考えております。また県内各市の取り組み状況でございますが、助成対象を小学校３年生まで引き上げているところが、菊池市、合志市であり、小学校６年生まで引き上げているところが阿蘇市となっております。先ほど申しましたとおり、年々乳幼児医療費の助成額が増加傾向にあります。助成対象の年齢を引き上げることにより、さらに財源が必要となりますので、現時点での対象年齢の引き上げにつきましては、予定しておりません。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

北原議員の一般質問の若者の就労・雇用についての１点目、市のニート、フリーターの現状についてお答えをいたします。山鹿市のニート、フリーターの現状につきましては、それを把握するデータがないところでございます。この件につきまして、熊本県の労働雇用創出課へ問い合わせをいたしました。平成17年の国勢調査の中で、若年無業者数に関する項目がありますが、ニート総数の変化のデータはございますが、各自治体ごとには把握はしてないということでございます。

また熊本労働局のハローワーク菊池にも問い合わせをいたしましたところ、こちらの方にもニート、フリーターの現状は把握していないということでございました。平成17年国勢調査による県内若年無業者、いわゆるニートの数は、平成17年は5491人、平成12年の9459人に比べまして3968人の減少となっております。平成２年に近い水準となっているようでございます。

また県内フリーターの数の推計でございますが、総務省の就業構造基本調査、文部科学省の学校基本調査によりますと、15歳から34歳の者のうちパート、アルバイト、一時的な仕事についた者。無業者のうち、パート、アルバイトを希望する者の合計といたしましては、平成９年で約２万2000人、平成14年で約２万8000人となっております。以上、お答えといたします。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

北原議員の一般質問の３点目、ごみ減量対策事業について、ご説明申し上げます。

まずお尋ねの１番目、エコショップ認定制度の導入についてとマイバック運動についてご説明申し上げます。エコショップ認定制度とは、例えば簡易包装の推進や牛乳パック、プラスチックトレーの店頭回収のように、ごみの減量やリサイクルなど環境に配慮した取り組みを行っている商店等を、自治体や商工団体等がエコショップと認定し、市民の皆さんにエコショップ、環境に優しいお店として積極的に利用していただくようＰＲしていく制度でございます。最近、こうした取り組みも多く見られるようになり、水俣市や大牟田市などでの例が挙げられます。

またマイバッグ運動とは自分の買い物袋を持って買い物をし、レジ袋を使わないようにする運動のことで、具体的な施策としましては、レジ袋の有料化やレジ袋を使わなかったときのポイント制度などがあります。既に山鹿市内でもマイバック運動を支援する取り組みをされている事業者もいらっしゃいます。また最近では、マ

イバッグ自体もデザイン面や原料面ですぐれたものが製品化され、注目を集めているところでございます。議員ご指摘のごみの減量化は、環境施策の大きな柱の一つであり、環境への配慮が市民の皆様に浸透し、また資源ごみの分別収集やごみ袋の有料化といった施策と相まって、生活系のごみ排出量は徐々に減少しております。ちなみに平成18年度は５年前の平成14年度に比べて、可燃ごみは約20％減少したところでございます。しかしながら、この減少の多くは、ごみ分別による資源化に起因するものでございまして、資源ごみを合わせた生活系ごみの総収集量には大きな変化がございません。すなわちごみの分別、資源化は進んでいるものの、本当の減量化、家庭の入口からごみを減らすことにはつながっていないとも言えます。今回ご指摘いただいておりますエコショップ認定制度やマイバッグ運動は、容器包装物を減らし、ごみの原料を家庭に持ち込まない、ごみを元から断つ有望な施策の一つと考えます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

答弁いただきまして、ありがとうございました。まず初めの乳幼児医療費の助成対象年齢引き上げに関しましては、いい答弁を期待しておりましたが残念でございます。市民の皆様の声を大事にし、事あるごとに粘り強く今後も質問をしていきたいと考えております。

２件目の若者の就労・雇用につきまして、２回目の質問をさせていただきます。フリーターの現状について報告をさせていただきます。

若者は多くの可能性を持ち、これからの社会を担っていかなければならない貴重な人材であります。特に、地方は職種や職場が限られてきて、若者がどのような職につこうか悩みや迷いが多いことは仕方ないことかもしれません。さて、先ほどのフリーターの件でございますけども、若者がフリーターという働き方を選んだ理由は１．夢を実現させたいからが31％、２．正社員としての仕事につく気がなかったからということで14.7％、自分の時間が欲しいから12.9％、就職できなかったから12.1％、次の就職までのつなぎ11.2％、フリーターにあこがれたから0.9％、その他17.2％という理由を述べているようでございます。夢を実現させたいからという

前向きな希望の持てる意見にはほっとしますが、就職できなかったから、正社員としての仕事につく気がなかったからとか、フリーターにあこがれたからという３割近い若者の意見には大変不安を感じております。中学を卒業するころまでにはまた高校を卒業するころまでに自分の将来の仕事となる職種や企業を明確にすることは、私自身に置きかえみても大変難しいことだと感じますが、ましてや私たちのころのように経済成長時代にあり、さまざまな企業にも夢や希望や可能性のあった時代から、現在のような経済社会の中では、おのずと選択肢も少なくなってくると思います。フリーターの急増は経済的豊かさの影響であり、就労や職業などの教育や支援が緊急の課題であると感じております。果たして、私も含め社会人として就労している人たちのどの程度の人が自分の夢や資質を生かし、納得して仕事をしているのでしょうか。我慢したり、宿命であったりという人たちもいることには違いありません。次世代を担ってくれる若者たちのためには、できる限り自分にとってあこがれや夢となる職業につかせてあげられる社会にしたいものと思います。この若者の就労・雇用に対する対策を国としても、平成15年に国が策定した若者自立・挑戦プランの中核的な施策に位置づけられたもので、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、若い人が雇用関連サービスを１カ所でまとめて受けられるようにしたワンストップサービスセンターを創設されました。このワンストップとはここ１カ所で仕事に関するさまざまなサービスが受けられるということです。ジョブカフェと言いますけども、多くの関係者が使命感と意欲を持って、一人でも多くの若者が自分の将来を見出し、就職できるように全面的に支援されています。まずはコーヒーを飲む感覚で気軽に立ち寄ってください。どんな仕事が向いているのかな。あの仕事をするにはどうすればいいの。面接の必勝法は。履歴書の特技には何を書くの。進路に関するさまざまな疑問、質問をぶつけにきてください。スタッフが親切に対応します。また県としても取り組まれております。皆様ご存じのとおり水前寺駅の２階にジョブカフェがございます。そこでお伺いいたします。雇用促進協議会等との連携も含め、雇用促進・勤労者安定事業やＵ・Ｉ・Ｊターン、就職者事業などあると思いますが、この山鹿市の就労、雇用支援の現状をお尋ねいたします。

続きまして、ごみ減量対策事業について２回目の質問をさせていただきます。先ほどの答弁で環境への配慮が市民の皆様に浸透し、また資源ごみの分別収集やごみ袋の有料化などの施策で生活系のごみは徐々に減少しておりますということで、いい方向に向かっていると痛感いたしました。またごみの減量化につきましては、身近なところからごみを減らすことが一番大事と思います。１．使い捨て商品をなるべく買わない、２．過剰包装は断る、３．できるだけ再生品を暮らしの中に取り入

れるよう心がけるなどが必要と思われます。過日の新聞にレジ袋をもらわないなど、全県的な環境への取り組みはきっと高い評価を受けると思いますとの記事が掲載されておりました。今後エコショップ認定制度導入並びにマイバッグ運動について、市としてどのような取り組みをされるかお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

北原議員の２点目の質問、市の就労・雇用支援についてお答えをいたします。近年の景気回復は緩やかではございますが改善しつつあり、雇用情勢も改善が見られるところでございます。しかしながら、完全失業率は依然として高水準にあり、雇用問題は少子高齢化の時代の中で、大きな課題でございます。このような中、本市におきましては、平成16年にハローワーク鹿本出張所が閉鎖をされました。それに伴いまして、山鹿区域の職業求人者が地理的な不利益をこうむることがないように、また雇用機会の情報提供を確保するということを目的に、熊本労働局と協力いたしましてハローワークと同じ機能を持たせた山鹿市地域職業相談室を開設し、地域の雇用対策及び就職情報の提供に努めるなど、支援を行っているところでございます。今後は、求人・求職者の増加に伴う職業相談室の充実を図ってまいりたいと考えております。なお、雇用支援策といたしましては、山鹿市工場等設置奨励条例に基づきまして、市内に企業が一定の基準を超える工場の新設・増設をし、市内に住所を有する人を操業開始の日から１年以上引き続き常時雇用をされた場合、一人当たり20万円の600万円を限度とした、雇用奨励金制度を設けております。山鹿市民を優先的に雇用していただくような支援策を実施しているところでございます。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

２回目のご質問、今後どのような取り組みをしていくかについてお答えいたします。議員ご指摘のエコショップ認定制度やマイバッグ運動につきましては、単に市がエコショップを認定したり、マイバッグを配布するといったものではなく、そうした制度や活動が市民の皆様に積極的に参加・利用できる仕組みづくりを行っていくべきと考えます。現在、山鹿市では環境基本計画を策定中であり、その中の市民ワークショップや市民アンケートでさまざまなご提案をいただいております。その

中には、簡易包装推進店制度やマイバッグ推進学習会などの施策も挙げられております。こうした市民の皆様のご意見を市の担当各課と協議しながら具体的な内容を取りまとめており、来年３月末の完成を目指しております。この基本計画の中でエコショップやマイバッグについても十分検討し、今後計画的また体系的にごみ減量化の施策として展開してまいりたいと思います。以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

こんにちは。14番、川野です。先日、通告しておりました３点。行政改革、教育委員会、企業誘致について、一問一答方式で質問いたします。よろしくご回答お願いいたします。

まず１問目、行政改革について、各課の行政改革進捗状況についてお尋ねいたします。多くの自治体が行政改革に取り組んでいますが、近年では従来の行政システムでは的確に対応することができないさまざまな課題が発生しており、経費削減や組織構造のスリム化等を主体とする従来からの減量的改革にとどまらず、経営的改革を主点とする効果的、効率的な行政システムを確立する必要があります。これからは、今までの行政主導で進められてきた行政運営を見直して、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、コスト意識、成果重視、競争原理など民間の発想を生かした行政経営への転換を進め、市民ニーズに応じたより上質なサービスを迅速かつ効率的に提供していく、新しい行政システムを構築していかなければなりません。第１次山鹿市行政改革大綱が平成18年３月に策定され、平成18年度から平成22年度の５年間推進されています。まだ１年半しか経過していませんが、行政改革の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

ご質問の１点目、行政改革大綱における改善項目の進捗状況についてお答えいたします。

なお、改善項目が15項目に及びますので、ちょっと答弁が長くなりますけども、よろしくお願いいたします。まず改善項目の１番目、パブリックコメント制度の導入について。この項目は行政施策の意思決定過程への市民の参画を図り、有益な意

見等を当該施策に反映させるなど、市民と協働による行政運営の実現を図ることを目的に実施するものでございます。取り組みの状況といたしましては、意見を求める施策の範囲、施策案の公表方法、意見の提出方法等の手続きを定めた山鹿市パブリックコメント手続実施要綱の立案審査を終了し、現在は、告示手続を行う段階でございます。今後は本制度がスムーズに運用されるよう、施行日である平成20年４月１日までの間に市民への周知、職員の研修、ホームページからの意見募集のシステムの構築などを行うこととしております。

次に２番目、ボランティア活動支援体制の整備について。この項目はボランティア活動を支援している山鹿市社会福祉協議会において、支所ごとのボランティア協議会の統合を図るとともに、ボランティアセンター事業の発展を期するための運営委員会を設置し、既存のボランティアセンターを生かしながら、行政における連絡調整窓口を設置するものであります。これまで支援体制の整備合同検討会を開催し、総合窓口を福祉課とするボランティア連絡調整窓口設置要領を策定することにいたしました。今後はボランティア活動支援に対する行政の役割を示しながら、支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

３番目、自主防災組織の結成促進と育成強化について。この項目は結成に向けた支援体制の整備、市民への啓発普及、自主防災組織の結成及び活動支援を推進することにより、目標達成を目指しております。これまでに結成支援体制の整備として、市独自の補助制度を定め、本年４月から施行しております。本年４月時点での組織率は、全世帯数に対して12.9％でありましたが、12月時点で21団体が結成され、18.2％となっております。今後も新たに結成されたモデル的組織の活動状況等、広く市民へ情報提供し、結成促進と育成強化に努めてまいりたいと考えております。

４番目、地域づくり自治活動支援について。地域づくりの源をなす自治組織やボランティアグループなどからなる地域協働組織を立ち上げ、地域の自主的な活動を推進・支援し、地域の元気づくりを誘導するものであります。今年度は住民みずからが協働し、自主的な地域づくり活動を継続的に取り組むため、地域づくり計画策定の業務支援を行っております。現在、モデル地区として山鹿地域の米田校区と鹿央地域の下千田地区が計画づくりに取り組んでおられます。今後はさらに、モデル地区による地域づくり計画の策定業務支援と、効果的な地域活動補助金の活用を図るための補助基準の統一化・運用を推進してまいります。

続きまして５番目、イベント、行事、大会等の見直しについて。この項目は同一目的や同種類の催しを統廃合することで、経費削減と各催しの内容充実を図り、効率的な催しとすること、あわせて新市としての住民の一体感を図ることを目的としております。進捗状況につきましては、現状把握のため、本市で実施中の対象事業

を全庁的に調査いたしました。その結果、祭りとして歴史的背景の深いもののほか、教育、福祉、環境など幅広い分野にわたって開催されており、100件近い事業がございました。今後は見直しの方向性・基準等を定め、さらに関係団体とも協議しながら、住民の皆さんに理解していただけるような方向で、見直しが進められるように努力してまいります。

続きまして６番目、民間活用の基準策定と推進について。この項目は公共サービスのあり方。例えば公で行うもの、民間で行った方が効率的なもの等の検証を行いながら、積極的に民間や地域の力を活用し、住民サービスの向上を図ることを目的としております。現在までの取り組みといたしましては、行政内部で組織します民間活力活用推進委員会を立ち上げ、事務事業の検証と民間活力活用の推進に関する指針を策定し、その指針に基づく全課調査等を行っております。この結果などから民間活用を推進していく業務を選定し、その実施に向けた調整を行っている段階です。

７番目、公の施設の管理における指定管理者制度の活用について。平成17年４月に、指定管理者制度運用指針を定め、９月に指定管理者の指定の手続きに関する条例を制定いたしました。そして、公の施設の現状分析、管理方法の検討を行い、その後、個別条例の改正、選定委員による選定、指定の議決、協議書の締結を行い、平成18年度から28施設、平成19年度から公募１件を含む８施設、合併前の導入施設を加え、現在37施設で導入しております。今後とも民間にできることは民間にという基本方針のもと、行財政改革の推進とも歩調を合わせながら、制度導入の促進を図り、利用者のサービス向上と管理経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

改善項目８番目、保育サービスの充実に向けた保育園・幼稚園のあり方の検討について。少子化社会の中で、保育園や幼稚園のそれぞれの機能・役割等を再検討しながら再編することにより、新たな保育ニーズにこたえられるような体制づくりを目指すものでありまして、整備方針の策定や統廃合・民営化を視野に入れた改革を推進するものです。

現在の取り組みといたしましては、学識経験者や市民の代表からなる懇話会を立ち上げ、先月山鹿市における乳幼児保育環境のあり方についての報告書が市長に提出されました。これを受けまして、環境整備方針の策定を行ってるところでございます。

改善項目９番目、老人ホームの再編整備について。これまで入所者の状況分析、施設形態の検討、管理運営等の検討、社会福祉法人への養護老人ホーム運営に対する意見の聴取、実際に民間委譲を行った天草市及び民間へ委譲された施設への視察

研修等を行ってまいりました。これを受けまして、現在基本方針の策定を行っておるところでございます。

次に10番目、望ましい教育環境の再編に向けた学校規模等の検討について。現在までの取り組み状況といたしましては、学識経験者や地域の代表からなる協議会におきまして協議を行い、今後も学校の再編につきましては、直接市民生活に大きな影響を及ぼす重大な問題であり、検討・計画の策定にあたっては地域の方々、保護者の意見や地域性も考慮しながら進めていくべきと考えております。

改善項目の11番目、学校給食方式の改善について。これまで小中学校規模適正化協議会や再編検討委員会により、給食現場の視察や試食、栄養士や学校長へのアンケート調査等を行ってまいりました。今後は保護者の理解と協力を得ながら、学校再編に伴う施設整備計画とあわせて検討していくこととしております。

続きまして12番目、第三セクターの自立化の項目について。現在の取り組みといたしましては、平成18年度におきまして、中小企業診断協会熊本県支部に経営診断を委託し、提言やご意見をいただいております。また内部におきましては、山鹿市第三セクターのあり方検討会を設置しております。次年度以降におきましても、これらの方針に基づきまして、第三セクターの自立化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして13番目、総合情報化の推進について。これまでの取り組みといたしまして、山鹿市高度情報化計画を策定したところでございますが、今後は策定しました計画に基づき、情報化の進展を見極めながら、情報化の推進を図っていきたいと考えております。

改善項目14番目、時代の変化に即応した明確な組織機構の構築について。平成19年度におきましては、税務部門の事務統合、建設部の統合を行っております。今後、平成22年度までに産業部門、市民福祉部門、総務部門と順次事務事業の統合と組織の簡素化を行ってまいります。

最後に15番目、定員管理の適正化について。この項目は合併に伴う職員増に伴い、職員数の削減が求められております。平成17年から平成22年までの５年間の職員数の管理計画を定め、これを実施することにより長期的な定員管理を行うとともに、人件費の削減を図るものでございます。平成19年度において目標職員数648人に対して、633人と15人計画を上回っております。今後も平成22年の目標に向けて計画を推進していきたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。答弁が長かったので、質問は短くいきたいと思います。行政改革は所管委員会ですので、詳しくは総務委員会の方でと思っておりますが、２点だけ再質問いたします。

まず１点は、民間活力の積極的な活用ということで、民間にできることは民間にを基本に、市民や民間業者がサービスの提供者となる仕組みを確立する必要があるとなっていますが、具体的にはどのようなものを考えているのか。またＰＦＩ導入についても計画等があれば、できるだけ具体的に、なおかつ簡潔にお願いします。

次２点目、合併と行政改革で財政指標の数字も少し効果が出ている点もあると思います。県は、９月26日、県内48市町村の2006年度普通会計の決算概要を公表しました。この中で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.7％と、前年より0.1％上がり、市町村財政の硬直化が依然として続いています。その中で山鹿市は経常収支比率89.8％、実質公債費比率13.6％となっており、ともに他市よりよい結果が出ております。これは合併効果と人員削減、事業の絞り込みにより、よい数字が出ている部分もあると思います。

しかし、マスタープランがつくられ、これからいろんな事業が行われていくと、どんなに構造改革が進んだとしても経営的に厳しい時期も出てくると思います。特に、今回議会で庁舎の位置が論議されていますが、新庁舎建設には40億円、周辺道路整備に30億円、学校再編に100億円弱という具合に、事業を進めていくとちょっとした改革では追いつかないのではないかと心配する点もあります。今後の財政見通しとしてどのようなシミュレーションを立てているのでしょうか、その２点お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

行政改革の民間活用の推進について、お答えいたします。民間活用を推進する業務につきましては、国が示しました地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針におきまして、庁舎の清掃・警備、公用車の運転、ごみの収集、水道メーターの検針、道路の維持補修等が挙げられております。この点から見ますと、

本市においては、ほとんどが民間委託等により行っており、民間の活用が図られている状況であると思われます。

しかしながら、当市におきましては、もっと広い分野で民間活用を考えて行かなければならないと考えています。民間活用を推進する業務の類型としましては、定型的な業務、時期的に集中する業務、イベントや施設管理などいろいろございますが、結果として定型的な業務に関するものが多く見られました。なお具体的な民間活力活用の方法といたしましては、民営化、民間委託、議員言われましたＰＦＩ、指定管理者制度、人材派遣等がございますが、この中で特にＰＦＩにつきましては、事業メリットを発揮するためには、一定以上の事業規模が必要とされていることから、十分に研究を行った上で活用を検討してまいりたいと考えております。このように民間を活用しようとする事業によって、その手法は異なってまいりますが、今後は事業の本質と手法の特性を見極め、市民サービスの向上と効率的な行政運営を第１に考えながら、民間活用を推進していきたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

合併後の、行政改革、これらの財政指標の影響ということでお尋ねがございました。厳しい時期になるのでは、財政見通しのシミュレーションはどうかということですが、今ご意見の中で申されましたように、合併後の山鹿市の財政事情は総務委員会でもお話が出ておりましたが、財政指数としては非常に健全でございます。ただ、財政力指数は0.34ぐらいで、なおかつ自主財源比率が29％に満たないという状況でありますので、財政基盤そのものは脆弱であるということでございます。これから義務教育施設、庁舎等々、地方債を発行した上で、投資的なものをやっていくことになりますが、将来、ちょっと正確にまだ予測ができておりませんが、平成26年ぐらいになりますと、交付税が恐らく25億円は減るであろう。きょうでしたか、きのうでしたか、ちょっと触れましたが、５兆円の交付税を減額するということでございますので、交付税が大体33％程度は減額されてくる。そういう時代を迎えますので、そういう時代にどういった形で山鹿市が臨むかということになりますと、経費節減はもちろんですが、定員管理をきちっとやって、合併当初の計画を上回るような、職員には申し訳ありませんが、削減をしていく必要がある。それから公共施設の再編、それから今日的に必要であるかどうか、そこらあたりを判定した上で、譲渡するなり、閉鎖するなり、地元におろすなりと、そういったもろもろの歳出削減が求められると思います。ちょっと答弁がまとまりませんが、いずれにしまして

も合併算定替ですね、交付税の、それが終わる段階までに、平成26年度までに合併した山鹿市がその後の財政事情に耐え得るだけの行財政改革を成し遂げておくことが非常に重要な課題であると、そういうふうに思っております。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。

次に、２の教育関係についてお尋ねいたします。

まず最初は、教育センターについてお尋ねいたします。この教育センターについては、もう４回か５回目になると思います。スッポンのようにしつこいと思われるかもしれませんけども、山鹿市の教育がよくなるようにという思いでやっておりますので、また質問しっ放しでは何もなりませんので、私が納得できるまでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

９月に行った私の一般質問の内容について、教育委員会ではどのような議論がされ、行動がとられたのでしょうか。委員会で話された内容と実際に行われた事業等をお尋ねいたします。

次に、教育委員の会の開催について。教育長以外の教育委員の動きや考えが見えません。また地域の意見も教育委員に伝わっているのかどうか、不安に感じております。教育委員会全員で各地域を回って会議をするのは大変でしょうから、５人の教育委員の皆さんが集まるのは比較的簡単にできると思いますので、毎月開かれているなら最低年５回ぐらいは５人の会議を各地域で開いて、地域の皆さんやＰＴＡの参加をいただいて、それらの意見を取り入れるような会議の開催はできないでしょうか。５人は一応地域の代表のような形で任命されておられます。これからもそのような形で任命されるのがいいのかどうか、ここでは議論しませんが、地域間の違いをお互いの教育委員が認識し合い、意思の統一を図ることは大切です。そうでないと、山鹿市全体の教育行政に幅広い意見が取り入れられなくなり、支障を来しはしないかと心配です。その点の考えをお聞きします。

次に、教育委員会は原則公開制をとっているはずですが、教育委員会の会議に今までに傍聴者はどれくらいあったのでしょうか。また教育長として委員会の公開制

をどのようにとらえておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の一般質問の２問目、教育関係についてお答えいたします。

まず教育センターについて、９月定例会後の議論と行動についてと、大きくは３点申し上げます。１点目はまず事業についてでございますけど、このことにつきましては、年度当初の計画に従い、教職員の分野別研修やブロックごとの研修等、いわゆる教職員の資質向上ということについて、昨年度以上の内容の充実に努めてまいりました。またブロック制による音楽会や水泳記録会等において、交流を通していろいろ面からの心の広がり、能力の高まり等が児童、生徒に見られたということでございます。

２点目、ホームページに掲載されていないのではないかということでありましたので、一応山鹿市教育センターの要項並びに家庭教育等の人材の相談紹介には応じますということを、ホームページに掲載いたしました。

３点目、１番大きな問題として指摘されておりました専任制の検討でございますけど、このことにつきましては、来年度へ向けてどうにかできないかということで、今内部でしっかり検討しているところでございます。

次に、私以外の教育委員の皆さんの動きのことでございますが、このことにつきましては、教育委員会の中でそういうご指摘のことについて審議を重ねてまいりました。教育委員の意見としましては、地域に出かけて市民との意見交換をする必要があるのではないか。また一つの政策を市民と協働で推進する取り組み等をする中で、相互の情報の交流が図られ、教育委員の動きや考えが見え、地域の方々にとって行動する教育委員会、開かれた教育委員会として認識してもらえるのではないかなどの意見が出されております。地域の声を大切に生かすということに異論はありません。各教育委員も地域の意見・要望を把握されており、これらの意見・要望を地域にどう具体的な形で返していくかということが問われているところでございます。今後の取り組みにつきましては、こういう方向で、開かれた教育委員会について目指そうということでありまして、まずは教育委員がそれぞれの地域を知らないのではないかということで、例えば菊鹿町で開いたり、あるいは鹿北町に出かけて開いたりして、その後、その地域の文化財等の研修に努めているところでございます。なお、昨年度山鹿市教育基本計画を策定する中で、市民参加によるワークショップやヒアリング等を50回ほど開催し、約1000人の市民の方々から意見を出しても

らっております。この時の市民の方々の意見が基本計画に反映されておりますので、現段階においては、この計画の推進ということに重点を置き、しばらく時間をおいて、そして地域に出かけて行き、市民の方々と意見交換してはというのが現在のところの動きでございます。

それから、ご質問の中に教育委員５人だけの会議が月に１回はあっているかということでございましたけども、教育委員会、これは教育委員会事務局と一緒になっての会議後、教育委員だけ残りまして意見交換をしておるわけでございます。

それから地域住民やＰＴＡの意見等を取り入れるような会議の開催ということですが、これは学校訪問をしておりますけど、その折、分科会として特色ある学校づくりの会を設けまして、その中にＰＴＡ関係者や学校評議員等に参加いただき、地域のいろいろなご意見をお聞きしているところでございます。

最後に、教育委員会の傍聴の件でございますが、合併前は把握しておりませんが、合併後はあっておりません。なお、公開制につきましては、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律を受けてつくられております山鹿市教委員会会議規則には、委員長の許可を得て傍聴することができると、はっきりうたってありますので、会議は原則公開することになっております。このことにつきましては、教育委員会がどこで、いつ、どういう内容でありよるとか、そういうことの啓発面を今後検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

ここで暫く休憩いたします。

午後３時05分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後３時16分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。教育関係について、２回目の質問をいたします。

まず９月以降の教育委員会の動きについてですけども、なかなか教育長と私の意

見がすり合わないなと思っていました。教育長も一生懸命やられているとは思いますが、私といつも意見がすれ違いになってしまいます。原因は何だろうとずっと考えていましたけども、その理由はここにあると思います。それは、教育長が考えておられる教育センターと、私が思っている教育センターでの学校の先生たちとの向き合うときの目線の高さが違うのではないかという点です。いわゆる指導する立場と援助をサポートする立場の違いです。私は授業や生活指導等で困っている先生方に、その方面にキャリアのある先生を派遣し、サポートする事業を教育センターの方でやれないかと前回提案しましたが、それに関して教育長は既に社会教育の方で100名ほど人材がありそちらで対応するので、教育センターでは考えていないという答弁でした。私はそこの違いだと思います。教育委員会は先生を指導し、評価する機関です。つまり先生を指導する立場にあります。それと比較して教育センターは先生たちをサポートする目的で設立されたと思っております。あまり変わらないと思うかもしれませんが、これは大きな違いがあります。先生方は困ったとき、悩んだとき、またスキルを上げたいとき、どうされるのでしょうか。すぐに教育委員会に相談し、指導を受ける先生もいらっしゃると思います。そういう先生は問題がない先生です。そういう先生ばかりだとしたら、教育センターは本市に要らないかもしれません。しかし、先生全員がそうではないはずです。悩みがあっても、授業の仕方がよくなくても相談しない、できない先生もきっといらっしゃると思います。そういう先生を本当にサポートし、レベルアップさせることが教育センターの設置目的の一つに挙げられるではないでしょうか。指導や評価をする教育委員会には頼みにくいと思っている先生もきっといらっしゃると思います。そういうときに、先生と同じ目線で物事を考え、相談に乗ってくれる組織があれば、先生たちのレベルアップになり、山鹿市の教育が根底からレベルアップし、すばらしいものになってきます。そういうことができる教育センターになってほしいと思っております。それを目指しているのが教育センターではないでしょうか。山鹿市のホームページにはやっと教育センターが紹介されました。ワードのデータで提供されていますので、ダウンロードして印刷してみました。２ページに山鹿市教育センターについてということで設置目的等が書いてあります。この冊子を見れば見るほど教育センターとは何ぞやとなり、教育委員会との違いがわからなくなってしまいます。自分なりに教育センターとはと考えて、たどり着いたことがこの点でした。指導する立場と援助、サポートする立場の組織の違いです。それを可能にするためには、教育委員会と教育センターの組織構成メンバーが同じでは絶対にあり得ない話だと思います。来年度検討するということですけども、そこを同じにすると教育センターの存在意義自体がなくなります。教育長も人員配置に関しましては、それぞれ違う人の配置

が理想ですと、９月の答弁でも言っておられます。理想ならそれをできるだけ早く実現していただきたいと思います。現在は、組織が同じであるために、教育センターでやることと教育委員会でやらなければならないことがごちゃまぜになってはいないでしょうか。教育委員会と教育センターの決定的な違いは、その目線の高さ、つまり指導とサポートの違いだと思います。何度も言いますけども、そうでなければ別に要望として教育センターをつくる必要性を感じません。組織の構成メンバーを変えて、教育委員会と立場の違う組織の教育センターをぜひ早くつくっていただきたいと思います。また現在の活動の報告で、研修会等も盛んに行われているとありましたけども、その中で保育園の参加する機会があまりないとか、声がかからないと聞いております。その点はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

次に、教育委員の会の開催についてでですけども、昨年度教育基本計画策定で、ワークショップやヒアリングを50回程度開催し、約1000名の多くの市民から意見を出してもらっているので、現段階では聞く予定はない。しかし、今後検討していくという回答でした。今後検討していくということですので、よろしくお願いします。

しかし、教育基本計画策定で出た意見を集約し、基本計画に生かしていく作業をするのは、教育委員ではなく、事務方の方の仕事だと思います。1000名にもわたる市民の意見は大変貴重ですが、教育委員はその意見を使って何か作業をするとか、それをまとめるといった仕事には深くかかわらないのではないかと思います。それが間違っていたら訂正してください。教育委員はもっとフリーな立場で意見を言ったり、聞いたり、考えたりしていらっしゃると思っております。今は、学校規模再編を検討している大事な時期でもありますので、今の時期に各地域に出かけていき、地域の皆さんの意見を聞くというのは、非常に大事なことで、優先順位からいってもすぐに始めるべきだと私は考えます。必要なときに必要な意見を聞くのがベストだと思いますが、どうお考えでしょうか。

以上、２点よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の２回目の質問にお答えいたします。議員の考えと私の考えがすり合わないとおっしゃいました。私はそう思っておりません。理想は同じではなかろうかと思います。なぜなら、議員が前のときに、こういうことをおっしゃいました。学校と同じレベルで今先生たちは何を必要としているのか。どうすればもっとすばらしい授業ができるのかを分析し、助言を与えるといった動きをしてほしいと。この

意見全く私は同感でございます。ただ違いは、私は現状においてできることとできないことがあるわけでございまして、できるだけ今議員がおっしゃいますような、そういうサポート事業というのは本来のセンターの事業であろうと思いますので、それに近づくように今後努力していきたい。その一番のネックになっているのが常駐のスタッフでございます。そこで先ほど申し上げましたのが、人的課題といいますか、これについて今内部でどうにかならないかということで検討しているということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから社会教育関係でございますけど、これについては社会教育の方でやるというのではなくて、やはり私たちが受けた場合は、社会教育の方と連携を取りながら、教育委員会一体となって学校なり個人なりをサポートするという形で取り組んでいきたいと思っております。

それから、もう一点保育園の先生のことでございましたが、保育園の先生方の参加も当然これに入ってこなければ子どもたちの育成はできません。今、学校の校長会議の中に保育園の園長、代表の方入っておられますので、校長会でどういう話がなされているかというのは、そこから発信されるならば保育園の先生方には届くものと思いますけども、ただ保育園の先生方、勤務時間が非常に不規則で大変な状況にありますので、そういう意味で一緒の時間というのはなかなか厳しい面もございますけど、そのあたりはまた私どもとしましても、担当課あたりとも相談しながら同じ目線で一緒に取り組むということに心がけてまいりたいと思います。

例えば、今私が南部ブロックの山鹿市子育てプランというのを見ておりますが、こんな山鹿の子ども、夢に向かってともに頑張る山鹿の子どもということで、優しい子ども、まじめな子ども、我慢強い子どもと打ち出して、ゼロ歳から中学校３年までの計画を立てております。そういう意味からも保育園の先生方の協力がなければとてもこれは実行できませんので、今後とも保育園への働きかけ等については、担当課にも十分指示していきたいと思います。

それから教育委員会の方の、今こそ出て行くべきだということでございますけど、どうも学校規模適正化のいわゆる学校再編の問題と考えますと、出て行ったときに、そこがもう話題になってしまうのではないか。そこのあたりをはっきり区別したいと思うことがありますし、確かに今おっしゃいましたように教育委員は大きな教育行政の方針についていろんな立場から意見を述べるということになろうかと思いますけども、そういう意味からもある程度教育基本計画が動き出して、ずれとか生じたり、あるいはいろんな思いもあろうかと思いますので、そういう折を見て地域には出て行き、そこでいろんなご意見をいただきたいと今考えておるところでございます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。すれ違ってはいないという答弁でしたけども、私が考えるに、教育センターでやらないで社会教育の方でやっている。教育センターでやろうと思えばすぐ始められるのですけども、その必要はないので、社会教育でやっているということ自体がすれ違っていると感じております。そこの違いは、認識の違いですから、違う点あるかと思いますけども、全体的には今までの答弁でいい方向にいっているのかなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。回答は要りません。

次に３問目、本市の企業誘致政策についてお尋ねいたします。本市の発展のために、企業誘致がどれだけ大事かは今さら私がここで言う必要はないと思います。現在も努力されていると思いますが、その政策、成果ともあまり伝わってきません。菊池市や大津町、菊陽町、熊本市などは積極的な企業誘致をとっていますし、大きな会社が進出しており、財政的に豊かになっています。菊陽町は富士フイルムが来て、そのうち不交付団体になるのではという話も聞いております。そういう話を聞くたびに寂しい、悔しい思いをしております。第１次山鹿市総合計画にも活力ある産業づくりということで積極的に取り組んでいく計画が立てられています。その計画は他の地域の計画と比べて劣っていないか、勝てるのかが心配です。現在までの成果と状況をお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

川野議員の一般質問の企業誘致について、お答えをいたします。企業進出につきましては、各自治体においても極めて厳しい状況にございます。本市においては、近年の製造業の意欲的な設備投資の好調さを受けまして、自動車関連・半導体・食品関係など、企業進出とあわせ、工場の拡大のための増設などが相次いでおり、雇用創出をはじめ明るい兆候にございます。企業の誘致・拡大は雇用機会の確保だけ

ではなく、税収面も含め地域経済にもたらす効果は大きく、人口の減少にも歯止めをかけるなど波及効果の高い事業であり、市の発展には欠かせないものと十分認識をいたしております。企業の立地に関しましては、これまで熊本県の立ち会いのもとに山鹿市が立地協定を結んだ企業数は、平成15年度には熊本県内で７社中１社、平成16年度には17社中２社、平成17年度には22社中３社、平成18年度には40社中２社、新設及び増設の立地協定調印式を実施してまいっております。既に本年も１企業との立地協定の調印締結を行い、来年２月の操業開始に向けての工場を建設中でございます。そのようなことで、本市では現在、北部九州地域で活発に展開されています自動車産業の関連企業を期待しているものでございます。熊本県の北部に位置する山鹿市といたしましては、地理的条件の有利性を生かしながら、積極的に誘致活動に取り組んでいるところでございます。今後は企業に対し斡旋するのに有利な、理想的な工業団地の実現に向けまして、昨年度実施いたしました新たな工業団地適地調査による用地の絞り込みを行い、具体的な作業を進める予定でございます。この取り組みと合わせながら優良な企業の誘致活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。立地条件で考えますと、菊池郡の方が県の工業団地もありますし、空港や高速道路に近く、それに阿蘇からの水も豊富で労働人口も多いと単純に比較すると、条件が本市よりもよいのは仕方ないようです。特に半導体関係は水量が足りないので誘致しにくいというのはわかりました。北部九州地域で自動車産業の関連企業に期待しているとのことでした。

そこで市長にお尋ねいたします。企業誘致は雇用機会の確保や税収面の増加だけでなく、農家を守り、人口の減少化にも歯止めをかけ、本市の均衡ある発展に大きく寄与する最大の施策であります。その誘致には市長みずからが先頭に立って指揮し推し進めていかなければなかなか成功しない、成果が上がらない事業だと思います。３月の所信表明でも言われておりましたように企業誘致をもっと大胆に、大々的にやっていただきたいと思いますが、今の思い、意気込みをお聞かせいただきた

いと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの川野議員の企業誘致に対する意気込みについてということでのお尋ねでございます。

かねてから、地域経済の活性化、発展を目指すのは山鹿市の大きな政策の柱であると、そんな思いを申し上げておりますし、そんな思いを強くいたしております。そういった中で、先ほど部長からも報告がありましたように、担当部署の努力はもちろんでございますけども、皆さん方の大変なご支援の中で企業誘致ができておりますことを本当にありがたく思い、感謝いたしておるところでございます。私は今、東アジアが非常に元気な中で、企業の九州へのシフトが非常に進んでおります。特に福岡、九州の北部にそういった拠点ができつつある中で、この熊本県、そして熊本県の北部、山鹿に大きなチャンスが来つつあるし、既に来てると、そんな思いを強くいたしております。そういった中で、それを実現するためには、行動・実践が大事であるとそんな思いを強くいたしております。そういった中で、かねてから市内の方はもちろんでございますけども、県内の経済界の方々とのいろんな交流も大事であろうと思っておりますし、さらに九州の経済の拠点でございます福岡、関西、また東京、そういったところの経済界との交流も大事であると、そんな思いを強くいたしております。特に福岡におきましては、熊本福岡県人会が年に２回ございますけど、これには熊本と縁のある経済界の方々がたくさんお集まりになるわけでございますけど、そういった会にも必ず出席していろんな縁をつくっていきたいと、そんな思いで毎回出席させていただいております。さらに行政におきましても、県庁はもちろんでございますけども、福岡事務所にも職員を派遣し、さらに東京に上京しました折には、熊本銀座館でこの誘致企業の大きな取り扱っている部署がございますけども、そこにも機会あるごとにお邪魔いたしまして山鹿市の思いを、また可能性をしっかりと訴えておるところでございます。やはりこういったものを実現するためには、人の縁が大事であると思いますし、またそのチャンスを、タイミングをしっかりととらえることが大事であろうと思います。担当職員、本当に必死になって今取り組んでおります。どうか議員の皆さん方、また市民の方々のそういった人の縁を通してのご支援が必要であろうと、そんな思いを強くいたしております。職員に対しましても、毎月１回は職員を呼びまして、現状はどうなっているかと、企業誘致はもちろんでございますけども、新たな企業の団地の造成に向かいまして

も、今その絞り込み、また来年度に向けての取り組み等検討を指示いたしておるところでございます。そういった思いの中で、必ず今すばらしいタイミングが来ている、チャンスが来ている、そんな思いの中で全力を尽くしてこの問題に取り組んでまいりたいと思っております。どうか議員各位のご支援いただきますこと、心からお願い申し上げまして、思いの一端にさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、立山　隆議員の発言を許します。立山議員。

［6番　立山　隆君　登壇］

○６番（立山　隆君）

６番議員の立山　隆です。私は不法投棄に対する市の取り組みについてお伺いいたします。

市ではごみ収集、資源ごみ収集、粗大ごみ収集等行われております。各地区の資源ごみ収集では数人の分別収集推進員、協力員のもと、適正な搬出がなされておりますが、不法投棄は後を絶ちません。かえって多くなったなあと思うほどです。山鹿市内あちらこちらで見受けられます。ここでは蒲生地区の現状を説明します。蒲生地区には、湯の口の池、蒲生グラウンド、不動岩と多くの方々が訪れております。桜のシーズンを始め、遠足、スポーツ活動など利用されております。しかし残念なことに、蒲生地区を違ったことで利用しておられる方もいらっしゃいます。不法投棄者です。湯の口の道路沿い、桜並木の下、不動岩の駐車場の下には不法投棄が頻繁に行われます。衛生上、景観面で大きな問題を起こしています。このような状況に対して、蒲生地区では区長さんを始め、役員、住民の皆さん、全員揃って撤去作業を行っている状態です。しかし、その上に草が生えて、そしてまた、不法投棄がなされ、層は何層にもなっているのではなかろうかと思っております。そして、不法投棄がないように啓発活動も行っております。立て看板を立てたり、ロープを張ったり、労力を費やしている現状です。また10月１日発行の山鹿環境便、これには蒲生地区環境パトロールいよいよスタートという記事が掲載されておりますし、蒲生地区環境研修会の開催が掲載されております。このように環境パトロールを結成し、環境パトロール中と書いたステッカーを貼り、防犯パトロールと並行して毎週金曜日にパトロールを行っております。このような取り組みが各地に広がり、山鹿

市が一層きれいになること、住みよい町になることを期待しているところでございます。こうした不法投棄は、それをした本人に一切の責任があり、地域やその住民は一方的な被害者なのです。その被害者が一番負担をして不法投棄の対策をしている状況です。こうした不法投棄について、市は現在どのような対策を行い、今後どうした施策を計画されているかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

立山議員の一般質問、不法投棄に対する市の取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘の不法投棄につきましては、山鹿市全域での大きな問題となっております。山鹿市だけでも昨年度市が地域と協力して撤去した不法投棄の件数は35件、今年度も既に20件発生いたしております。一方、こうした不法投棄廃棄物の処理費用も平成18年には約30万円も要しております。この間、不法投棄が行われた地元の皆様には衛生面や景観面でご迷惑をおかけするとともに、撤去に際してもご協力をいただくなど、一方ならぬご負担をおかけしております。議員のお話にもございましたように、蒲生地区では何度もそうしたご協力をいただき、また積極的な防止策として環境パトロールを行われるなど、まことに頭の下がるようなご努力をいただいております。ご案内のとおり、不法投棄はなかなか予防措置を取ることが難しく、不法投棄をさせない環境づくりが大変重要と考えております。これまでも不法投棄への注意看板の設置や環境便での啓発広報、また不法投棄ごみの中から、投棄者を特定できるような証拠を捜し出し、警察への通報等も行ってまいりました。今回蒲生地区では新しい取り組みとして、環境パトロールを行っていただいております。こうした地域での不法投棄防止の自主的な取り組みを広く全市的な活動に広げ、市を挙げて不法投棄をしない、させない、許さない体制を確立してまいりたいと思います。今後ともご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

立山議員、了解ですか。

○６番（立山　隆君）

議長。

○議長（高野誠二君）

立山議員。

［６番　立山　隆君　登壇］

○６番（立山　隆君）

２回目は、質問というより要望を述べさせていただきたいと思います。先日、市民会館で開催されましたエコアクション21山鹿市認証式に参加させていただきました。市役所の職員の方々の取り組みは存じておりましたが、市内にも多くのエコアクション取り組む事業者がいらっしゃることを知り、大変力強く思うとともに、誇らしさを感じます。今回のように市が率先して環境問題に取り組み、地域への支援をあわせて行うことは、総合計画にもありますように、市民・事業者、そして市役所との協働による環境づくりのまさに結晶であると考えます。山鹿市が環境都市としての地域、熊本県、そして全国の先進地となるよう一層のご尽力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

以上で、立山議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号から議案第95号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、及び議案第96号　教育委員会委員の任命についての６案件は会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第96号までの６案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２　委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第91号から議案第96号までを除く全案件は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時49分　散会

～～～

１２月１９日（水曜日）

平成19年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成19年12月19日（水曜日）午前10時開議

第１　議案第87号　山鹿市個人情報保護条例
　　議案第88号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
　　議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
　　議案第90号　字の区域変更について
　　議案第91号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
　　議案第92号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
　　議案第93号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
　　議案第94号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
　　議案第95号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
　　議案第96号　教育委員会委員の任命について
　　請願第７号　後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願書
　　陳情第20号　商工業者の地域商工団体への加入促進の市条例化についての陳情書
　　陳情第21号　安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書
（委員長報告）
討　　論
採　　決
第２　議員提出議案第４号　山鹿市政治倫理条例
第３　議員提出議案第５号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第87号　山鹿市個人情報保護条例
　　議案第88号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
　　議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
　　議案第90号　字の区域変更について
　　議案第91号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
　　議案第92号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
　　議案第93号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第94号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第95号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第96号　教育委員会委員の任命について
請願第７号　後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願書
陳情第20号　商工業者の地域商工団体への加入促進の市条例化についての陳情書
陳情第21号　安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第４号　山鹿市政治倫理条例

第３　議員提出議案第５号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

日程追加

第４　議案第 97号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 98号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）
議案第 99号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第100号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第101号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第102号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）
議案第103号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第104号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第105号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第106号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
意見書案第３号　後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書
意見書案第４号　医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

○

出席議員（30名）

１番　平井光臣君
２番　北原昭三君
３番　芹川正美君
４番　藤原　豊君
５番　立山秀木君

6番	立山　隆	君
7番	原　徹	君
8番	平井邦廣	君
9番	吉本政幸	君
10番	池田誠一	君
11番	堀　茂幸	君
12番	永田紘二	君
13番	森川昭彦	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	杉焼義文	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	西田秀行	君
市民福祉部長	森　和芳	君
農林部長	藏原榮一	君
商工観光部長	福田憲之	君

建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
農林部次長	有尾隆俊君
商工観光部次長	北井孝範君
水道局長	池田幸一君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
いきがい推進課長	奥村正文君
農林整備課長	斉藤憲二君
商工課長	永田義文君
建設課長	緒方淳一君
病院管理課長	田上信博君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第87号～議案第96号
請願第７号
陳情第20号～陳情第21号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、請願、陳情及び議案第91号から議案第96号までの全案件を議題といたします。

○

議案第87号　山鹿市個人情報保護条例
議案第88号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）
議案第90号　字の区域変更について
議案第91号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第92号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第93号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第94号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第95号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第96号　教育委員会委員の任命について
請願第７号　後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願書
陳情第20号　商工業者の地域商工団体への加入促進の市条例化についての陳情書
陳情第21号　安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書

○

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。経済観光常任委員会に付託された案件の審査報告をいたします。

まず閉会中の所管事務調査として、去る11月12日、午前９時から委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

鹿北地区、菊鹿地区、鹿央地区の市有林の現地調査を行いました。市有林約800ヘクタールについて調査をし、その地域の中に市道あるいは広域林道、農道、それからか管理道の林道、いろいろについて、それから管理状況について調査をいたしました。

その中で感じましたことは、整備が進んでいるところ、整備が進んでないところ、それとあわせて林道などの道の少なさにより、本当に改善しなければ今後の整備に関して大変だなあという思いであるし、今後、当局としての林道整備に関しても努力をいただきたいという思いを感じました。

次に、本定例会に付託されました議案２件、陳情１件を、去る12月12日、午前10時から、議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず議案審査に先立ち、現地調査を行いました。議案第89号に上程されております、あんずの丘特産工芸村農業資料館の地盤沈下の現地調査、次に議案第90号字の区域変更、山鹿市中・古閑の現地調査を行い、担当職員より説明を受け、議案審査の参考といたしました。

午前中、現地調査を終了し、鹿央物産館におきまして昼食、暫時休憩を行い、午後、鹿央の霜野にあります康平寺を視察いたしました。県の指定文化財でございます康平寺には鎌倉時代の仏像、千手観音像、二十八部衆の25体が整然としたお姿で並んでおられましたし、偉大さにびっくりし感心いたしました。誇れる文化財指定、保存することが大切であると感じ、あわせてＰＲして観光にも結びつけられるのではないかという思いをいたしました。視察を終え、市役所に戻り、午後２時30分から委員会を再開、議案の審査に入りました。

議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号　字の区域変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第20号　商工業者の地域商工団体への加入促進の市条例化についての陳情書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

文教厚生常任委員会の審査の報告を行います。

まず、閉会中の所管事務調査について、ご報告を申し上げます。

当委員会は10月16日、午後２時より議員控室におきまして、委員全員出席のもと関係職員の出席を求め委員会を開催し、市立病院の施設整備事業につきまして調査を行いました。

次に10月22日、午後２時より議員控室におきまして、委員全員出席のもと関係職員の出席を求め委員会を開催し、16日に引き続き、市立病院の施設整備事業につきまして調査を行いました。

続きまして、本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案１件、請願１件、陳情１件であります。その審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

当委員会は、12月13日、議員控室におきまして、午前10時より委員会を開催し、委員全員出席のもと執行部より関係職員の出席を求め、付託案件の審査を行いました。

議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第７号　後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める請願書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第21号　安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

なお、付託案件の審査終了後に、所管事務調査として、一つ目には少子化対策、乳幼児医療費助成制度について、二つ目に養護老人ホーム再編について、三つ目に小中学校規模適正化計画について、四つ目に教育センターについて、五つ目に幼稚園・保育園再編について、六つ目に方保田東原遺跡について、七つ目に市立病院改築工事について、以上の調査を行い、引き続き閉会中の所管事務調査とすることに決しました。以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

建設環境常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして付託されました議案１件につきまして、12月14日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、

委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、現地調査をいたしました。供用開始から50年以上経過し、施設の老朽化に伴い管理棟とステンレスタンク（容量250トン）を新設した山鹿市古閑にございます中村水源地管理棟を視察いたしました。この施設は、旧山鹿地区を無線で集中管理されており、近い将来は山鹿市全域を集中管理する施設であるそうでございます。12月25日に落成式、そして来年２月４日から水道局が移転し、業務開始をされるということで説明を受けました。

次に、鹿北町岩野の陣内配水池を調査いたしました。この施設も既に40年以上経過しており、老朽化のため新設されたものでございますが、ステンレスタンクの容量は約400トンで、岩野地区全域に水を供給しているという説明を受けました。両施設とも既に切り替えが済んでおりまして、速やかに新しい施設として稼働がされておりました。このことで、山鹿市民の今後20年、30年の水の安心、安全な供給ができるものという感想を持ちました。関係各位のご労苦に心よりの敬意を表します。

午後１時30分から委員会を再開、議案の審査を行いました。

議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会終了後、市道下永野横枕線改良工事及び農業集落排水事業、菊鹿東部Ⅱ期地区１号工事について協議会を開催いたしました。協議会でございまして、資料の不備等もございましたので、改めて12月17日、午前９時から急遽委員会を開催いたしまして、同事案につきまして、閉会中の所管事務調査とすることと決定いたしました。この事案につきましては、議員の皆さんはもちろんでありますが、一般市民の関心も大変高い事案でございますので、慎重な審議をいたしたいと思っております。

以上で、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

寺崎総務常任委員長。

［総務常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務常任委員長（寺崎勇児君）

おはようございます。ご報告申し上げます。

本定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案３件であります。12月17日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち現地調査をいたしました。まず本年９月４日、山鹿市南島に落成しました山鹿植木広域行政事務組合の新消防庁舎を視察いたしました。消防長ほ

か担当職員から通信司令室等施設内の設備について説明を受けました。

次に、現在浄水センター２階で業務を行っている水道局が中村水源地管理棟改築に伴い、平成20年２月４日に、同敷地内で業務開始を計画されておりますので、その現地を視察しました。担当職員から説明を受けました。水道局職員のさらなる市民サービスの充実を期待したいと思います。

次に、市道下永野横枕線改良工事及び農業集落排水事業の菊鹿東部Ⅱ期地区工事を視察し、担当職員から詳しく説明を受けました。その後、水辺プラザかもとで昼食をし、帰庁いたしました。

午後１時30分に委員会を再開し、案件の審査をいたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第87号　山鹿市個人情報保護条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第５号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、市道下永野横枕線改良工事及び農業集落排水事業の菊鹿東部Ⅱ期地区工事につきましては、閉会中の所管事務調査とすることにいたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。原　　徹議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

７番議員の原　徹です。私は請願第７号　後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しの意見書を求める請願に賛成、また議案第88号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対を表明し、その理由を述べます。先ほど委員長から報告がありましたように、請願第７号は文教厚生委員会に付託され、また議案第88号は総務委員会に付託されましたが、この二つは別個のものではなくて、請願第７号の後

期高齢者医療制度に連動して、国民健康保険税条例の改正条例がつくられたものであります。したがって、後期高齢者医療制度を十分理解して、審議を深めなければ、この議案第88号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の正しい判断が困難になるということであります。

来年４月から後期高齢者医療制度が導入されようとしていることに対して、国民の怒りと批判が強まっています。75歳以上を後期高齢者と呼び、他の世代から切り離して独立した医療保険にするものです。際限ない負担増と差別医療をもたらす大改悪であります。既に全国では９月現在で、280を超える議会から凍結・見直しや中止を求める意見書が提出され、12月議会でさらに増大することが推察されます。また日本医師会も反対を表明しております。

小泉・安倍内閣、そして現在の福田内閣へと引き継がれた弱肉強食の構造改革路線は、貧困と格差を拡大・固定化し、多くの国民から悲鳴と怒りが上がっています。とりわけ、高齢者に対しては所得税・住民税増税、年金改悪、国保税・介護保険料引き上げ、医療費の窓口負担増などが押しつけられ、老後の生活は著しく苦しめられております。後期高齢者医療制度は、そうした苦しみにさらに追い打ちをかけるものです。この制度は75歳以上の人を対象に高い保険料を年金から容赦なく天引きし、子どもの扶養家族として保険料を払う必要がなかったお年寄り約200万人からも保険料を取り立てるわけであります。年金月額１万5000円未満のお年寄りには窓口納付を義務づけ、保険料を払えない人からは、保険証を取り上げます。これまで75歳以上のお年寄りに対しては、保険証を取り上げて短期保険証や資格証明書を発行することを禁止しておりました。それは、障害者や被爆者とともに、人道的な配慮からです。しかし、今度はこれを取り上げるわけですから、まさに行政が社会的弱者を見捨てる棄民政治そのものであります。保険料を厳しく取り立てる一方で、後期高齢者が受けられる医療を制限し、安く抑える差別医療が導入されようとしております。75歳未満の人は異なる安い診療報酬が設定され、包括払いとなります。病気ごとに治療費の上限が決められるために、治療や検査の回数が制限されます。上限を超えた治療は病院の経営に赤字を生むために、手厚い治療ができず、粗悪な治療や病院追い出しにつながっていきます。この制度は高齢者から確実に多くの保険料を取ることを目的の一つにしております。厚生労働省の当初の保険料試算額は、全国平均、年金208万円で、一人世帯で年額７万4400円でした。しかし、実際の保険料は都道府県ごとに決まるために、住んでいるところによって大きな格差が出ております。最も高いのは福岡県の10万1750円、最も安いのは長野県の７万1700円で、3万円もの差があります。熊本県は９万4100円で、高い方から10番目です。保険料は２年ごとに改定され、給付費がふえればふえるほど、すなわち75歳以上の高齢者

がふえればふえるほど保険料も際限なくふえる仕組みであります。大変な負担が暮らしを直撃するわけです。若いころは元気でも、年を取れば何がしかの病気が出てきます。高齢者は別立ての医療制度にして邪魔者扱いにするなどということは、道理がないだけでなく、命にかかわる重大問題です。このように高齢者だけを別に独立させて死ぬまで保険料を払わせるような制度は世界でも例がない異常なもので、現代版うば捨て山と言われております。しかもこの制度は、いずれは高齢者となる現役世代からもゆくゆくは医療を奪い取ることにつながってきます。この制度は昨年６月、自民・公明の与党が強行成立させたものです。しかし、その中身が知られるにしたがって国民の不満や怒りが広がり、政府や与党からさえも一部を凍結すると言わざるを得なくなってきております。国民の怒りが与党を追い込み、次のような凍結論を出してきています。一つは70歳から74歳の窓口負担を１割から２割負担へ引き上げることを１年間先送りする。二つ目は75歳以上の1300万人のうち、新たに保険料を負担する200万人は、半年間は保険料を徴収しないなどです。しかしこれでは、制度改悪の一部を先送りするだけの内容となっています。今必要なのはすべての国民の健康と命が大切にされる政治です。高齢者や低所得者を差別・排除する医療政策は撤回し、だれでも安心してかかれる医療制度に改革することが必要ではないでしょうか。

議案第88号の国民健康保険税条例の一部改正は、後期高齢者医療制度に便乗する形で、国保に加入している65歳から74歳までの前期高齢者からも、保険料を年金から天引きするというものであります。全世代で4700万人が加入する国民健康保険では、その１割に当たります480万世帯が滞納しております。その中には、払えるのに払わない悪質な人もいますが、しかし圧倒的多数は、高すぎる国保税を払いきれずに滞納猶予や分納を利用して、何とか払っているのが現状であります。分納などの相談に応じず、問答無用で年金から保険料を天引きするやり方は、江戸時代に凶作に苦しむ農民から年貢を取り立てる悪代官を彷彿させ、国民の生存権を脅かすものであります。日本は世界で２番目の経済大国です。このような国で、このような国民いじめの医療制度を許していいのでしょうか。政治的な立場や社会保障制度への見解の違いを超えて、後期高齢者医療制度と国民健康保険税の年金からの天引き中止を求めていくことを強く訴え、討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

ほかに、討論ありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に議案第88号について、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第89号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第90号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第91号から議案第95号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての５案件を一括採決いたします。議案第91号から議案第95号までの５案件について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第96号　教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、請願第７号に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第７号は採択することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第20号及び陳情第21号の２案件を一括採決いたします。

陳情第20号及び陳情第21号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は採択することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２

議員提出議案第４号　山鹿市政治倫理条例

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

日程第２、議員提出議案第４号　山鹿市政治倫理条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、寺崎勇児議員。

［26番　寺崎勇児君　登壇］

○26番（寺崎勇児君）

議員提出議案第４号　山鹿市政治倫理条例の制定について提案理由の説明を申し

上げます。

前項に続けてください。平成17年９月定例会で設置されました本委員会は、平成17年９月22日の第１回の委員会開催以来、９回の委員会審議を行い論議してまいりました。平成19年10月23日に最後の委員会を開催し、委員全員一致で条例案について決定をいたしました。まず条例案の主な点について申し上げますと、１．政治倫理基準、２．請負契約等に関する遵守事項、３．政治倫理審査会、４．市民の調査請求権、５．問責制度等でございます。以下、15条からなる条例案の主要条文の説明をいたします。

まず第１条で目的規定を置き、対象者を議員及び市長、副市長とし、みずから厳しい倫理意識と高潔な品位に基づき行動することにより、市民の信任にこたえ、民主的な市政の発展に寄与すると定めました。

第２条では、市民全体の代表者としてみずからの行動を厳しく律し、公正な活動を通じてその責務を全うすることといたしました。

第３条は、政治倫理基準の条項ですが、一つ、市の許認可・請負その他の斡旋禁止。二つ、政治活動に関し企業・団体等からの寄附等の禁止。三つ、地位利用による金品授受の禁止。四つ、市職員の採用における斡旋禁止。五つ、不正疑惑行為の自粛。最後に、議員は市職員の異動、昇任に関与しないこと。以上、六つの政治倫理基準について遵守する義務規定といたしました。

第４条は、請負契約等に関する遵守規定でございますが、地方自治法には、議員及び市長等の兼業禁止規定はありますが、配偶者及び親族の請負については規定がありません。本条例では、対象者を議員及び市長等の配偶者及び２親等以内の親族までとし、市が行う工事等の請負契約・下請負並びに委託及び物品納入に関する契約について、辞退するよう努めなければならないとする努力規定といたしました。特に、この条項については委員全員で慎重審議を行いました。

第５条は、政治倫理審査会を設置し、審査会委員は識見者７名を市長が委嘱し、任期は２年としています。

第６条は、審査会委員の守秘義務であります。第７条、市民の調査請求権は、議員または市長等が第３条の政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、それを証する資料を添えて、議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に調査を請求することができるとしています。

第８条から第12条までは審査会の審査に関する条項であります。

第13条は、贈収賄罪容疑による起訴後の説明会。第14条は、贈収賄罪確定後の措置。第15条は、委任であります。

条例の施行日は平成20年４月１日施行であります。

以上、特別委員会委員の連名により、議員提出議案として条例の提案をするものでございます。議員各位におかれましては、当委員会で慎重審議をし、策定いたしました条例につきまして、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第４号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第３

議員提出議案第５号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

日程第３、議員提出議案第５号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

議員提出議案第５号　山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本条例は、平成17年12月定例会において提案、可決され、平成18年４月１日施行されたものです。今回の一部改正は第３条に規定する政務調査費の交付額、月額２万円を月額１万円に改めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成20年４月１日から施行するものでございます。

以上、議員各位には全会一致をもってご賛同いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第５号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第５号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議がありますので、起立により採決いたします

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程追加

日程第４

議案第 97号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 98号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第 99号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第100号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第101号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第102号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）

議案第103号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第104号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第105号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）

議案第106号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

意見書案第３号　後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書

意見書案第４号　医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま議案10件、意見書案２件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。この際、議案10件、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案10件、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第４、直ちに一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第97号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本案は国家公務員の給与改定に伴い、条例を改正する必要があり提案するものであります。今回の改正の主な内容について、ご説明いたします。

人事院は、去る８月８日に、本年の公務員給与が民間との比較において下回っているとして、基本給を４月から0.35％改定するとともに、扶養手当の引き上げ、勤勉手当の引き上げなど、９年ぶりのプラス勧告を行いました。その内容としましては、初任給及び若年層に限定した給料表の改定を行い、中高年層については据え置くことといたしました。次に勤勉手当を0.05月分引き上げいたしました。扶養手当につきましては、これらに係る分について6000円から6500円へと500円改定いたしました。次に給与条例の改正でございますが、本案は施行日の異なる部分があるため、第１条と第２条にわけてございまして、第１条に係る部分を公布の日から、第２条に係る部分を平成20年４月１日から施行するものであります。

１ページをお願いいたします。まず第１条の改定規定あります。第７条、これは扶養手当ですけれども、ここらに係ります扶養手当の額を6000円から500円引き上げ、6500円に改定し、合わせて条文の整備を行うものであります。第17条は勤勉手当の改正でございます。一般職につきまして、100分の72.5を100分の77.5へと年間0.05月分引き上げるものです。さらに、部長職及びこれに準ずる職員として市長が定める職員につきましては改定を見送り、従前のままとするものです。別表第１、行政職給料表と別表第２、ア、イ、ウにつきまして、それぞれ人事院勧告に基づく国の改正に合わせまして、初任給から若年層までの部分を改正するものであります。

続きまして、５ページをお願いいたします。第２条の改正規定でございまして、平成20年４月１日からの施行であります。第17条の改正規定は、第１条で改正しました勤勉手当の率につきまして、平成20年度は平成19年度の改正後と年間支給率は同率ですが、12月に増額しました0.05月分を６月と12月に0.025月分ずつに案分するものであります。一般職において６月及び12月を100分の75に改めまして、特定幹部職員につきましても、６月、12月を100分の92.5、100分の95に改めるものであります。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、また第２条の勤勉手当の改正につきましては、平成20年４月１日から施行するものです。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第98号から議案第106号につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に係る補正及び人事異動、早期退職、育児休業及び病気休暇に伴う職員給の補正を行うものであります。また共済費につきましては、全会計において共済費負担率の改定が見込額を下回ったことにより不用額が生じておりますので、今回あわせて減額いたしております。

続きまして、今回の人事院勧告に伴います全会計における影響額を申し上げます。

国の俸給平均改定率0.35％に伴う影響額は324万4000円、12月期の勤勉手当の支給率の0.05月分の引き上げに伴う影響額が1773万円、その他扶養手当の改定による影響額が320万円であります。またこれらのことに伴う共済費への影響額が290万1000円です。合わせまして2707万5000円の増額となっております。

それでは、一般会計から順次ご説明いたします。議案第98号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）。１ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。第１条歳入歳出予算の補正は総額から5003万6000円を減額するものであります。この減額の内訳は、人事院勧告に伴う影響額、これはプラスですが2002万8000円のほか、早期退職者、会計間異動、病気休暇、育児休暇並びに共済費の不用額及び特別会計に対する繰出金であります。改定の影響額等についてご説明申し上げましたが、補正予算に関する説明書として26ページから28ページにかけまして給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願いいたします。以上、説明終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案99号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。国保特別会計につきましても、人事院勧告に伴う補正でございます。１ページをお開きください。第１条　歳入歳出予算の総額から393万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億4864万9000円とするものです。補正額393万9000円の内訳は、人事院勧告に伴う影響額が36万1000円。また、会計間異動、児童手当及び共済費不用額に係るものでございます。なお、補正予算に関する説明書として７ページから９ページにかけまして給与費明細書を掲載いたしておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げまして説明終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

議案第100号　平成19年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。農業集落排水事業特別会計につきましても、同じく今回の人事院勧告に伴う補正であります。第１条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に175万円を増額し、総額を14億8059万5000円とするものであります。補正額の内訳としては、人事院勧告に伴う影響額37万7000円、また会計間異動、共済費に係るものであります。なお、補正予算に関する説明書として給与費明細書を８ページから10ページにかけまして掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

黒田市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　黒田賢二君　登壇］

○市民福祉部次長（黒田賢二君）

議案第101号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、説明申し上げます。介護保険特別会計につきましても、人事院勧告に伴う補正でございます。１ページをお願いいたします。第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ766万2000円を追加し、総額を47億8237万8000円とするものです。補正額766万2000円の内訳は、人事院勧告に伴う影響額33万2000円、その他会計間異動及び山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計に対する繰出金等でございます。なお、補正予算に関する説明として７ページから９ページにかけて、給与費明細書を掲載いたしておりますので、ご参照の上ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第102号　平成19年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。この補正予算につきましても、人事院勧告に伴う補正でございます。１ページをお願いいたします。第１条歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万8000円を追加し、総額を4566万円とするものです。補正額40万8000円の内訳は人事院勧告に伴う影響額が６万7000円、その他職員手当等に係るものでございます。なお補正予算に関する説明として７ページから９ページにかけて給与費明細書を掲載いたしておりますので、ご参照の上ご審議賜りますよう、お願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

［水道局長　池田幸一君　登壇］

○水道局長（池田幸一君）

議案第103号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。簡易水道事業特別会計につきましても、同じ今回の人事院勧告に伴う補正であります。１ページをお願いいたします。第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に291万円を追加し、総額をそれぞれ４億5222万6000円とするものであります。補正額の内訳は、人事院勧告に伴う影響額８万8000円のほか、会計間異動並びに共済費であります。なお、補正予算に関する説明書といたしまして、給与費明細書を７ページから９ページにかけて掲載しております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第104号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。水道事業会計にもつきましても同じく今回の人事院勧告に伴う補正であります。１ページをお願いいたします。第２条第１款は、水道事業費で既決予定額から42万円を減額し、総額を４億5793万8000円とするものであります。第３条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の規定予定額から49万円を減額し、総額を１億5862万3000円とするものであります。補正額の内訳は人事院勧告に伴う影響額32万9000円のほか会計間異動並びに共済費であります。なお、補正予算に関する説明書といたしまして、給与費明細書を６ページから８ページにかけて掲載しております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

議案第105号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第３号）について、ご説明いたします。病院事業会計におきましても、同じく人事院勧告に伴う給与費の補正でございます。１ページをお開き願います。第２条でございますが、第１款病院事業費用の既決予定額から4324万円を減額し、27億8092万7000円とするものでございます。第３条、職員給与費の既決予定額から4336万円を減額し、総額を14億2721万6000円とするものであります。補正額の内訳は人事院勧告に伴う影響額522万1000円のほか、会計間異動、諸手当、共済費等に係るものでございます。なお、補正予算に関する説明として６ページ以降に、補正予算実施計画及び給与費明細書を掲載いたしております。ご参照の上、ご審議賜りますようにお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

［環境部長　熊野次男君　登壇］

○環境部長（熊野次男君）

議案第106号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。１ページをお願いいたします。下水道事業会計につきましても、同じく今回の人事院勧告に伴う補正であります。第２条第１款、下水道事業費用の既決予定額から13万1000円を減額し、総額を８億8387万7000円とするものであります。第３条第１款、資本的支出の既決予定額に28万6000円を増額し、総額を14億9509万1000円とするものであります。第４条、職員給与費の既決予定額から13万5000円を減額し、総額を6502万5000円とするものであります。補正額の内訳といたしましては、人事院勧告に伴う影響額27万2000円、また会計間異動、共済費に係るものであります。なお、補正予算に関する説明書といたしまして、６ページから８ページにかけまして、給与費明細書を掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

意見書案第３号、意見書案第４号を、職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意見書案第３号

平成19年12月19日提出

後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　永田　紘二

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

この制度は、都道府県ごとに市町村が加入する広域連合が制度を運営し、診療報酬体系も74歳以下の高齢者と別建てになり、原則として対象者全員から保険料が徴収されることになり、独立した医療制度となります。しかし、この制度には以下のような様々な問題点があり、75歳以上で高齢者のいのちと健康が心配されます。

１．全く所得がなくても保険料が賦課されます。（現在、子どもの社会保険の扶養になっている所得が少ない後期高齢者にも保険料が賦課されます）

２．年間18万円以上の年金があれば保険料を年金から天引きされることになります。

３．保険料を納められない場合は、保険証が取り上げられ、窓口で全額負担が必要な資格証明書が発行されることになります。

４．診療報酬に包括払い制が導入されようとしており、75歳になればこれまでと差別され、必要な医療を受けることに制限が加えられる恐れがあります。

これらの制度の問題点を解決するために、以下の項目を要望いたします。

①2008年4月からの実施を凍結した上で全面的見直しを進めること。

②これまで保険料負担のなかった扶養家族も含めて75歳以上のすべての高齢者に保険料を賦課することをやめること。

③月額15000円以上の年金受給者からの機械的な保険料天引きをやめること。

④低所得者の医療を排除する、資格証明書や短期保険証の発行をやめること。

⑤高齢者の医療を制限し、年齢によって医療に差別を持ち込む、診療報酬の包括払いをやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長　河野洋平　様
参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　福田康夫　様
財務大臣　額賀福志郎　様
厚生労働大臣　舛添要一　様

意見書案第４号

平成19年12月19日提出

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　永田　紘二

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

第166回通常国会において、「一、医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。二、看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に対して１人以上、日勤帯は患者４人に対して１人以上」とするなど、抜本的に改善すること。三、夜勤日数を月８日以内に規制するなど『看護職員確保法』等を改正すること。」の請願が採択されました。

いま、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」と考えているのは看護師の１割にも届かず、４分の３が「辞めたい」と思っているほどです。医師の勤務実態も深刻で、日本医労連のアンケート調査では、８割以上の勤務医が月３回は32時間連続勤務を行い、３割を超える医師が「過労死ラインの月80時間以上」の時間外労働を強いられ、女性医師の６割以上が妊娠時の異常を経験し、５割以上の医師が職場を辞めたいと考えていることも明らかになりました。

熊本県では、医師・看護師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また「医師・看護師の確保が難しい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれています。県内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧されます。

こうした危機的な状況を打開することは国民の切実で緊急な願いとなっています。

よって政府におかれましては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望します。

記

１．国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月８日以内に夜勤を規制するなど「看護職員確保法」を改正すること。

２．医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定すること。

３．社会保障費の削減をやめ医師・看護師等の大幅増員に必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　福田康夫様
総務大臣　増田寛也様
財務大臣　額賀福志郎様
文部科学大臣　渡海紀三朗様
厚生労働大臣　舛添要一様

○議長（高野誠二君）

意見書案第３号及び意見書案第４号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、永田紘二議員。

○12番（永田紘二君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前11時09分　休憩

―――――――――――――――○―――――――――――――――

午前11時22分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第97号から議案第106号まで、及び意見書案第３号、意見書案第４号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、12案件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第97号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第98号から議案第106号までの９案件を一括採決いたします。

議案第98号から議案第106号までの９案件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、９案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、意見書案第３号及び意見書案第４号の２案件を一括採決いたします。意見書案第３号及び意見書案第４号の２案件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成19年（第４回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時24分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**立　山　　隆**

山鹿市議会議員　**立　山　秀　木**